

國の大意を述べんに且く三項とす、初に化境としての國、次に依地としての國、後に國家と宗教との關係。

(一) 化境としての國

初に化境としての國の類別及び適應の宗教を辨せんに且く七種分別を擧げん、御書は「教機時國抄」等に據る。七種とは無教國・外道國・小乘國・權大乘國・迹門實大乘國・本門實大乘國及び雜國是也。(一)に無教國とは、總じて宗教及諸の文明的要素無き野蠻國未開地方を概稱す、例せば太古蒙昧時代の各國並びに阿弗利加地方の蠻地、本邦にては愛奴・生蕃等の如き是也、如此國土に弘むべき教法は一往人天教の如き最初歩の徳教を選ぶべき也、但し今末法に於ては最低級の我妙宗を弘むべき也。(二)に外道國とは、設ひ文明的要素を有するも佛教を信せざる國土を概稱す、例せば佛教已前の各國、歐米等の基督教國、土耳其等の回々教國等の如し、此國土に弘むべき教法は一往佛教の初歩たる小乘にても足りなん、但し今末法に於ては稍進みたる程度の我妙宗を弘むべき也。(三)に小乘國とは總じて阿含佛教を奉ずる國土を概稱す、例せば正法前期の印度、又は錫崙・暹羅・緬甸等の南方佛教國等是也。如此國には一往大乘教を以て弘むべし、但し今末法に於ては一層進みたる程度の我妙宗を弘むべき也。(四)に權大乘國とは、權大乘宗を奉ずる國土を概稱す、例せば正法後期の

印度像法前期の支那等の如し、如此國には一往迹門實大乘教を弘むべし、但し今末法に於ては稍高等なる程度に於ける我妙宗を弘むべき也。(五)に迹門實大乘國とは、迹門法華宗を奉ずる國土を概稱す、例せば像法一千年に於ける支那・日本等の如き是也、如此國には正しく我本門法華の妙宗を弘むべき也。(六)に本門實大乘國とは、本門法華宗を奉ずる國土又は奉ずべき國家を概稱す、此國は但一閻浮提の内、入末法二百二年我祖日蓮大士に依て始て本邦に建設せられ、本年(大正三年)に至りて六百六十二年を経たるのみ。(七)に雜國とは、無外兼雜國・外小俱存國・大小混雜國・權實帶對國・本迹混雜國・諸教混雜國等是也。而して現代に於ける各國は實に此國に屬すべきもの多きが如し。以上七種の内本門實大乘國即ち我が一乘妙國こそ最勝なる國土にして一切國家の期待すべき理想的國家なれども、今尙日本の一部分に存在するのみにして、此國が日本乃至世界の大部分に實現するは前途尙遼遠なるべし、然れども我祖及び吾徒の所期たる一天四海皆歸妙法・本門戒壇建立の時とは、慥に此本門實大乘國が、少くとも我が日本國に實現せらるべき時を豫想するもの也、而して此國の實現の成否又は早遲如何は、實に我徒日蓮主義者の雙肩に懸れりと謂ふべき也。尙「開目抄」の一節には二種分別あり、所謂「無智惡國」(攝受すべき國)「邪智謗國」(折伏すべき國)の判是也、委しくは「本化攝折論」等を繕け、以上は總じて出世間より見たる國別なるが、若し世間方面より見れば「教機時國抄」に「國には寒國熱國・貧國富國・中國邊國・大國小國・一向偷盜國・一向殺生國・一向不孝國等

これあり」(四二六)と言へる如く、更に種々無量の分別ありと雖も、此等の研究は則ち普通の地理學歴史學等に屬すべければ今且く之を措く。

(二) 依地としての國

次に教法建設の依地としての國を辨せん。抑劣等の宗教は劣等の國土に依て建立するも可なりと雖も、優勝の宗教は必ず優勝の國土に據て建設し、以て漸く四方に及ぼすべき也。何となれば法國相依の關係を主觀的に考察せば國は法に依て昌ふべしと雖も、今客觀的に論ずれば法は還て國に依て弘まるべければ也。然るに劣教對劣國のことは姑く置き、勝教對勝國のことは就中最勝教は最勝國に依るべきことを述べん。抑最勝の宗教とは何ぞや、即ち我が妙法蓮華經宗なること前節に辨ずるが如し、最勝の國家とは何處ぞや、即ち我大日本皇國是也、今且く十如に約して其所以を辨せん。一に太陽を意匠とせる大日本の名相及び山水明媚氣候温和なるは世界無比也是國相の最勝也、二に正直爲本敬神信佛なるは亦世界無比也是國性の最勝也、三に萬世一系天壤無窮なるは亦世界無比也、是國體の最勝也、四に不惜身命報國盡忠の大和魂は亦世界無比也是國力の最勝也、五に進取開發世界統一の天業を作さんは亦世界無比也是國作の最勝也、六に天神七代地神五代就中天照太神に因て開國せられたるは亦世界無比也是國因の最勝也、七に億兆一心克孝克忠なるは亦世界無比也是國緣

の最勝也、八に皇室尊嚴にして絶對の權威を有し給ふは亦世界無比也是國果の最勝也、九に天下太平國土安穩五穀豐饒上下一致なるは亦世界無比也是國報の最勝也、十に始め國相より國報に至るまで萬國に其比を見ざるは是國本末究竟等の最勝也。(但し以上は大体に約して言ふ若し一時一部に就けば必ずしも然らず)我祖大士末法濁惡の大導師として最勝の宗教たる本化佛教建設の依地として、全世界中特に我大日本國を選定せられたる聖意良に所以ある也、『四條御書』に云く「名のめでたきは印度第二扶桑第一也、佛法は月の國より始めて日の國にとゞまるべし、月は西より出で、東に向ひ、日は東より西へ行事天然のことほり」(二六二八)等、『治部房御返事』に云く「日本國はいみじき國にて候、神を敬ひ佛を崇る國なり」(二〇六七)等、『月水抄』に云く「日本國は神國也此國の習として佛菩薩の垂迹不思議に經論にあひにぬ事も多く侍る」(四八三)等、『高橋御書』に云く「日本國の王となる人は天照太神の御魂の入りかわらせ給ふ王也」(二八五)等、『神國王御書』に云く「我日本國は一閻浮提の内、月氏漢土にもすぐれ八萬の國にも超へたる國ぞかし、其故は月氏の佛法は西域等に載られて候、但七十餘國也、其餘は皆外道の國也、漢土の寺は十萬八千四十所なり、我朝の山寺は十七萬一千三十七所也、此の國は月氏漢土に對すれば、日本に伊豆の大島を對せるがごとし、寺をかすうれば漢土月氏にも雲泥すぎたり、かれは又大乘の國小乗の國、大乘と權大乘の國也、此は寺ごとに八宗十宗をならひ、家々宅々に大乘を讀誦す、彼の月氏漢土等は佛法を用る人は千人に一人也、此日本國は外道一人もなし、其上神は又第

一天照太神第二八幡大菩薩第三は山王等の三千餘社、晝夜に我國をまはり、朝夕に國家を見そなはし給ふ(二三五三)等、『曾谷御書』に云く、「以彼大集經文推此法華經文、後五百歲中廣宣流布於閻浮提之風詔豈非扶桑國乎、彌勒菩薩瑜伽論云東方有小國其中唯有大乘種姓云云、慈氏菩薩相當佛滅後九百年赴無著菩薩請來下中印度演說瑜伽論、是或隨於權機或順於付屬或依於時弘通權教、雖然法華經涌出品之時見於地涌菩薩疑於近成之間佛赴於請演說壽量品至於分別功德品勸獎地涌菩薩云、惡世末法時能持是經者、彌勒菩薩非於自身之付屬雖不弘之親於靈山會上惡世末法時聽聞金言故、說瑜伽論之時末法於日本國地涌菩薩可令流布法華經肝心之由兼示之也、肇公之翻經記云大師須梨耶蘇摩左手持法華經右手摩鳩摩羅什頂授與云、佛日西入遺耀將及東此經典有緣於東北汝慎傳弘云云、予拜見此記文兩眼如灑一身徧悅、此經典有緣東北云云、西天月氏國未申方東方日本國丑寅方也、於天竺有緣於東北豈非日本國哉、遵式之筆云、始自西傳猶月之生、今復東返猶日之昇云云、正像二千年自西流東暮月之如始西空、末法五百年自東入西朝日之似出東天根本大師記云(秀句下)……尋地唐東竭也(一一一)等『當世念佛無間抄』に云く「天竺國正法一千年之間有外道有一向小乘國又有二向大乘國又有大乘兼學國、漢土渡佛法又如天竺於日本國者無外道無小乘之機唯有大乘機於大乘自法華之外無機、但佛法渡日本始時暫雖弘小乘三宗權大乘三宗桓武御宇傳教大師

御時六宗破情成天台宗(中略)日本一州不似印度震旦一向純圓之機也、恐如靈山八年之機(五一二)等『諫曉八幡抄』に云く「天竺國をば月氏國と申佛の出現し給べき名也、扶桑國をば日本國と申あに聖人出給さるむ、月は西より東に向へり月氏の佛法東へ流べき相也、日は東より西へ入る日本の佛法の月氏へかへるべき瑞相なり、月は光あきらかならず在世は但八年なり、日は光明月に勝れり五五百歳の長開を照べき瑞相也、佛は法華經誹謗の者をば治給はず在世には無きゆへに末法には一乘の強敵充滿すべし不輕菩薩の利益此なり、各々我等子等ははげませ給へ(二〇四〇)等聖語深く味ふべし。要之一閻浮提の内特に大日本に依て建立せられたる本化妙宗は、但に日本一州を教化するに止らず、廣く全世界に其洪化を及ぼすべき也、此を以て六老の隨一日持上人は夙に外國傳道の大志を懷き、宗祖滅後永仁三年(西曆一二九五)駿州貞松を發足し陸奥を経て北海道に渡り遂に滿洲に航して妙宗を弘通せり、是大和民族として本邦の新佛教を海外に宣傳せし嚆矢なり。今や萬國開放交通自在亦昔日の比にあらず、布教傳道の衝に當る徒豈に鑑みざるべけんや。尙此依地の法門に就ては、『教機時國抄』(四二七)『顯佛未來記』(九七六)等を拜せよ。

(三) 國家と宗教との關係

國家と宗教との關係を辨ぜんに二とす、初に宗教は經國の根本なることを述べ、後に宗教上國家

の重ずべき所以を辨せん。

初に宗教は經國の根本なる所以を辨ぜんに、夫れ宗教は人心の奥底を支配し、人類に最勝の安心立命を與ふるものにして、實に國家の文明を開發し、眞に社會の幸福を増進するもの也、仍て國家經綸の要素中最も根本的にして重要な地位を占むべき也。彼の政治法律陸海軍農工商等の如き各要は要なりと雖も、尙皮想的にして枝葉の事に屬せざるを得ず、何となれば設ひ善政嚴律能く國家人間の外面を統御すべしと雖も未以て國家の精神を養ひ人間の生命を救濟するに足らず、設ひ軍備擴張善防善戰能く内憂外寇に備ふと雖も未以て根本的に内兇外敵をして心服せしむるに足らず、設ひ殖産工業商賣貿易能く物質界を利益し能く肉體を養ふべしと雖も未以て精神界を幸福し心靈を養ふに足らざるが故也。されば治國平天下の衝に當る國王及び臣民は最も宗教の必要を認めざるべからざる也。但し宗教に内外大小權實本迹等の優劣あり而して其外小權迹の諸教は所謂似て非なるものにして、未以て經國の根本と爲すに足らず、其内大實本の宗教にして始て其効果を奏すべき也。此を以て我祖夙に立正安國の大義を唱導し、仍ち外を去りて内に就き小を捨て、大を取り權を破して實を興し更に迹を廢して本を立て、所謂法華經本門の肝心たる一乘妙法蓮華經を以て守護國家の唯一妙道と聖斷し給ふ、良に所以ある也。『諸經與法華難易事』に云く「佛法やうやく顛倒しければ世間又濁亂せり、佛法は體のごとし世間はがけの如し、體曲は影な、めなり、幸我一門隨佛意自

然流ニ入薩般若海、若世間學者信隨他意ニ沈ニ苦海」(一九五〇)等『種々御振舞御書』に云く「日蓮がかくてひかゆればこそ安穩にありつるなり(一四〇四)日蓮によりて日本國の有無はあるべし(一〇四三)等『立正安國論』に云く「夫國依レ法而昌法因人貴」(三八四)又云く「悲哉數十年之間百千萬之人被レ蕩ニ魔縁ニ多迷ニ佛教ニ好レ傍忘レ正善神不レ爲レ怒哉、捨レ圓好レ偏惡鬼不レ得レ便哉、不レ如修ニ彼萬祈ニ禁ニ此一凶ニ矣」(三八〇)又云く「禁ニ謗法之人ニ重ニ正道之侶ニ國中安穩天下泰平」(三八四)又云く「汝早改ニ信仰之寸心ニ速歸ニ實乘之一善ニ然則三界皆佛國也佛國其衰哉十方悉寶土也寶土何壞哉、國無ニ衰微ニ土無ニ破壞ニ身是安全心是禪定、此詞此言可レ信可レ崇矣」(三九一)『與北條時宗書』に云く「夫此國神國也神不レ稟ニ非禮ニ天神七代地神五代神其外諸天善神等一乘擁護神明矣、然而以ニ法華經ニ爲レ食以ニ正直ニ爲レ力(中略)於ニ一乘棄捨之國ニ豈善神不レ成レ怒耶(中略)所詮拋ニ萬祈ニ召ニ合諸宗於御前ニ決ニ佛法邪正ニ給(中略)於ニ三國佛法分別ニ者在ニ殿前ニ所謂阿闍世・陳隋・桓武是也、敢而非ニ日蓮私曲ニ只偏懷ニ大忠ニ故爲レ身不レ申レ之爲レ神爲レ君爲レ國爲ニ一切衆生ニ所レ令ニ言上ニ也」(六〇八)等『如說修行抄』に云く「天下萬民諸乘一佛乘と成て妙法獨り繁昌せんとさ萬民一同に南無妙法蓮華經と唱へ奉つらば吹風枝を鳴さず雨土壤を碎かず世は義農の世となりて今生には不祥の災難を離れ人法どもに不老不死の理りあらはれんとさきを御覽ぜよ現世安穩の證文疑あるべからざるもの也」(九六八)此等の御書に依て之を観るに、我祖は實に最勝の宗教たる我妙宗を以て經國の根本と定め給のみならず、更に妙法の活現體たる御

自身を以て日本の柱世界の教主なりと宣言せられ、所謂日蓮によりて日本國の有無はあるべし、日蓮を倒すは即ち日本國を仆すなりと揚言し給ふの大抱負を見る、蓋し是因人法重の道理なるべし。然れば則ち我等門下たるものは須く大に宗教が經國の根本なる意義を確信し、所謂立正安國の大事の爲に畢生の力を注がざるべからざる也。

次に宗教上特に國家の重すべきことを辨せば、抑最勝なる宗教は廣義に於ては世界的たるべく、狹義に於ては個人的たるべく、中庸の意味に於ては國家的たるべき也。斯て宗教の所對は通じては世界・國家・個人の全體に亘るべしと雖も、若し別して其中心を取れば國家正意也と謂るべき也。何となれば凡そ國家なるものは進んでは世界、退いては個人の中間にありて能く大權威大勢力を有するものなるが故也。されば天下の事、總て世界本位よりも個人本位よりも、寧國家本位を以て有効とすべし。今宗教の建設又は傳道上に於ては最も國家本位たらざるべからざる也。されば宗教と國家との關係を客觀的に考察せば宗教の爲め國家は實に重要なるもの也。而して國家なるものは多分上に君主あり下に臣民あり、嚴密なる團體の下に上下相和し相扶けて成立せるもの也と雖も、我國等に於て其本末主従の名分を別たば君主は自ら本にして主、臣民は自ら末にして従たらざるを得ず、かくて宗教の所對は國家中にも特に一國の君主を以て更に中心と定むべき也。『立正安國論』に云く「國亡人滅佛誰可崇法誰可先祈國家須立佛法」(三八四)等。『蒙古使書』に云く「一切の大事

の中に國の亡ぶるは第一の大事に候也」(二三二)等。『開目抄』に云く「我れ日本の柱とならん、我れ日本の眼目とならん、我れ日本の大船とならん等と誓ひし願やぶるべからず」(八一六)等。『下山抄』に云く「國主の用ひ給はざらんに其已下に法門申して何かせん、申たりとも國もたすかりまじ人も又佛になるべしとも覺へず」(一五八〇)等。と聖語深く味ふべき也。尙宗教と國家との關係に就ては立正安國論(三七三)守護國家論(二二〇)安國論御勘由來(六〇四)十一通御書(六〇八)南條御書(五二二)一昨日御書(六八七)顯立正意(一〇七三)撰時抄(二四三)妙法尼御書(一七七六)等を見よ。

第六節 考 序

第五に序綱を述べれば、序とは次第順序也、具には教法流布の前後と云ふ。教に勝劣淺深等あり、機に生熟利鈍等あり、時に清濁進退等あり、國に善惡開否等あり。故に其次第を知り先後を考へずんば施化殆ど徒爾ならん。されば『教機時國抄』には「五教法流布之先後(中略)必知先弘法可弘後法」(四二七)等と言へり。斯くて此序綱を考ふることは、自ら前の四綱を結論することになるべし。夫れ宗を立て教を弘め以て衆生を利導せんと欲せば、先づ教を明め機を鑑み時を察し國を知りたる上、更に教法流布の先後を考へんことを要す。例せば良醫の病を治るに前に服する藥を識りて、而して後に病に應じて藥を授くるが如し。宗教も亦是の如し、若し先に外道弘まらば則後に内道を

以て破立すべし、若し先に小乘弘まらば則後に大乘を以て破立すべし、若し先に權大乘弘まらば則後に實大乘を以て破立すべし、若先に迹門弘まらば則後に本門を以て弘むべし。仍て佛在世說法の次第の如き、如來初め外道の邪なる常樂我淨の倒見を破して小乘の苦空無常無我的四法を説き、次に外道小乘の八顛倒を破して權大乘の四徳を説き、後に法華迹門の實教を説きて總じて爾前の權教を破し、更に法華本門の實教を説きて外小權迹の一切を成敗し以て究竟の妙法を開宣し給ふ(但し華嚴は疑はば例外とす)滅後正師弘經の次第亦以て如此、則ち佛陀の豫言に應じ、四依の導師正像末三時に印度・支那・日本の三國等に興立し、昔迹本三重の佛教を秩序整然として祖述せり、則ち正法の前期には小乘の四依たる迦葉阿難等印度に出で、専ら外道に對抗して小乘教を弘む、正法の後期には權大乘の四依たる馬鳴・龍樹・無著・天親等亦印度に興り、専ら小乘に對抗して權大乘教を弘む、像法の中には迹門の四依たる南岳・天台・章安・妙樂・傳教等相前後して支那及日本に輩出し専ら權大乘宗に對抗して法華迹門實大乘宗を弘む、然ども未だ法華經の實義を顯さず、末法の初本門の四依たる我祖大士日本に降生し法華本門唯一實大乘宗を建立し、前に小權の諸宗を破し後に迹門天台を斥け、以て當代時機相應の眞佛教を制定し、佛滅後二千二百餘年三國佛教の統一を企圖し給ひぬ。此は是大判也若し細判せば更に重々の次第あるべし、則ち正像は且く置き、今末法に於ては總じては二期三期五期等の分別あり、別して祖師御一代に於ては佐前佐後の次第、序正流通の順序ありて化導の進

退概説すべからざるものあり。又祖師の時代等は執權謗實の時なれば、専ら權實相對の破立なるべく、明治維新前後及び現代の如きは概して執外謗佛の時なれば、専ら妙宗的内外相對の破立なるべき也(時綱の下参照)委しくは茲に述べ難し。要之三時三教・三重配當の高判は、末法の四依たる我祖大士が教主釋尊の付囑に基き、正智正見を以て横に一代聖教を(昔迹本)正解し、豎に正像末の三時に配當し、其淺深過當を判別して、時機相應の教化を施し、一切衆生をして轉迷開悟、離苦得樂、即身成佛の大向上大發展を爲さしむる所以也。『南條御書』に云く「又佛法流布の國に在りても前後を勘べし、佛法を弘る習ひ必さきに弘ける法の様を知べき也。例せば病人に藥をあたふるにはさまに服したる藥の様を知べし、藥と藥とがゆき合てあらそひをなし人をそんずる事あり、佛法と佛法とがゆき合てあらそひをなして人を損ずる事のある也、さきに外道の法弘まれる國ならば佛法をもつてこれをやぶるべし、佛の印度にいで、外道をやぶる、まどうかぢくほうらんの震旦に來て道士をせめ、上宮太子和國に生て守屋をきりしが如し、佛教に在りても小乘の弘まれる國をば大乘經をもつてやぶるべし、無著菩薩の世親の小乘をやぶるしが如し、權大乘の弘まれる國をば實大乘をもつてこれをやぶるべし、天台智者大師の南三北七をやぶるしが如し(五三二)等。『下山抄』に云く「像法一千年の内に入ぬれば月氏の佛法漸く漢土日本に渡り來る、世尊眼前に藥王菩薩等の迹化他方の大菩薩に法華經の半分迹門十四品を譲り給ふ、これは又地涌の大菩薩末法の初に出現せさせ給て本門

壽量品の肝心たる南無妙法蓮華經の五字を一閻浮提の一切衆生に唱させ給ふべき先序の爲め也、所謂迹門弘通の衆は南岳天台妙樂傳教是也、今の時は世すでに上行菩薩御出現の時刻に當れり(六一五)等。『四菩薩造立抄』に云く「一代聖教を弘むべき時に三あり機もて爾也、佛滅後正法の始の五百年は一向小乗、後の五百年は權大乘、像法一千年は法華經の迹門等也、末法の初には一向に本門也(中略)本迹の所判は一代聖教を三重に配當する時、爾前迹門は正法像法或は末法は本門の弘らせ給へべき時也(一八五七)等。『觀心本尊抄』に云く「問曰此經文遣使還告如何、答曰四依也、四依有二類、小乘四依多分正法前五百年出現、大乘四依多分正法後五百年出現、三迹門四依多分像法一千年少分末法初也、四本門四依地涌千界末法初必可出現、今遣使還告地涌也、是好良藥壽量品肝要名體宗用教、南無妙法蓮華經是也、此良藥佛尚不授與迹化(何況他方乎)(九四四)等。『治病抄』に云く「今末法に入て本門のひろまらせ給ふべきには、小乘權大乘迹門の人々、設ひ科なくとも彼々の法にては驗あるべからず、譬へば春の藥は秋の藥とはならず、設ひなれども春夏の如くならず(二一〇〇)等、聖語深く思ふべし、然るに佛教既に弘る後に於て敢て外道を以て教へんとし、大乘流布の後に更に小乘等を以て代らんとし、實教開けて後尙權教を執し、本門起て後尙迹門を捨てざるが如きは、恰も日出で、後尙燈火を點じ、金玉を捨て、瓦礫を取るが如し。此等は皆教法流布の序を知らざるもの也。則ち印度の馬鳴・龍樹已後に於ける阿含教徒の小乘弘通の如き、支那の天台出興已後に於ける三論・

法相・華嚴等の權宗弘通の如き、日本の傳教已後我祖日蓮已前に於ける眞言・禪・淨土等の權宗弘通の如き、殊に我祖日蓮已後に於ける權門諸宗及び天台の法華弘通又は權實雜亂の弘通の如き、乃至現代日本等に於ける佛教十二宗四十七派(本宗九派を除く)の弘通の如き、又新來の基督教の傳道等の如きは、皆是教法流布の先後を知らざるもの也、如此時機不相應の弘教は毫も人生に利益無のみならず、反て是眞理の敵國家の仇にして實には破佛法の因縁破國の因縁也、須く爲法爲國爲人其宗團を解散し其傳道を廢止して可也。然るに本宗の如き宗弊の由來すること既に三百有餘年、時勢に後るゝこと始に四十餘年、流弊百出宗勢不振、名徒に實教妙宗等と誇揚するも實は殆ど外道邪教に類似し、本化立教の正義將に地を掃はんぞとす、誠に痛嘆の極と謂べし。然れども此は是末徒の弊害のみ、宗祖大士に依りて開かれたる眞の宗門は廣く過去乃至將來の教界を成敗し統御するの實力を有し、泛く東西兩洋の思想界を支配し統一するの權威を持つもの也。大教隆夷存其人矣、今の頽廢せる宗門の現状を見て累を宗祖に及し疑を眞宗門に容るゝが如きは吾其可なるを知らざる也。願くは濟世利民の局に當る士は我祖日蓮大士立教開宗の本義を洞察し、宗徒は早く其本分を自覺して其責任を盡し、他宗徒は誤れる信仰を離して速に我正法に歸伏せよ。教法流布の先後を論ずる所詮實に茲に在り矣。尙序綱に關しては教機時國抄(四二六)高橋御書(二二七九)曾谷御書(二〇九六)下山御書(一五五九)撰時抄(二二三六)本尊抄(九四七)三大祕法抄(二〇五二)等を見よ。

第七節 總結

總じて五大教綱を結せば明教は良に宗を立つる所以也、鑑機は良に人を察する所以也、察時は良に世に應ずる所以也、知國は良に方を定むる所以也、考序は良に變に應じ宜しきに適ふ所以也。如斯五大綱判は實に我祖日蓮上人本化の大智辯を以て正しく法華經神力品の金言に基きて制定せられたる者、誠に用意周到を極め他宗不共前代未聞の組織的批判宗學也。我祖末法の初に出興して宗教革命の法規妙法宣傳の憲教として自らも之を用ひ給ひ、又後世我等弟子檀那の爲に遺し給ひたる千古不磨の一大高判なり。斯くて此の五綱判は諸宗中王最爲第一の妙判にして天台の五時八教尙其類に非ず、況んや三論の二藏判、法相の三時判、華嚴の五教・三轉法輪、眞言の顯密二教判・十住心論、淨土の二道・二門・二行判、眞宗の二雙・四重判、禪宗の教内教外判等に比すべけんや、則ち彼は迹門の判・此は本門の判、彼は權教の判、此は實教の判、彼は迷妄の判・此は悟知の判、實に天地水火の相違あり、豈に日を同うして語るべけんや。然り而して此の五綱判教は次下の三秘立宗と相待て本宗教義の二大綱領を爲せるもの也、蓋し五綱に非ずんば本化別頭の教相を判ずるに由なく、三秘に非ずんば本化別頭の宗旨(又は觀心)を立つるに由なければ也。古來彼の三秘を宗旨と名づけ、此の五綱を宗教と稱し合せて八個の大事と祕して珍重する良に所以ある也。斯て此の五綱は日蓮上人の教

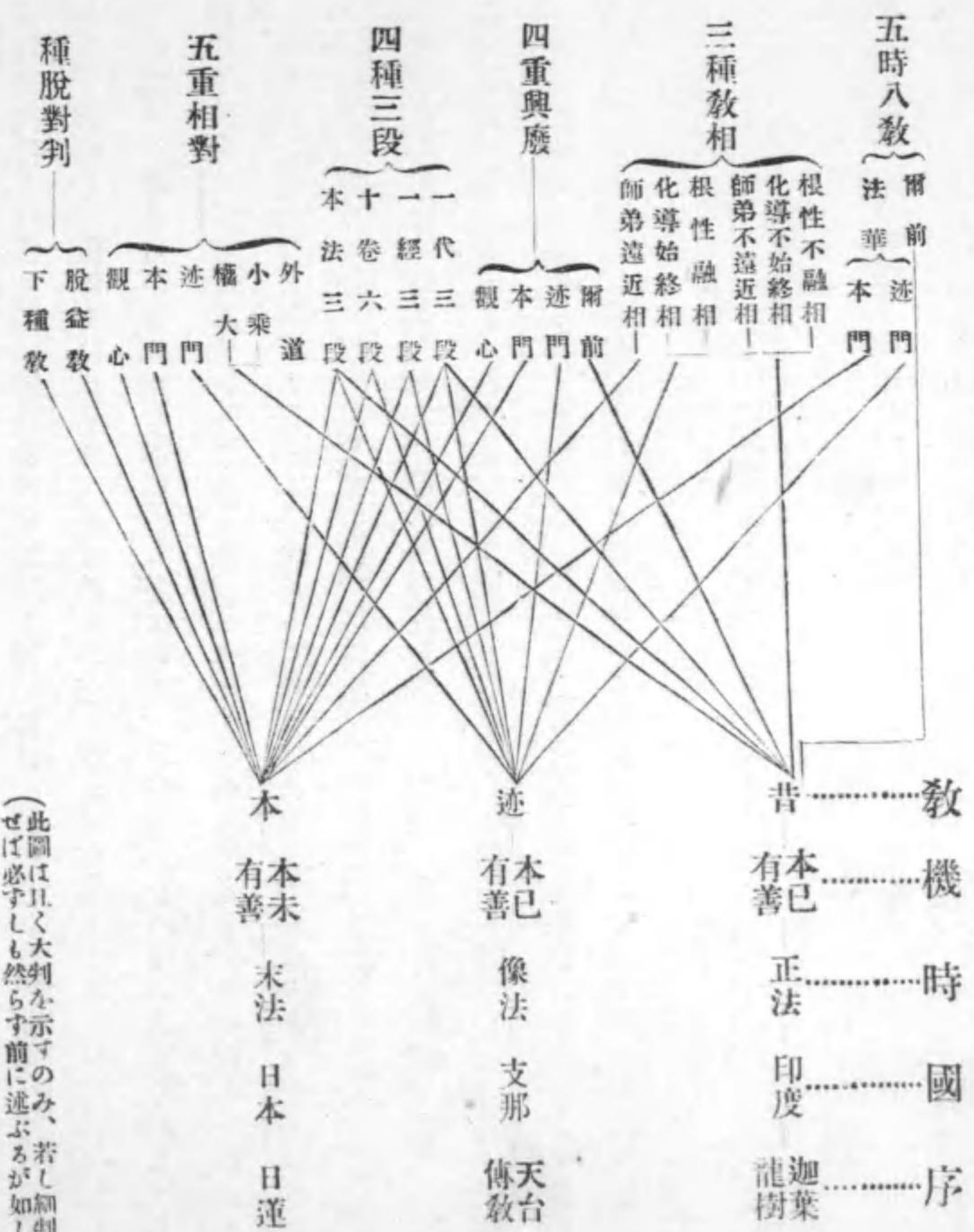
義の主要なるもの、一にして我等傳道者の須臾も等閑に付すべからざる法則なれば、我等は單に之を學說として理解し記憶するに止めず、更に進んで之を實地に應用することを怠るべからず。然るに五綱の原則は宗祖所定の如く萬古不易の大道にして、我等の手をつけいろうべからざる所也と雖も、其應用的方面に於ては必ずしも舊規を固執すべからざるものあり、是他なし一口に末法と云ふと雖も、初中後等によりて時勢の變遷あることを免れず、六百年前の鎌倉時代の末法と現代の末法と時機、既に雲泥水火の相違なしとせず、弘教の進退亦大に斟酌せざるべからざるものあるが故也。我等弘教の士若し其根本義を悉知し、更に其變通を悟りて實地に之を應用せば、經文の所謂「如三日月光明・能除諸幽冥・斯人行世間・能滅衆生闇」(神力品傳文)の佛識を實現し、宗祖の所謂「知此五義・弘佛法・可成日本國師一歎」(教機時國抄)との聖訓を身讀し、法華經の行者世界の宗教家たる光榮を全うすることを得ん、學佛乘の徒最も精研せずんばあるべからず。南無妙法蓮華經

宗教五綱 (本化教相門)

宗旨三秘 (本化觀心門)

宗門八箇之大事(宗乘の二大綱領)

尙最後に五綱相互の關係を圖示せば粗左の如し。



第六章 三秘立宗

第一節 總述

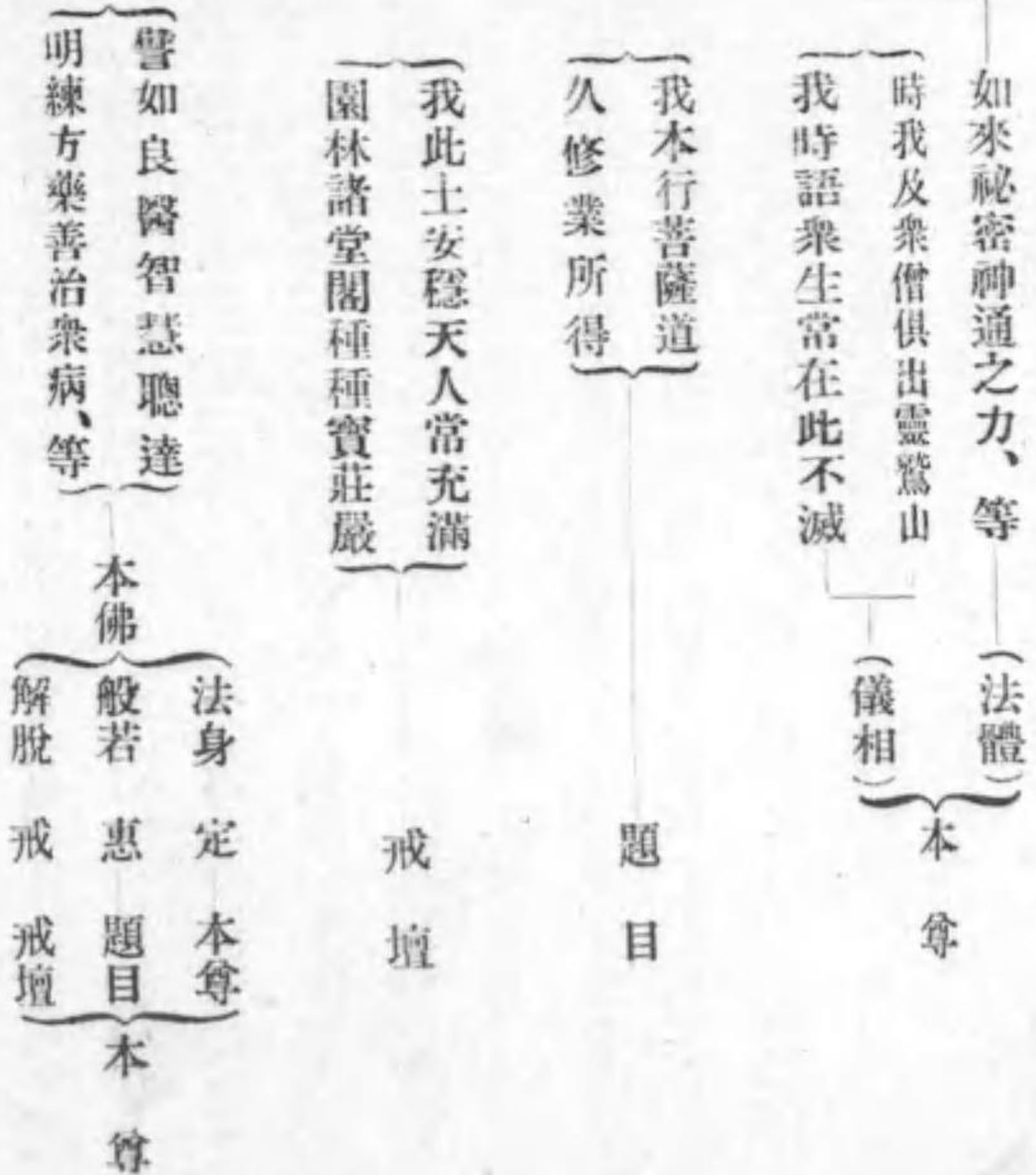
五綱判教に據て一代佛教の淺深を明め滅後諸宗の勝劣を判じ、以て選出せられたる佛教の神髓唯一絶對の宗旨は何ぞや、謂く本因本果種脱一雙の一大秘法たる題目の五字七字也。即ち法華經本門壽量品の肝心たる妙法蓮華經の五字は在世本果脱益の宗旨にして、壽量所顯神力別付上行所傳日蓮所弘の南無妙法蓮華經の七字は滅後末法本因下種の宗旨也。如此五字七字の一大秘法は實に本宗教門の宗極觀門の樞要なるもの也。而して今此一大秘法を更に行門に約して開立せるものを即ち三大秘法なりとす。此三大秘法は本教主釋尊我本行菩薩道の當初修行し給ひし妙法(三大秘法抄(二〇五一))にして又末法今時の我等一同が正しく修行すべき宗要也。此法門は我祖佐前に説かず佐後に至りて始めて顯し給ふ、則ち『義淨房御書』(文永十年五月二十八日)に「法華經の功德と申は唯佛與佛の境界、十方分身の智慧も及か不_レ及かの内證也(中略)此經に於て重々の修行分れたり(中略)壽量品の法門は日蓮が身に取てたのみあることぞかし、天台傳教等も粗しらせ給へども言に出して宣給はず、龍樹天親等も亦如_レ是、壽量品の自我偈云一心欲見佛不自惜身命云云、日蓮が已心の佛界を此文に依て顯す也、其故は壽量品の事の一念三千の三大秘法を成就せる事此經文なり可_レ秘可_レ秘(中略)無作の三身の佛果を成就せん事

は恐くは天台傳教にも越へ龍樹迦葉にも勝れり」(九六五)等とあるが最初也。三秘、具には三大秘法と云ふ、一に本門の題目、二に本門の本尊、三に本門の戒壇也。(次第不定)秘即ち秘密とは本經の「如來壽量品」に其總要を示して「如來秘密神通之力」と言へる中の秘密の語に基く也。秘密に二義あり、一に能化に約せば時機未だ到らざる故に隠して説かざる最勝の法なりと也、二に所化に約せば佛は知り給ふとも凡夫には隠れて見えざる深妙の法なりと也。此三秘は即ち一秘妙法の三方面なるが故に其本體は竝に妙法の一秘に過ぎずして相對し相照して觀門の樞機宗旨の全體を爲すもの也、故に又觀心の三秘宗旨の三秘等とも稱す。此三秘に各本門の語を冠する所以は小乘權大乘迹門等の諸教に簡び、特に本門の教義に基くことを示し、且つ偏觀無教の邪觀心に濫せざらんが爲也。但し觀心の本尊觀心の題目等と言ふは多義ありと雖も能詮の語を略し直に法門の種屬(觀心正意)を顯すの立稱なりと云ふべき歟。第一に本門の題目は當家立行の本法、萬行總歸の要道にして南無妙法蓮華經の五字七字是也。而してこの五字は法華經の題號名目なれば題目と稱する也。其法體たるや、誠に天地の精宗法界の神靈、一代の總要一部の心髓、本佛の寶號本化の魂魄なるもの是也。我等此本門の題目を信行して本門の本尊に歸命するときは、法界の眞理自ら五字に包容し諸佛の智慧任運に七字に總攝し、設ひ其意義を知らずと雖も、妙法不思議の力自然に本有の佛性を開發し以て即身成佛の大果を得んこと疑なし。是正しく我宗の修行也本化の觀心也。第二に本門の本尊は當家信仰の

對境、諸尊統總の標的にして亦南無妙法蓮華經の五字七字是也。其法體たるや、人に約すれば題目の名に依て顯されたる無作三身久遠實成教主釋尊を中心としての十界勸請の大曼荼羅是也、法に約せば天地の眞理萬教の總要一部の都名たる無作の圓理久遠の本法今番の妙法を總要としての十界勸請の大曼荼羅是也。更に要を以て之を言はば本法の名に依て顯したる唯一本佛即ち是本尊の正體なりとす。而して如此本尊は實に最尊無比の一大圓佛にして又近く我等己心の體用の顯現に外ならざる也。我等口に題目を信唱して此本尊を信仰するときは我身即本尊と感應道交し三身圓滿の大果を感じ、自他共安同歸寂光の報地を得んこと決定して疑あることなし、是正しく我宗の妙境也信仰の對象也。第三に本門の戒壇は、王佛冥合の本場、觀心本尊の當處にして亦南無妙法蓮華經の五字七字也。我等行者本尊に歸依して題目を受持信唱する隨處是道場にして即ち一分の戒壇なるが、此一分の戒壇漸く四方に擴大して遂に天下萬民諸乘一佛乘となり妙法獨り繁盛せんとき王佛は茲に冥合一致して國王勸宣の下に建立せらるべき國家的世界的宗教的根本道場は即ち全分の本門戒壇也、此戒壇は日本乃至全世界一切人類の懺悔滅罪すべき根本道場にして、其勸請せらるべき主尊は即ち南無妙法蓮華經の本門本尊にして又其道德的戒律の源泉は即ち本門題目の妙法に外ならず、如此偉大なる戒壇の建設は唯我祖に依りて既に豫言せられ、我等宗徒の努力によりて實現せらるべき大事業にして、若し此戒壇にして實現せられなば世界の王民は眞に娑婆即寂光の極樂に浴すべし、是我宗

の所期也最終の目的也。然るに本經の典據を明さば、經は在滅三時に通ずるを以て顯露に之を説かざれども、宗祖及び先師の指導に依りて之を窺うに、正依としては本門正宗の壽量品及び流通の神力品、傍依としては迹門の寶塔品なるが如し、今略して二三の説を圖示せば左の如し。

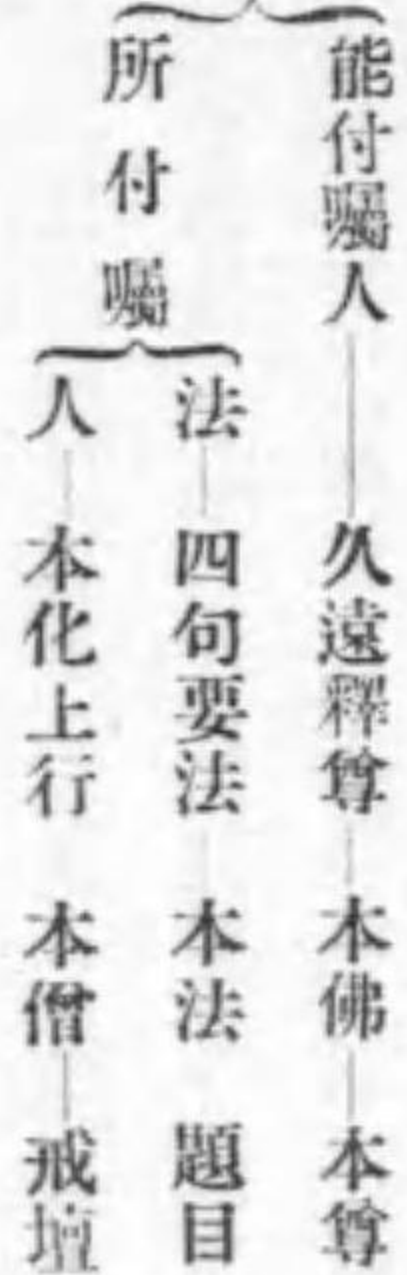
(一) 壽量品 (正依)



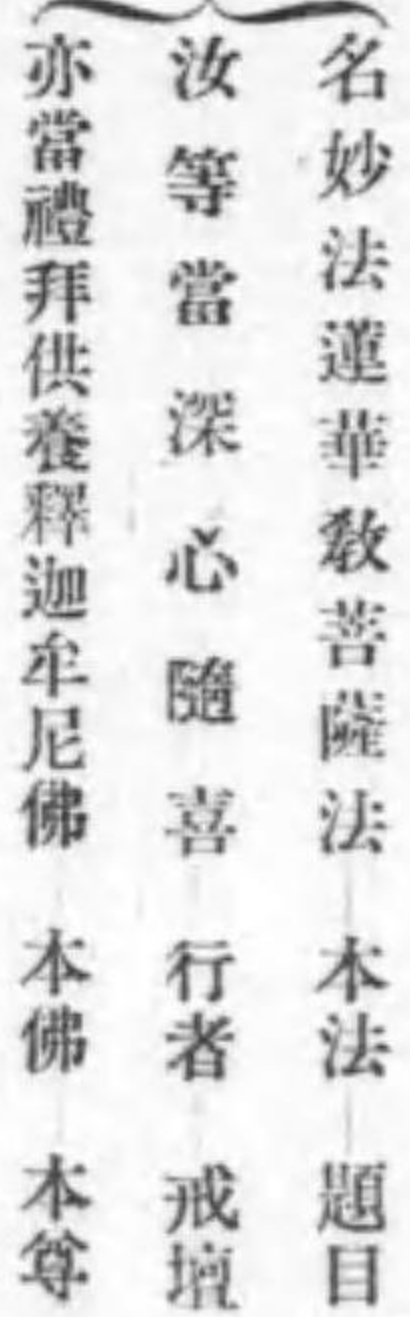
(二) 壽量品 (正依)



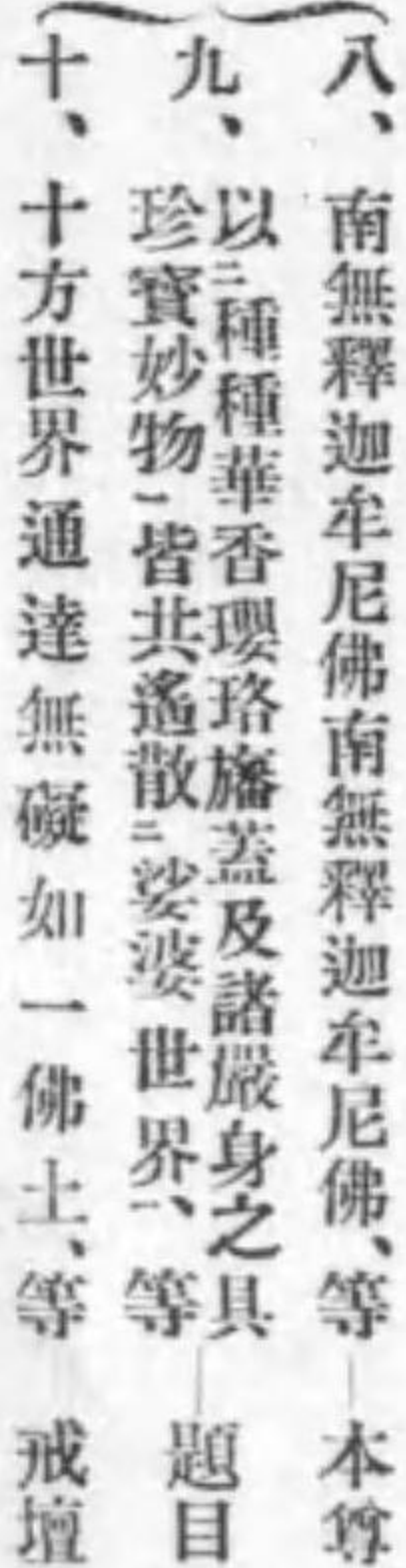
(三) 神力品別 (正依) 付囑の文



(四) 同第七神力空中唱聲の文 (正依)



(五) 同後三神力の文 (正依)



南無釋迦牟尼佛

本尊

(正依)

以要言之乃至宣示顯說

(六) 同諸文

若經卷所住之處若如說修行之處

題目

即是道場諸佛住此

戒壇

爾時大衆見二如來在寶塔中佛座高遠 本尊

(七) 見寶塔品

佛欲以此妙法蓮華經付屬有在 題目

若持此經則持佛身是名持戒行頭陀者 戒壇

若し夫れ祖判に於ける具説は左の『三大祕法抄』等の一節に加くはなし。

曰く「問所説要

言之法者何物耶、答云夫釋尊初成道の初より四味三教乃至法華經の廣開三顯一の席を立て略開近顯遠を説せ給し涌出品まで、祕せさせ給し實相證得の當初修行し給し處の壽量品の本尊と戒壇と題目の五字也(中略)三大祕法其體如何、答云予已心大事不_レ如_レ之汝志無_二少言_一之。壽量品所_二建立_一本尊者五百塵點當初以來此土有緣深厚本有無作三身教主釋尊是也、壽量品云如來祕密神通之力等云云、疏九云一身即三身名爲_レ祕三身即一身名爲_レ密又昔所_レ不_レ説名爲_レ祕唯佛自知名爲_レ密、佛於_二三世_一等有_二三身_一於_二諸經中_一祕_レ之不_レ傳等云云。題目者有_二二意_一所謂正像與_二末法_一也、正法には天親菩薩龍樹菩薩題目を唱させ給しかども自行ばかりにしてさて止ぬ、像法には南岳天台亦題目計り南無妙法

蓮華經と唱給て自行の爲にして廣く他の爲に不_レ説是理行の題目也、入_二末法_一今日蓮が所_レ唱題目異_二前代_一互_二自行化他_一南無妙法蓮華經也、名體宗用教五重玄五字也。戒壇者王法冥_二佛法_一佛法冥_二王法_一王臣一同に本門三大祕密の法を持て、有徳王覺徳比丘の其乃往を移_二末法濁惡未來_一時、勅宣竝御教書を申下て尋_レ似_二靈山淨土_一最勝地可_レ建立戒壇_二者歟、可_レ待_レ時耳、事の戒法と申は是也、三國竝に一閻浮提の人懺悔滅罪の戒法のみならず、大梵天王帝釋等も來下して賜給べき戒壇也(中略)此三大祕法は二千餘年の當初地涌千界の上首として日蓮體に自_二教主大覺世尊_一口決相承せし也、今日蓮が所行は靈鷲山の稟承に芥爾計りの相違なき色も替らぬ壽量品の事の三大事なり(中略)法華經を諸佛出世の一大事と説せ給て候は、此三大祕法を含たる經にて渡らせ給へばなり(三〇五)と。尙

一、法華行者值難事(二〇二六)一、法華取要抄(二〇四二)一、報恩抄(二五〇八)

一、御義口傳……此經難持の下(四八)擣筵和合の下(下卷)建立本尊の下(下卷)等を拜せよ。

第二節 本門 題目

第一項 大意

唱奉る南無妙法蓮華經とは、本門別頭事行の妙觀、無作三身の法身佛、圓融三諦の大法聚、一念三千の和合衆、法王頂上(安樂鬘珠)行人衣裡(五百鬘珠)龍女身内(提婆鬘珠)唯此一珠也、故に能唱ふる者

は縁を音聲に繋げ、念を字訓に一す、一音一文事觀にあらざるることなし。妙とは法界總相絶言眞如、法とは法界の體性萬法の大本、蓮とは本佛の妙果涅槃の寶聚、華とは菩薩の本因諸波羅密、經とは法王の訓辭群生の模範也。衆生此の妙經を受持して本種となし、口に妙文を唱へて心田を潤し、福智雙修して妙華開け、縁了是足して蓮徳を成就せん、塵々法々利物に非ることなし、依報正報皆十世古今を宣べん、四維上下皆是我有、三有六趣皆寶所、蘊界根識皆妙智、自在の妙用言を以て宣ふべきなし、故に強て南無妙法蓮華經と號する也。

第二項 題目の權實

凡題目は別文の全體を總括するものにして極て肝要なるもの也、佛教に於ては大小權實共に「如是我聞」の上の題目を以て肝要となす、佛名亦之に準すべし(報恩抄 二五〇三)今此題目を大に分ちて二とす曰く權教の題目曰く實教の題目是也。先づ權教の題目とは即ち爾前諸經の題目を云ふ、則ち阿含經の題目は僅に界内六道生滅の四諦の法を示すのみ、淨土經・眞言經・般若經・華嚴經等の題目は進んで界外十界無量の四諦の法等を示せども、未だ記小を明さざれば皆成佛道の妙益全からず、久成を説かざれば佛陀の顯本も定らず、要するに諸經の題目は未顯眞實の經々に名けたるが故に權教の題目にして、全く依用するに足らず。次に實經の題目とは一切經中唯法華經の題目に限れり、則ち前述

門の開權顯實の妙義、後本門の開迹顯本の妙義は相待ちて佛教の眞實義を全顯したるもの、而して其二十八品に共通せる妙法蓮華經の五字は即ち無上眞實の題目にして吾人の正しく信行すべき題目也。然るに諸宗の人師等題目の權實を解せず、權教の題目を取りて還て實教の題目を捨つ、我祖大士末法の初め權實不明の時に當り、大に法華實教の題目を唱導して嚴に諸宗權教の題目を破廢し給ふ、「報恩抄」(二五〇二)「曾谷抄」(一六五三)等に詳論し給ふが如し。然るに開會の重に於ては權教の題目も總て實教の題目體内に攝取包容して各其分位に住せしむる也、則ち阿彌陀佛・大日眞言・藥師觀音・梵天帝釋等一切の題目及び一切人法も、總て妙法五字の光明に照されて復活する也。但し念佛は所開にして劣り妙法は能開にして勝るゝが故に妙法の行者は一期念佛等を稱へずとも自然に一切の功徳を具有する也。斯て實教の題目は其廢立門に於ては權教の題目及び一切人法を折伏して餘す所なしと雖も、其開會門に於ては諸多の題目及び一切の人法を攝取して亦餘す所なし、而して如此最勝なる題目を修行する者の功徳亦偉大なる也、然るに彼權教の題目を信じて此實教の題目を信ぜざる徒は單に其功徳淺劣なるのみならず、還て不信謗法の咎により墮在泥梨の惡果を招くべき也。然るに古來一類不明の徒、敢て題目(妙法)名號(彌陀等)名異體同と唱導するものあり、蓋し教の權實も知らず、法の内容も理へざる愚見のみ。「題目彌陀名號勝劣事」(四八五)等に破文あり必ず見よ。若夫「撰時抄」に「念佛と申すは雙觀經・觀經・阿彌陀經の題名なり、權大乘の題目の廣宣流布するは實大

乗の題目の流布せんずる序にあらずや、心あらん人は此をすひしぬべし、權教流布せば實教流布すべし權經の題目流布せば實經の題目又流布すべし」(一二三五)等と言へる如きは、蓋是教法流布の前後に約して、且く權教の題目を以て實教の題目の序分となし給ふの與釋ならくのみ。委しくは往て祖文を拜せよ。

第三項 題目と一部

題目と一部と其同異如何、謂く題目は總體にして一部は別用也、又題目は所顯にして一部は能顯也、能顯の別文は能く總要の玄意を顯すと雖も、其能顯の別文には自ら限量あり、總要の妙法は別文の一部に依て顯ると雖も、其所顯の玄理は無窮也、されば日月燈明佛は六十小劫此妙經を説き(序品)大通智勝佛は此を説くこと八千劫也(化城喻品)今佛釋尊は壽量品に於て其正宗を顯し、更に滅後末法流通の爲神力品に至り、結要して之を上行等の菩薩に付囑して曰く「若我以是神力於無量無邊百千萬億阿僧祇劫爲囑累故説此經功德猶不能盡」等と、以て知るべし、其所顯總要の五字に無盡の功德を含有することを、されば靈山八年一部八卷の原本の如き實に廣漠なりしにせよ尙是略説たるに過ぎず、詮ずる所一部は有限的にして劣り題目は無限的にして勝れたりと云ふべき也、但し此は且く徳用に約する義也、若し法體に約せば二者全く異ならず、何となれば惣は別を惣し別

は總を別したるものにして唯是一法なるが故也、例せば圓融三諦の如し、若し其法體を論ぜば勝劣なしと雖も、其徳用を論ぜば即ち中道を以て體とし勝とし空假を以て用とし劣とするが如し。されば我祖行門に於て題目正行一部助行(御義下五〇等)と行に正助を立つるが如きは即ち徳用勝劣の邊にして讀經唱題共に我家の妙行と立つるが如きは即ち法體一致の邊ならくのみ。要之若は約教若は約行、一往法體の同致を以て論ずれば勝劣無しと雖も、再往徳用の差異を論ずれば勝劣あり、是即ち無限有限正行助行と分つ所以也。又教主釋尊が末代の鈍機を救ん爲には勝れたる結要五字の題目を選びて別して本化に付囑し、像法の利機を教へんには但一部を取て通じて述化等に付囑し給ひたるが如きは即ち其徳用の異の邊に従ひ給へる扱ひ也。然るに更に修行の難易及び利益の多少を論ずれば、徳用の勝れたる唱題の行は簡易にして根の利鈍に通じ利益甚だ多大也、而して比較的徳用の劣れる讀經の行は繁且つ難にして鈍根に通ぜず利益稍狭小也、亦兩者の相違を知るべし。尙經文の神瑞に就て判ぜば、序品の放光は只東方萬八千世界に限り、神力結要の光明は十方世界を照し、又寶塔品の三變土田は單に四百萬億那由陀の國土に局り、神力結要の時は「十方世界通達無礙如一佛土」とて極めて偉大也、如此本門神力結要の時の神瑞が他の一經の場合に勝るゝは自ら要の題目の一部の別文に勝るゝを示すもの也。(瑞相御書)尙法華經に就て廣略要の三義あり、一部八卷二十八品は廣也、方便壽量等は略也、題目の五字七字は要也。而して我祖立宗の生命は實に廣略の法華に非ずし

て肝要の妙法にありし也、悉には『法華題目抄』(五八六)『法華取要抄』(一〇四三)等を拜せよ。

第四項 付囑の起盡

教主釋尊在世化導の大事既に終を告げ、更に滅後の爲、就中末法の下機救濟の爲、其難度の弘通に堪ふべき本化上行等の大士に、其適應の宗旨たる五字の要法を別付囑なさせ給ひし始末如何。『御義口傳』に云く「惣じて妙法蓮華經を上行菩薩に付囑し給ふ事は寶塔品の時に事起り壽量品の時に事顯れ神力囑累の時事竟る也」(下卷二九)と、依て『寶塔品』を見るに「誰能於此娑婆國土廣說妙法華經」とあり、是正しく五字付囑の發端也、其所以は次下に更に語を重ねて「佛欲以此妙法華經付囑有在」とあるが故也、若其付囑の法が一部を指すにあらば此經と云ひて可なるべし、然るに特に語を重ねて「妙法華經」「妙法華經」と言ふは其意を題の五字にあるや知るべき也、されば天台は「舉て付囑聲徹下方」(文句會本二)と云ひ、又妙樂は「略舉經題一收一部」(同上)と云へり、蓋其略して經題を擧ぐるの意は本化にあれども、而も所收の一部を指すは衆會に應ずるの義ならん、故に天台は(文句會本)「付囑有在」の文に於て二意を設けて釋せり、則ち近令有在と遠令有在と也、近令有在とは二萬八萬舊住の菩薩の一部を付して此土に弘宣せしむる也、遠令有在とは本弟子下方の千界微塵に題目を付して適處に流通せしむる也、等と言へり、二意ありと雖も蓋し後意を以て正意と

せん也、此を寶塔品に事起ると云ふ。次に壽量品に事顯るとは、我祖『本尊抄』の一節に其意義を盡し給へり、曰く「壽量の法門は滅後の爲に之を請する也、壽量品に云く或失本心或不失者、乃至、不失心者見此良藥色香俱好即便服之病盡除愈、等云云、久遠下種大通結緣乃至前四味迹門等一切菩薩二乘人天等、本門に於て得道する是也。經に云く餘失心者見其父來雖亦歡喜問訊求索治病然與其藥而不肯服所以者何毒氣深入失本心故於此好色香樂而謂不美、乃至、我今當設方便令服此藥乃至、是好良藥今留在此汝可取服勿憂不差作是教已復至他國遣使還告等云云、分別功德品に云く惡世末法時等云云、問曰く此經文の遣使還告は如何、答て曰く四依也四依に四類あり、小乗の四依は多分正法前五百年に出現す、大乘の四依は多分正法後五百年に出現す、三迹門の四依は多分像法一千年少分末法初也、四本門の四依は地涌千界末法の初に必出現すべし、今遣使還告地涌也、是好良藥とは壽量品の肝要たる名體宗用教の南無妙法蓮華經是也、此良藥をば佛猶迹化に授與し給はず何に況んや他方をや」(九四四)等と、更に要釋せば、夫壽量品の良醫中、「良醫」とは則ち本佛釋尊なり、「不失心の者」とは則ち久遠下種大通結緣の輩にして佛在世法華本門の會座に於て得道せる者、「失心の者」とは滅後惡世末法に本化上行の教化に遇ひ五玄具足の一大良藥たる題目を受けて成佛する者なり、而して此大良藥は何にして製し給ひしやと云ふに『壽量品』に「我等愚痴誤服毒藥願見救療更賜壽命、父見子等苦惱如是依諸經方求好藥艸色

香美味皆悉具足、搗符和合與子令服而作是言、此大良藥色香美味皆悉具足汝等可服速除苦惱、無復衆患」とあり、「其毒藥を服する」とは權門邪法を迷信するを云ふ、「更賜壽命」とは謗法墮獄より向上せんと希ふを云ふ、「其諸經方」とは廣く一代十二部經を指し、「好藥草」とは諸經所説の法門を云ひ「搗符和合」とは諸教諸説の法門を破廢し開會するの謂也、諸經所説の法門は所搗所符にして今經は能搗能符なり、而して諸經所説の法門を破廢し開會し搗符し和合して、一大丸藥としたるが即ち是好良藥の妙法五玄具足の題目にして是正しく末法弘通の法體本化所囑の一大祕法也、此を壽量品に事顯ると云ふ。三に神力囑累に事竟るとは、神力品に於て正しく滅後末法の爲に壽量品の妙法を更に結要して本化上行等に別付し以て別命(別命とは涌出品に述化他方を制止して別して地涌に命するを云ふ)に酬い、囑累品には更に一般大會に一部及び餘經を總付して通命(通命とは法師寶塔兩品は通じて本化述化自界他方に命するを云ふ)に酬るるを云ふ也、「本尊抄」の一節に亦此事を委説し給へり、曰く、「如是十神力を現じて地涌の菩薩に妙法五字を囑累して云く、經に云く爾時佛告上行等菩薩大衆、諸佛神力如是無量無邊不可思議、若我以是神力於無量無邊白千萬億阿僧祇劫爲囑累、故説此經功德猶不能盡、以要言之如來一切所有之法(法、名)如來一切自在神力(妙、思)如來一切祕要之藏(蓮、休)如來一切甚深之事(華、宗)皆於此經宣示顯説(經、教)等云云、天台云く爾時佛告上行より下は第三結要付囑なり云云、傳教云く以要言之如來一切所有之法乃至宣示顯説已上經文明知果分一切所有之法、果分一切自在神力、果分一切祕要之藏、果分一切甚深之事皆

於法花宣示顯説也等云云、此十神力は妙法蓮華經の五字を以て上行安立行淨行無邊行等の四大菩薩に授與し玉ふなり、前の五神力は在世の爲、後の五神力は滅後の爲也、爾りと雖も再往之を論ずれば一向に滅後の爲なり、故に次下の文に云く以佛滅度後能持是經故諸佛皆歡喜現無量神力等云云(九四五)、又天台「文句」十(三三)に云く「結要有四句一切法者一切皆佛法也此結一切皆妙名也、一切秘藏者遍一切處皆是實相此結妙體也、一切甚深事者因果是深事此結妙宗也、皆於此經宣示顯説者惣結一經唯四而已撮其樞柄而授與之」と、又「玄義」七(四二)に四要を擧げて云く「如此等付囑千世界微塵菩薩」と、「御義口傳」(下五〇)に云く「一經とは本迹廿八品なり、唯四とは名用體宗の四なり、授與とは上行菩薩に授與するなり、之とは妙法蓮華經なり」と。已上は神力別付に關する判釋也、然るに神力別付唯本化に限る所以如何、又其出現の時處如何、「涌出品」に云く「止善男子不須汝等護持此經、所以者何我娑婆世界自有六萬恒河沙等菩薩摩訶薩」等云云、「本尊抄」に云く「神力品に云く爾時千世界微塵等菩薩摩訶薩從地涌出者皆於佛前一心合掌瞻仰尊顏而白佛言世尊我等於佛滅後世尊分身所在國土滅度之處當廣説此等云云、天台云但見下方發誓等云云、道宣云付囑者此經唯付下方涌出菩薩何故爾由法是久成之法故付久成之人等云云、夫文殊師利菩薩は東方金色世界の不動佛の弟子、觀音は西方無量壽佛の弟子、藥王菩薩は日月淨明德佛の弟子、普賢菩薩は寶威佛の弟子なり、一往釋尊の行化を扶けん爲に娑婆世界に來入す、又爾前述門の菩薩

也、本法所持の人に非れば末法の弘法に足らざる者か〔九四五〕又云く「壽量品に云く今留在此、分別功德品に云く惡世末法時、藥王品に云く後五百歲於閻浮提廣宣流布、涅槃經に云く譬如七字父母非不平等然於病者心則偏重等云云、已前の明鏡を以て佛意を推知するに、佛の出世は靈山八年の諸人の爲に非ず、正像末の人の爲也、又正像二千年の人の爲に非ず、末法の初予が如き者の爲也、然於病者と云ふは滅後の法華經誹謗の者を指す也、今留在此とは於此好色香樂而謂不美の者を指す也、地涌千界正像に出でざるは正法一千年の間は小乘權大乘也、機と時と共に之れなく四依の大士小權を以て縁となして在世の下種之を脱せしむ、謗多くして熱益を破るべき故に之を説かず、例せば在世の前四味の機根の如し、像法の中末に觀音藥王南岳天台と示現し出現して、迹門を以て面とし本門を以て裏として百界千如一念三千其義を盡せり、但理具を論じて事行の南無妙法蓮華經の五字并に本門の本尊未だ廣く之を行ぜず、所詮圓機有りて圓時無き故也、今末法の初小を以て大を打ち權を以て實を破し東西共に之を失し天地顛倒せり、迹化の四依は隠れて現前せず、諸天其國を棄て、之を守護せず、此時地涌の菩薩始て世に出現し但妙法蓮華經の五字を以て幼稚に服せしむ因謗墮惡必由得益とは是也、我弟子之を惟へ、地涌千界は教主釋尊の初發心の弟子也、寂滅道場にも來らず、雙林最後にも訪はず、不孝の失之あり、迹門十四品にも來らず本門の六品には座を立つ但八品の間に來還せり、如是の高貴の大菩薩三佛に約束して之を受持す、末法の初に出でざるべき

か〔九四七〕等と、深く思ふべし。次に囑累品に事畢るとは、又『本尊抄』に云く「次下の囑累品に云く爾時釋迦牟尼佛從法座起現大神力、以右手摩無量菩薩摩訶薩頂乃至今以付囑汝等」等云云、地涌の菩薩を以て頭として迹化他方乃至梵釋四天等に此經を囑累し玉ふ、十方來諸分身佛各還本土乃至多寶佛塔還可如故等云云、藥王品已下乃至涅槃經等は、地涌の菩薩去り了て迹化の衆他方の菩薩等の爲に重て之を付囑し玉ふ招拾遺囑是也〔九四六〕と仍ち更に一部廿八品等を總じて本化迹化人天等に付囑せられし也。要之、本佛が本化に對し殊に末法我等の爲に正しくは要の題目兼ては廣の一部を付囑し給ひたることは、實に寶塔品に事起り、壽量品に事顯れ、神力囑累に事竟ると云ふべき也。

第五節 三時異相

凡正像末四依の弘經、内鑑に於ては同致なりと雖も、外用に於ては小大權實迹本等各異なれり、今題目に於ける亦然り、佛滅後三時の弘經、恰も病に應じて藥を與ふるが如し。正像には衆生の心病未だ輕きが故に、其法藥も小權迹等の輕藥にて足りしも、末法に於ては衆生の心病極て重きが故に本門の大良藥たる妙法五字にあらずんば之を治するに足らず。然るに正像の中と雖も、龍樹天親天台傳教等本門の題目に於て内鑑なきにあらず、但外時宜に適うて専ら權迹を弘む、其題目に於け

る全く述べざるにあらず、されど末法本化の弘むる所と異也、但經名として取扱ひたるが如し、則ち龍樹の如きは『法華論』を作り、又『大論』に「法華經名三祕密二乗作佛有故」とて密に題目を讚美したれども未だ正しく題目の勝能を顯さず、又天親の如き『法華論』を作り法華の異名十七を列ぬる中、第十六に妙法蓮華經の名を出したれども亦未だ其功德を説かず、『曾谷御書』に「龍樹無著等申於權大乘經二不弘通一乘經一設申之纔以指示之或述門一分宣之全不談化導始終」(一一〇六)等と言へるは是也。天台傳教の如きは盛に法華經の講説を開き其玄義を談じたれども但題目は實相の眞理に至るの近名となし、又其立行や但一心三觀を正行として信心唱題の妙行を獎めず、設ひ唱題の事ありしも但自行に止りて化他に出でず。然るに我祖は大に前代に異也、其題目を説くや、但に近名なりとせず更に進んで體なり心なりと斷じ、其行を立つるや大に唱題を以て正行とし、但に自ら之を行ずるのみならず更に廣く他に及すを以て一宗の生命とせり。『三祕抄』に云く「題目とは二意あり所謂正像と末法と也、正法には天親菩薩龍樹菩薩題目を唱へさせ給しかども自行ばかりにしてさて止め、像法には南岳天台題目計南無妙法蓮華經と唱へ給て自行の爲にして廣く他の爲に説かず是理行の題目なり、末法に入て今日蓮が唱ふる所の題目は前代に異り自行化他に亘りて南無妙法蓮華經なり、名體宗用教の五重玄の五字也」(二〇五三)と。蓋し正像と末法と題目の相違に二義あり、一に自他の通不は即ち行相の異相、二に五玄の具不は即ち法體の異相也、則ち彼は自行内鑑の

義あるも外顯に説かず、其釋を作るも但名玄とするが故に餘の四重隱るゝ處あり、又他の爲に勧めず、法行共に實義を覆ふ所あり、故に理行と云ふ、我は自他を隔てざるのみならず、法體都て隱る所なし、故に事行と云ふ。三時題目の異相略して如此。尙當體義鈔(九九九)妙密御書(二四二六)曾谷御書(一九八)等を参照せよ。

第六節 佐前 佐後

宗祖所弘の題目たる、其法體は終始一なりと雖も、其功德を説き給ふに於ては淺深隱顯等の異相あり、所謂佐前の題目と佐後の題目是也。佐前の法門は總て化導未熟なるが故に且く台家に附順し玉ふ、故に題目に於けるも其真相を覆ふ所あり、佐後は本懐開發の時其本領を發揮し給ひて亦餘す所なし。然るに佐前に又二あり。第一は正元元年の『守護國家論』(二六三)文應元年の『唱法華題目抄』(三二六)等に顯れたる單信唱題は惡道を免るべし、出離は解無くんば是難からんと言ふが如き説也、此開宗日猶淺くして東密台密等尙正法に囑し、台家に附順して、専ら法然の念佛を破り給ふ時也、而して當時の學者無智の唱題何を惡趣を脱せんやと謂へるに對して否脱すべしと立て給ひし也、蓋辭執を一時に蕩し難きものあれば破立を用ひ給ふこと自ら寛容にして、結局題目の功德を説き給ふに稍淺薄なる也。第二は文永元年の『月水抄』(四八二)同三年の『法華題目抄』(五九五)等に顯れた

る單信無解唱題は成佛は難からんも往生は易しと言ふが如き説也、此時は慈覺已後雜亂の失を簡び天台傳教の正統を慕ひ給へども尙台家附順にして彼念佛往生に對して立て給へる一往の説にして未だ題目の最勝の功徳を顯し給ふこと十全ならず、只前期の出離難の説に比して法門一步を進めたるのみ。然るに佐後に至りては、文永十年の『觀心本尊抄』(九三二)『當體義抄』(九八八)建治三年の『報恩抄』(一四五一)同三年の『四信五品抄』(一五三八)等に顯れたる如く、信念唱題の功徳を圓滿に光顯し、即ち有智無智を問はず、唯南無妙法蓮華經の功徳に依りて一生入妙覺の大果を得べしとの勝義を遺憾なく發揮し給へり。要之、本門題目の神髓唱題成佛の妙旨は、佐前には未だ之を顯さず佐後に至りて之を遺憾なく光顯せられたる也。如此弘經に隱顯あり所説に淺深ある所以は、畢竟御化導の上に熟未熟あるに因由すべしと雖も、破立本一雙、亦其所破たる念禪真言等に淺深前後の次第あるが故也。されば當家題目の神髓を信解せんとならば但に佐前の御書(法華題目抄等)に甘んぜずして、更に進んで佐後の(四信五品抄等)御書を拜すべきことを要す。

第七節 七字略解

南無とは梵語の音譯也、又は曩謨、南謨等と云ふ、義譯は歸命・歸依・稽首・敬心・救我・滅我・度我・警覺等と云ふ。然るに所對に従て其意義同じからず、今の南無とは則ち絶對の眞理久遠の本法末法の要法(久遠の本佛法の本化をも含む)たる妙法蓮華經の題目の五字に對する絶對的信仰の意義及び献身的熱情を表現する神祕的絶唱の咒文也。次に妙法蓮華經とは漢譯也、梵語には薩・達磨・芬陀利伽・素多覽と云ふ、薩は妙、達磨は法、芬陀利伽は蓮華と譯す、素多覽は新譯の梵語(舊譯の梵語は修多羅)經と譯す。更に五字を別釋せば大略左の如し。

第一項 妙字釋

初に妙の字を釋せば、妙の一字最も肝要也、且く七義を明さん(一)に云く妙とは不可思議に名くる也。(支義一の別行序等)仍ち最勝の法の體を讚美する能歎の辭也、神妙奇特にして言説を以て述ぶべからず思慮を以て測るべからざるもの之を妙と云ふ、蓋し九界の權情に従て説ける可思議の爾前諸經に對して毫も凡情を雜へず佛陀の自證の境界を説ける不可思議の今經を妙と稱する也、如此諸經の麤に對して今經の妙を顯すを相對妙と云ひ、諸經の麤を開して麤即妙と顯すを絶對妙と云ふ、妙の名一度稱ふるに待絶二妙俱時に顯る、也、若し増數に約して之を開せば、迹本二門に各々十妙ありて則ち二十妙あり、此の二十妙に各々三法妙ありて六十妙あり、此の六十妙に各々待絶二妙ありて百二十妙となる也。(支義會二上五八)乃至又法華經の六萬九千三百八十四字の一一の文字に妙の義ありて、總じて六萬九千三八四の妙あるべき也(二)に云く祕密の奥藏を發く之を稱して妙とす。(支義一の章安)

の私序一代聖)今經の實法爾前未だ説かず故に祕と云ふ、七方便の人知らざる故に密と云ふ、奥藏とは教大意等引之)譬喩なり、妙法幽微にして見難を云ふ、發とは開也(支義一)開會也開顯也、經(法師品)に云く「此經開方便門ノヲ示ス眞實相ノヲ是法華經藏深固幽遠無ニ人能到ル」等云云、我祖(法華題目抄五八八)云く「妙と申す事は開と云事也」云云、爾前諸經には衆生成道の直道たる記小久成一念三千の寶を開くべき鑰を與へ玉はず、今經本迹二門に至りて初て此鑰を示し玉ふ、即ち開權顯實妙開迹顯本妙是なり、誠に今經の法は能開の妙にして一代諸經の能を開し、一切の有情非情を開し、天地法界の一切を開して妙ならしむ、乃至、煩惱の闇を開して菩提の光を放たしめ、生死の苦を開して涅槃の樂を與へ、娑婆の穢土を開して寂光の淨土を現はさしむ、乃至士農工商等俗諦の事を開して所作佛事の眞諦に歸せしむ、かくて妙とは開くと訓ずる也(三)に云く妙とは最勝修多羅甘露之門也(支義一本序文一)最勝とは法界最第一の義也、修多羅とは梵語なり譯して經と云ふ、甘露は忉利天にある不死の靈藥なり、門とは能入の門なり、今妙法が在世に於ける必死の二乘闡提等、滅後に於ける濁惡下劣の衆生を成佛せしむるは、恰も天の甘露の死人を復活せしむる如しと也、蓋し甘露は是妙法の理にして妙法の經は眞理に入るの門也、故に妙法を甘露の門と云ふ也。(四)に云く治し難きを能く治す故に妙と稱す(弘決六末八)凡そ成佛往生のなりがたき者五人あり、一には決定性の二乘、二には一闡提、三には空心の者、四には女人、五には謗法の者也、此中涅槃經は闡提等を救治するも二乘を治する能はず、況んや華嚴方

等般若等の諸經に於をや、そは闡提等は佛心有り猶治し易し、二乘は佛心無し治し難しとなす、法華能く治し難きを治す故に獨り妙と稱する也而して他經には大の字あるも妙の字なし、蓋し治し難きを治せざるを以て也、委しくは『題目抄』(五九〇ノ下)等を拜せよ。(五)に云く妙とは蘇生の義なり(題目抄五九四)蘇生とは又復活と云ふ、甦へる義也、前の難治能治の義を一層切實に言へる也、仍ち爾前の經々に於ける、敗種の二乘、斷善の闡提墮獄の謗者、五障の女人、今經に來り忽ち妙の一字の功力に依て成佛の因を結び果を成ずることを得たり、所謂三周說法に於ける三根二乘の作佛、提婆品に於ける提婆成佛龍女成佛即ち是也、況んや近くは我祖肉身佐渡に餓死せず龍の口に斬られ給はざりし如きは實に積極的に蘇生の法復活の妙を身を以て證明せられたる事實也、かくて諸經は設ひ生ける者を治するも死せるもの又は死せんとするものを治せず、法華經は生ける者は勿論死せるもの死せんとするものをも治す、故に獨り妙と稱する也、亦『題目抄』(五九四)等に委説あり必ず拜せよ。(六)に云く妙とは圓滿具足の義なり(題目抄、開目抄、本尊抄)妙とは天竺には薩と云ふ薩とは具の義なり、具とは圓滿の義なり、仍ち法華經の一一の文字に餘の六萬九千三八四の字を納めたり、又諸の菩薩の六度萬行の功德を圓具せり、又本佛迹佛一切諸佛の因行果徳の二法を圓備せり、又十界の依正三世の因果の全體全用を圓足し含有せり、如此法は實に圓滿具足の法なるが故に妙と稱する也、蓋し亦諸經絶無の法門也。又『題目抄』『開目抄』『本尊抄』等を拜せよ。(七)に云く妙とは如來

祕密神通之力乃至吾人の一念を云ふ、祕密とは體の三身の妙力を云ふ、即ち本來法爾三世常住無作三身の如來是なり、神通之力とは用の三身の妙力を云ふ、即ち本來法爾三世常恒苦樂昇沈自在にして而も權現出沒自在なる活佛是なり、一念とは十界三千の萬法を具有して一法も漏さざる不思議なる處を妙とは云也、此の妙なる心を名けて法とも云也。尙妙の義無盡也、尙委しくは本經本論に至りて知るべし、然るに此妙と稱せらるゝ所の本體實質は如何と云ふに、則ち次に明す所の法也、されば法は所歎の實體にして妙は能歎の言詞なりとす。

第二項 法 字 釋

次に法の字を釋せば、法とは不思議神妙なりと稱歎せらるゝ所歎の法の實體を云ふ、即ち萬法其物の體を法と云ふ也、夫れ佛智所見の法は妙にして思量し難し、今且く三義を擧げて釋せん。(一)に云く法とは十界十如權實の法也。(支義天台別行序)法に軌則と任持との二義あり、十界と十如と權實とに則りて三千諸法を任持するを法と云ふ。十界とは法界の全體を分類せる名目にして、即ち地獄・餓鬼・畜生・修羅・人間・天上・聲聞・緣覺・菩薩・佛陀是也。此十界に三種あり、已心の十界・別在の十界・互具の十界是也。初に已心の十界とは謂く、極惡の心は地獄、貪欲の心は餓鬼、愚痴の心は畜生、鬪諍の心は修羅、平和の心は人間、喜樂の心は天上、利己の心は二乘、利他の心は菩薩、極善

の心は佛陀也。此は各人の已心に起伏する所の十界也、故に又觀心の十界とも云ふ。次に別在の十界とは謂く、地獄界とは正報は八寒八熱等也依報は別ては地下二萬由旬通じては諸處にあり、餓鬼界とは正報は三類九種等なり依報は別ては東西隅迴樓羅州通じては諸處にあり、畜生界とは正報は禽獸蟲魚六萬種等也依報は別ては羅刹鬼國通じては諸處にあり、修羅界とは正報は猜忌戰鬪の惡人等也依報は別ては海岸海底通じては諸處にあり、人間界とは正報は吾等人類也依報は別ては須彌四州通じては諸處にあり、天上界とは正報は二十八天等也依報は別ては須彌半腹以上及び虛空等通じては諸處にあり、聲聞界とは正報は四種三種五種七賢七聖等也依報は別ては方便土通じては諸處にあり、緣覺界とは正報は二種又は五百辟子佛等也依報は別ては方便土通じては諸處にあり、菩薩界とは正報は四教三種等也依報は別ては實報土通じては諸處にあり、佛陀界とは正報は四教本迹三身等也依報は別ては寂光土通じては諸處にあり、此は人間界以外に各別に存在する十界也故に又在他の十界とも云ふ。後に互具の十界とは十界互に具する十界を云ふ、今且く知り易き我が人界に於ける十界を明さば、地獄界とは五逆及び十惡を造り心を縦にして大乘を毀り恩を受けて報せんことを思はず總て佛法僧を謗する者を云ふ例せば得道前の提婆提多等乃至在監獄の重罪犯入等の如し、餓鬼界とは不信にして親に孝せず他を貪て集て我に歸す邪見諂曲の心曾て因果を知ることなき者を云ふ例せば得道前の鬼子母神等乃至穢多非人乞食等の如し、畜生界とは愚昧にして耻を知らず念念五欲に耽り已を利して

他を憐むことを絶し多を貪て厭足することなき者を云ふ例せば得道前の八大龍王等乃至人面獸心の痴人等の如し、修羅界とは念念善を修すと雖猜疑毎に胸に滿つ賢を見ても亦愧せず己れを高して人の従んことを欲するの類也例せば成佛前の阿修羅王等乃至非道なる戦闘攻伐を事とする軍人等の如し、人間界とは至誠五常を勤め深信三寶を崇む未だ世樂の心を忘れず入苦の道に輪廻する輩を云ふ例せば鎌足道真等乃至普通の志士仁人等の如し、天上界とは禪を習て十善を修し齊戒思ひ邪なし只天樂を欣ぶがために未だ三有の家を離れざる輩を云ふ、例せば轉輪聖王阿闍世王乃至大小の國王等の如し、聲聞界とは四諦十六觀修し得て無漏に入る只孤調解脱に急にして利他洪濟の大志なきの輩を云ふ、例せば舍利弗目連等乃至遁世の隱士等の如し、緣覺界とは十二因緣等を觀じて、無漏に入る自然慧を得ると雖も曾て人を化せんことを願はざる輩を云ふ例せば迦葉等乃至超世の仙人等の如し、菩薩界とは上求菩提下化衆生の大道心を有し身を捨つれども亦悔ひざるの輩を云ふ例せば龍樹天親天台日蓮等乃至死身弘法の宗教家等の如し、佛陀界とは自覺覺他覺行圓滿三十二相八十種好大智慧大慈悲無窮の大活動大神通ある者を云ふ开は東西古今天上天下唯我が釋迦牟尼如來一人也。以上三種ありと雖も、其本體は唯是十界なるのみ。此の十界に各の因果の二法あり、開て之を云へば、相・性・體・力・作・因・緣・果・報・本末究竟等の十如是の法門となる也、相とは十界の表面に顯れたる形相也、性とは十界の裏面に有する性分也、體とは前の相性を具する本體也、力とは體より出る所の

力用也、作とは力に依て造る所の作業也、因とは十界の果を生ずる親因也、緣とは親因を助けて果報を感じしむるもの即ち助緣也、果とは前世の習ひ癖が因となつて生ずる所の果也、報とは前世の善惡の所作に酬ひて感ずる所の報果也、本末究竟等とは初の相を本とし後の報を末とし歸趣する所は即ち究竟等也、更に概言せば相性體の三は事物の存在を明し、力作の二は其活動を明し、因緣果報の四は其成立を明し、本末究竟等の一は其歸趣する所を明す也。此の十界十如是の中に、九界の衆生の十如は理に違する虛妄の法なれば權と名け、佛界の十如は理に順ずる法なれば實と名く、蓋し權實とは違理を權と云ひ、順理を實と云ふ。此の十界十如權實の諸法、或は空、或は假、或は中也、空とは諸法の平等的方面を云ふ、假とは諸法の差別的方面を云ふ、中とは諸法の平等にも非ず差別にも非ず亦は平等亦は差別なる絶對的方面を云ふ、此三諦不思議の一法にして而も三義宛然として其理混亂せざるを三諦一諦非三非一の理體と名く、仍ち九權一實は假也、權實一如は空也、二邊を離れて而も二邊に應ずるは中也。此の理法に於て衆生佛智を開く之を衆生法妙と云ふ、諸法に於て自在にして權實相即し、洪化神通至らざる所なし之を佛法妙と云ふ、諸法を攝して自己の當念に歸す之を心法妙と云ふ、是を以て衆生法は即ち十界十如權實の法也、佛法亦別に法あるにあらず亦十界十如權實の法也、悉く能く究竟して照了するに違ふことなし、心法は即ち自心に於て十界百界千如を具す、皆一念に本有也、されば十界十如權實の法は即ち亦心佛衆生の三法に外ならざる也、

かくて佛法の高き、衆生法の廣き、心法の要なる、俱に界如權實の法を出でず、界如と權實とは但是總別の異のみ、則ち界如は三法を別せるもの、三法は界如を總せるもの、其體全く同一也。又十界竝に三法は法界の事實十如は其原則、權實は其理法、三諦は其真理、三觀は其理想なりとも云ふべし。要之、法界無邊なりと雖も若し十界を擧ぐれば足りなん、法則無數なりと雖も若し十如を擧ぐれば足りなん、理法多端なりと雖も若し權實を擧ぐれば足りなん、如此十界十如權實の法は實に不思議絶對最勝の法にして、獨り今經の明す所、爾前諸經の未だ説かざる所也、故に稱して妙法と名くる也。(二)に云く權實の正軌を示す故に號して法とす(支義一、私序王、一代聖教大意引之)權實とは九權一實を云ふ正軌とは正しき軌則を云ふ、爾前諸經は九界佛界相隔て權實體を異にする故に未だ正軌を示さず、設ひ諸法圓融を明す圓教ありと雖も法開會のみにして人開會なければ圓融の實義を顯さず、今經は記小久成二箇の大事を明し一念三千の妙法を説くが故に界界互に具して權實相即の妙理を顯す、故に權實の正軌を示すと云ふ、則ち方便品の長行には略して此界を説き、後に開示悟入は廣く此法を示し、火宅は此法を喻へ、信解は此法を領解し長者は子に此法を付し、藥草は此法を述成し、化城は此法に引入し、乃至、壽量は此法の本源を示し、神力は此法を滅後末法のために更に更に要に結して本化上行等の大士に付囑し畢ぬ、如此法は諸經中王最爲第一甚深微妙の法なるが故に妙法と稱する也。(三)に云く一念三千の原則也、一念とは吾人の一念也、三千とは十界に各十界を具すれば百法

界也、百法界に各十如を具すれば千法界也、千法界に各三世間(衆生、國土、五陰)を具すれば三千種の世界を成す、蓋し三千とは法界の全體を稱する語也、此の三千の法界吾人の一念に具有す、故に一念三千と云ふ、此法門は吾等向上發展即身成佛の大目的を成就する原則にして一切經中獨り法華の明す所也、然るに一念三千は十界互具より事始まれり、方便品に云く「欲令衆生開佛知見等」云云是九界所具の佛界也、壽量品に云く「如是我成佛已來甚大久遠壽命無量阿僧祇劫常住不滅諸善男子我本行菩薩道所成壽命今猶未盡復倍上數」等云云是佛界所具の九界也、提婆品に云く「提婆達多乃至天王如來」等云云是地獄界所具の佛界也、陀羅尼品に云く「一名藍婆乃至汝等但能護持法華名者福不可量」等云云是餓鬼界所具の十界也、提婆品に云く「龍女乃至成等正覺」等云云此畜生界所具の十界也、序品に云く「波稚阿修羅王」乃至法師品に云く「聞一偈一句得阿耨多羅三藐三菩提」等云云修羅界所具の十界也、方便品に云く「若人爲佛故乃至皆已成佛道」等云云此人界所具の十界也、譬喻品に云く「大梵天王乃至我等亦如是必當得作佛」等云云此天界所具の十界也、方便品に云く「舍利弗乃至華光如來」等云云此聲聞界所具の十界也、方便品に云く「其求緣覺者比丘比丘尼乃至合掌以敬心欲聞具足道等云云此緣覺界所具の十界也、神力品に云く「地涌千界乃至眞淨大法」等云云此菩薩界所具の十界也、壽量品に云く「或説已身或説他身」等云云此佛界所具の十界也、十界互具の説豈に天台日蓮の私説ならんや。此十界互具の法門を順觀すれば則ち向上進歩の過程を示し、之を逆

觀すれば則ち向下墮落の過程を示す、吾等若し善心を起し善行を修せば昇て悟界に樂むべし、其極點は佛界也、若し惡心を起し惡行を修せば沈んで迷界に苦むべし其極點は地獄界也、又佛陀の權に九界に出沒して衆生を救濟するの神力あるが如き亦此法則の應用に外ならず、此是、苦樂昇沈自在權現出沒自在の妙法と云ふ也。而して我家の題目中尊十界勸請の大曼荼羅の如き亦此一念三千の大法を信仰的に表現したる一大圓鏡に外ならず。而して此妙法を譬へたるもの即ち次の蓮華の二字也。

第三項 蓮華 釋

次に蓮華の二字を釋せん且く五義を示さん、(一)に云く蓮華とは權實の法に譬る也(支義一天台別行序文、一代聖教大意等引之)謂く妙法の義は深遠廣大にして信じ難く解し難し、故に蓮華の譬を假り以て此法をして知り易からしむる也。諸花中獨り譬を蓮華にとりて他華にとらざる所以は、クルヒ花等の如き狂花無菓は以て外道の梵行を爲も果報無に譬ふべく、度等の如き有果無花は以て外道の果は自然と計するものに譬ふべく、胡麻等の一花多果は以て凡夫父母を孝養して梵天に生るに譬ふべく、桃梨等の多花一果は以て聲聞種々の苦行を爲し止た涅槃を得るに譬ふべく、柿等の一花一果は以て緣覺の一遠離の行にて亦涅槃を得るに譬ふべく、稻瓜等の前果後花は以て須陀洹の初果を得て更に道を修するに譬ふべく梅等の前花後果は以て菩薩の四諦の境を緣して後に六度の行を修するに譬ふべく、總じ

て此等の諸花は龜にして妙ならず、以て龜法龜行に譬ふべく妙法妙行に譬ふべからず、今蓮華は花中の王則ち華果同時にして妙也以て妙法の權實一體即ち九權即一實迹因即本果の妙法に譬ふべし。然るに迹門に三喻、本門に三喻あり。中に迹門の三喻とは、一には蓮の爲の故の華(爲蓮故華)實の爲に權を施すに譬ふ(爲實施權)二には華開いて蓮現(華開蓮現)權を開いて實を顯すに譬ふ(開權顯實)三には華落て蓮成(華落蓮成)權を廢して實を立つるに譬ふ(廢權立實)次に本門の三喻とは、一には蓮の爲の故の華本従り迹を垂るゝに譬ふ(従本垂迹)二には華開いて蓮現(華開蓮現)此經の首題今の蓮華の一喻は乃ち總顯なり、若し經文の中の三車一車(譬喻品)長者窮子(信解品)三草二木(藥草喻品)化城寶所(化城喻品)行人繫珠(五百弟子品)法王頂珠(安樂行品)良醫狂子(專量品)等の七喻は是別喻なり、今總を擧げて別を攝す、故に經の首に冠らしむ、總別殊なりと雖も權實本迹の法を顯はすに非ずと云ことなし。而して此權實因果皆不思議也、故に蓮華を以て妙法の喩と爲す也。要之、蓮は以て實に喩へ、華は以て權に喩ふ、而して蓮華の華果同時の妙を以て九權即一實の十界十如の妙法に譬ふる也。(二)に云く久遠の本果を指す之に喩ふるに蓮を以てす、不二の圓道に會す之に喩ふるに華を以てす(支義一章安私序王一代聖教大意等引之)初に蓮の義を釋せば、久遠の本果とは本門壽量品の久遠實成の本佛の妙果をいふ、此久遠の本佛は法界最勝の結果たる人格的顯現也、今之に喩ふるに果中の最勝たる蓮實を以てする也。次に華の義を釋

せば、不二の圓道とは權實一如迷悟不二なる純圓の一道を云ふ、所謂即身成佛娑婆即寂光の妙因也、今華即蓮の妙用ある華を以て之に喩ふる也、蓋し前は本門の果法に約し後は迹門の因法に約せる義也。(三)に云く蓮華とは佛の因行果徳の二法に喩ふる也、謂く蓮は佛の果徳、華は佛の因行也、佛の因行果徳の二法は妙法の二字に具足す、故に蓮華に喩ふる也。(四)に云く蓮華とは當家の從果向因の妙行に喩ふる也、謂く妙法の修行は終日無作三身の妙果に住して終日無作三身の妙因を修すべき事を顯はして果因即ち蓮華と次第せり、若し台家の如く從因至果の修行ならば須く因果即ち華蓮と熟語すべき也、當に知るべし、當家の從果向因の行法は、台家の從因至果の行法よりも妙法の行法に親しきことを。(五)に云く蓮華は必ずしも喩にあらざる直に妙法の當體に名くど也、例せば却初には萬物に名なし、聖人理を觀じて名を作るが如し、則ち妙法の當體清淨にして因果微妙なる處を直に蓮華と名づく、而して上根は名に即して理を體得するが故に當體蓮華の義にて足りなん、中根下根に至ては然らず、是即ち譬喩蓮華の義ある所以也。

第四項 經 字 釋

後に經の字を釋せば、天台は「經とは外國には修多羅と稱す聖教の都名なり」(主表一、序王)等と云ひ、章安は「聲佛事を爲す之を稱して經となす」(主表一、私序王)等と云ひ妙樂は「經とは聖人下に

被らしむるの言なり」(釋義)等と云ふ。要するに法界自然の妙法の眞理が大聖釋尊の梵音聲を通じて詮顯せられたる言教即ち經也。扱て經とは法に訓じ常に訓ず(又は不改の義)法とは法則又は法度に於て、即ち佛の説き玉ふ教行理の軌範とすべきの法也、常とは常住不改也、天魔外道等の改壞する能はざるは教の常也、眞正にして雜ることなく能く法を踰ゆることなきは行の常也、湛然として動せず決して異趣なきは理の常也、換言せば十界同じく軌る之を法と云ひ、三世に易らざる之を常と謂ふ、故に十界同軌三世不改の妙法蓮華を以て此經の名と爲也、爾前の諸經は權門方便にして十界同軌に非ず三世不改にあらざる危法なるが故に眞實の經と云ふべからず。又經梵語には修多羅又は素多覽と云ふ、所譯多しと雖も契經の譯は主なるもの也、謂く佛の所説の法は、能く道理に契ひ能く衆生の機縁に契ふて、聞く者歡喜得益するが故に契經と名くる也、但し諸經の經は眞實の契經に非ること前に準知せよ。然るに經の能詮の事體を分別せば、衆生は三塵を用て經體となす、一には聲塵を經體とす、佛在世の如きは、金口を以て演説し聲音を以て詮辨し給ふに聽く者道を得、大品に云く善智識の處に從つて聞くとは是也、二には色塵を用て經とす、今佛涅槃し給ひてより紙墨を以て傳持す、見るもの道を得、大品に經卷の中に從つて聞くとは是也、三には法塵を以て經とす、内に自ら信心思惟するに心と法と合す、必ずしも紙墨の經卷に依らず、但だ心に信解す、大品に我法を修する者證して乃ち自ら知ると、是也、中に聲塵の經は今滅後に詮なし、而して利根は法塵の經に

依らんも一般鈍根の者は専ら色塵の經即ち經卷に依りて受持誦誦し以て大利を得べき也。要之今妙法蓮華の經は、佛在世に約せば二處三會八ヶ年神通無礙妙辯の廣演法華の肝心、滅後に約せば羅什等の所譯たる一部八卷二十八品の精要即ち本門壽量の肝心にして實に十方常住の經典、三世不變の法則、一切衆生皆成佛道の大佛事を成就すべき無上眞實の聖典也。『法華題目抄』に云く「先づ妙法蓮華經の五字に一切の法を納る事をいはば、經の一字は諸經の中の王也一切の群經を納む、佛世に出させ給て五十餘年の間八萬聖教を説をかせ給き、佛は人壽百歳の時二月十五日に御入滅あり、其後四月八日より七月十五日に至まで一夏九旬の間一千人の阿羅漢結集堂にあつまりて、一切經をかきをかせ給き、其後正法一千年の間は五天竺に一切經ひろまらせ給しかども震旦國には渡らず、像法に入て十五年と申せしに後漢の孝明皇帝永平十年佛經始て渡りて、唐の玄宗皇帝開元十八年に至まで渡れる譯者百七十六人、持來る經律論一千七十六部五千四百八十帙、是皆法華經の經の一字の眷屬の修多羅也（中略）此外過去の七佛千佛遠遠劫の諸佛の所説、現在十方の諸佛の諸經も皆法華經の經の一字の眷屬也（中略）此經の一字の中に十方法界の一切經を納たり、喻へば如意寶珠の一切の財を納め虚空の萬象を含めるが如し、經の一字は一代に勝る故に妙法蓮華の四字も又八萬法藏に超過するなり」（五八七略抄）と、此抄は佐前天台附順、而も尙今の經の優勝を稱揚し給ふこと既に、況んや佐後別頭の説に於をや。

要之、妙とは不可思議に訓ずる也、法とは十界十如權實の法也、蓮華とは一乘の因果に譬ふる也、經とは聖人下に被らしむるの詞也、南無とは歸命也、此是本地甚深の奧藏、三世諸佛出世の本懷、衆生成佛の直道、末法救護の唯一妙道也、仰て信ぜよ伏して思へし。

第八節 五 玄 具 足

五重玄義に約して更に題目の幽玄なる意義を明さん、名・體・宗・用・教の五重玄義は元天台大師が法華一經の玄義結要付囑の法體を釋するの法門也、『法華玄義』の所説即是也、（一）に名玄を釋せば法喻具足を名とす、十界十如權實の妙法、華果同時當體譬喻の蓮華是也、（具に前述の如し）（二）に體玄を辨ぜば諸法實相を體とす、三軌の中には眞性軌を取り、十界の中には佛界を取り、十如の中には如是體を取る等是也、（三）に宗玄を明さば一乘の因果を宗とす、迹因迹果本因本果等是也、（四）に用玄を論ぜば斷疑生信を用とす、廢權立實破迹顯本等是也、五に教玄を判せば無上の醍醐を教相とす、五時八教三種教相等是也、經文の本據は如來神力品の結要付囑の文なること前述の如し、尙圖示せば

如來一切所有之法(妙名)

如來一切自在神力(妙用)

如來一切祕要之藏(妙體)

如來一切甚深之事(妙宗)

皆於此經宣示顯說(妙教)

天台云く、總じて一經(二十八品)を結(要)するに、唯(名體宗用)四ならくのみ、其樞柄(たる妙法五)を撮りて之を授與す(文句)云云、妙樂云く、名、此の(體宗用の)三に冠して而も三を總ぶ、一部(二十八品の教)の要豈に此に過ぎむや、故に總じて之(の名)を攬りて(上行菩薩等に付屬して)以て(末法の)流通を成ず(記)云云。要するに如此五重玄義は元天台が神力結要の佛説に依り一經の玄意付屬の法體なる五字を義門的に分別して其玄義を開き遙に我が本化の先驅とせられたるもの也。然るに天台の釋は在滅の中には在世本位にして今滅後末法の時に適切ならず、且つ題目を以て只一經の名玄なりとするが故に題目の勝能を顯すに未だ十分ならず、今我祖大士のそれは實に末法本位にして且つ題目を以て只一經の名玄なりとせず、體玄なり宗玄なり用玄なり教玄なりとし、大に五支具足の題目を唱導し給へり、『本尊抄』(九四四)『曾谷抄』(一一〇四)『三祕抄』(二〇五三)等の如し。今略して本化獨得の五支を明さん、初に名玄を釋せば妙法蓮華經は法界の總稱一部の都名也『諸法實相抄』に「十界の依正の當體悉く一法ものこさず妙法蓮華經のすがたなり」(九五八)等と言ひ、『御義』に「品品の初にも五字を題し、

終にも五字を以て結し、前後中間南無妙法蓮華經の七字也、末法弘通の要法唯此一段に有之なり」(下卷六〇)等と言ふは是也。(二)に體玄を辨ぜば妙覺果滿の境界、法華二門の旨歸也、『立正觀抄』に「一言の法……其法體如何……妙法是也……此妙法は諸佛の師也、今の經文の如くんば久遠實成の妙覺極果の佛の境界にして爾前述門の教主諸佛菩薩の境界に非ず」(一〇七〇)等と言ひ、『曾谷御書』に「南無妙法蓮華經と申は一代の肝心たるのみならず法華經の心也體也所詮也」(一六五五)等と言へるは是也。(三)に宗玄を明さば三大祕法の正體、本因本果の宗要也、『三大祕法抄』に「三大祕法其體如何……本尊……題目とは……末法に入て今日蓮が所唱題目は前代に異り自行化他に互て南無妙法蓮華經也、名體宗用教の五重玄の五字也」(二〇五三)等と言ひ、『當體義抄』に「至理は名なし、聖人理を觀じて萬物に名を付す時、因果俱時不思議の一法有之、之を名けて妙法蓮華となす、此妙法蓮華の一法十界三千の諸法を具足して闕滅あることなし、之を修行せば佛因佛果同時に之を得、聖人此法を師となし修行して道を覺り給ふ、妙因妙果俱時に感得し給ふ故に妙覺果滿の如來となり給ふ也」(九九二)等とは是也。(四)に用玄を論ぜば逆緣下種の密益、順機即成の大利也、『教行證御書』に「今末法に入らば教有て行證なし、在世結緣の者一人もなし權實二教悉く失せり、此時は濁惡たる當世の逆謗の二人に初て本門の肝心壽量品の南無妙法蓮華經を以て下種となす、是好良藥今留在此汝可取服勿憂不差とは是也」(一一一五)等と言ひ、『最蓮坊御書』に「念佛真言等の邪法邪師を捨て、日蓮

が弟子となり給らん難有事也……妙法本圓戒を以て受職灌頂せしめ奉る者也、此受職の人争が現在なりとも妙覺の佛と成らざらん、若し今生妙覺ならば後生豈に等覺等の因分ならんや」(八四〇)等とは是也。(五)に教を判ぜば本門壽量の肝心、末法應時獨顯の經王なり、『觀心本尊抄』に「末法の初は謗法の國惡機の故に之を止む、地涌千界の大菩薩を召して壽量品の肝心たる妙法蓮華經の五字を以て閻浮の衆生に授與し給ふ也」(九四三)等と言ひ、『高橋御書』に「末法に入りなば、迦葉阿難等文殊彌勒等藥王觀音等のゆづられしところの、小乘經大乘經並に法華經は文字はわりとも衆生の病の薬とはなるべからず、所謂病は重し薬はあさし、其時上行菩薩出現して、妙法蓮華經の五字を一閻浮提の一切衆生にさづくべし」(二二七九)等と言ふは是也。如斯の五支具足の題目は總じては三祕即一の一大祕法にして、別しては今三祕中の本門題目の一祕也。委しくは往て祖書の廣文を精研せよ。

第九項 本因下種

本門の題目たる通じては本因本果の妙行にして種脱一雙の妙益あるべしと雖も別しては本果よりも本因脱益よりも下種益を以て正意とす。是我家の南無妙法蓮華經を常に本因下種の題目と稱する所以也、此義曉め難し故に祖文を引かん、『日向記』に云く弘決に云く(五卷)當知身土一念三千故成

道時稱此本理一身一念遍於法界云云、此釋分明に本因本果を釋したり、身と云は一切衆生也、土と云は一切衆生の住處也、一念とは此衆生の念念作業也、故成道時稱此本理とは本因本果の成道也、本理と本因と本果とは同じ事也、法界とは五大也、所詮法華經を奉持行者は若在佛前蓮華化生なれば稱此本理の成道也、本理に稱とは妙法蓮華經の本理に稱ふと云事也、法華經の本理に稱ふとは此經を奉持と云事也、若有能持則持佛身とは是也、『玄旨傳』(修禪寺決)に云く一切經惣要者謂南無妙法蓮華經五字也(四)……妙法の二字は一切衆生の色心の二法なり、一代説教の中に法の字の上に妙を置きたる經は一經も無し(五)……蓮華とは本因本果なり、此の本因本果と云は一念三千也、本有の因本有の果也、今に始めたる因果に非ざる也、五百塵點の法門とは此事を説れたり、本因の因と云は下種の題目也、本果の果とは成佛也、因と云は信心領納の事也、此經を奉持時を本因と云ふ、其本因の儘に成道也と云を本果と云也、日蓮が弟子檀那の肝要は本果よりも本因を宗とする也、本因なくしては本果あるべからず、仍て本因は惠の因にして名字即の位也、本果は果にして究竟即の位也、究竟即とは九識本覺の異名也、九識本法の都とは法華の行者の住處也、神力品に云く若山曠野是中説即是道場と見たり、豈に法華の行者の住處、生所得道轉法輪入涅槃の三世の諸佛の四處道場に非ずや(五)……等と、由此觀之、我等は専ら本因下種の題目を修行し、以て本果脱益の成佛を期すべき事を要す、尙後章行門の下に述ぶる所あるべし。

第三節 本門本尊

第一項 本尊及曼陀羅の名義

初に本尊の名義を釋せば、本尊は梵語にては「婆陀提嚩多」と云ふ、「婆陀」の音は「根本」の義也、「提嚩多」は「提婆池」とも書きて「天上」と云へること也、されば全くは「根本天上」と云へる梵語なるが漢譯するに「尊」の字を天上に配して本尊と云ひたる也、天上は尊きものなればならん、又「本所尊」とも譯せり、本より尊まるべきものとの義也。此本尊の名は各宗通じて用ゐれども其體は各異れり、我宗としては法華經本門壽量品に顯れたる唯一絶対の本佛也、此本佛の寶號をば南無妙法蓮華經の七字に依りて顯したり、此七字は即ち本尊の總體也、而して十界勸請の諸尊の如きは且く其別體を示すのみ、後に委説する所の如し。然るに本尊と稱する所以に三義あり、(一)根本尊崇の義(二)本來尊重の義(三)本有尊形の義也。(初)に根本尊崇の義とは、凡そ吾等が信行の標的として尊崇すべき三寶諸天多しと雖も、其中に南無妙法蓮華經の本門本尊は最も根本の所尊なるが故也。(二)に本來尊重の義とは、他宗權門等の本尊は但中間等より一分所尊の意義を爲せるものに過ぎざるが、我が本門の本尊は無始以來此土有緣深厚本有無作三身の教主釋尊にして實に最尊最重の所尊なるが故也。(三)に本有尊形の義とは、本尊の總體たる南無妙法蓮華經が本有尊重の形相なるは勿論、此妙

法五字の光明に照されて本尊果海に攝取引入せられたる十界の諸尊も亦一分本有尊形の意義を顯せるが故也。蓋し前の二は主として妙法總尊に就て横に約し(第一)堅に約し(第二)て云へる義、第三は總別合尊に就て云へる義ならん。尙餘義あるべし。若夫本門又は觀心の語を冠する所以は前節に述べしが如し。

次に曼陀羅の名義を釋せば、曼陀羅とは梵語なり、此に「壇」と翻す、即ち本尊の立たせ給ふべき壇域を云ふ、然るに古來自他宗に於て本尊の別名に用ゐるは蓋し所立の壇域を以て能立の本尊を顯したるものならん、又壇の語なれば寧本尊の義よりも戒壇の義に親しと雖も、戒壇の中心即ち本尊なるべければ曼陀羅即本尊と云ふなるべし。然るに義譯に數多あり、輪圓具足、諸佛集、功德集等是也。初に輪圓具足とは輪は車輪にして譬喩也、義は集聚して圓滿具足の意也、謂く十界三千の諸尊妙法蓮華經の中尊に統一せられて缺減ある無さを云ふ。次に諸佛集とは、曼陀羅は本迹の諸佛三身の體用一處に集在せる果上所顯の妙境なるが故也。次に功德集とは、本佛釋尊所有の因行果徳の二法聚會して一處に存在するが故也。其他曼陀羅は一切衆生本有の佛性を開して三世十方の如來を生長せしむる功德を有するが故に發生又は發生諸佛と譯し。又前四味の巖曼陀羅を開會して究竟醍醐の妙曼陀羅、眞極無比味眞無過上味を成ずるが故に極無比味又は無過上味と譯す、尙此外、極精醇、堅聚集、聖衆集會處等の諸譯あり具に擧ぐるに遑あらず。然るに曼陀羅の名稱は元密經より出で眞

言宗の法也、宗祖隨義轉用して妙宗の曼陀羅を制作し給ふ也、故に其名は一なりと雖も其體は天地水火の相違ありと知るべし。若夫、大の字を冠らす所以は本宗の曼陀羅の絶對最勝なることを表さんがための讃語のみ、眞言宗の所謂四種曼陀羅（大曼陀羅（尊の形像）三昧耶曼陀羅（諸尊所持の刀子劍等）法曼陀羅（諸尊の種子）羯摩曼陀羅（事業の））の中の大曼陀羅と義自ら異也、又世間の相對的の大にもあらず、又爾前權教の一往當分の大にも全く同じからず。

第二項 本尊の依文

『三大祕法抄』に云く「壽量品に建立する所の本尊は五百塵點の當初以來此土有縁深厚本有無作三身の教主釋尊是なり、壽量品に云く如來祕密神通之力等云云」（二〇五三）等と『御義』に云く「如來祕密神通之力事（中略）無作三身の依文也」（下卷九丁）等と、當に知るべし、我宗本尊の法體は正しく無作三身久遠實成大恩教主釋迦牟尼佛にして、其依文は壽量品の如來祕密神通之力の文なることを。又『御義』に本尊の儀相竝に依經を擧げて言く「時我及衆僧俱出靈鷲山事、靈山一會儼然未散の文也、時とは感應末法の時也、我とは釋尊なり、及とは菩薩なり、聖衆を衆僧と説たり、俱とは十界也、靈鷲山とは寂光土也、時も我も及も衆も僧も俱に靈鷲山に出づる也、可祕可祕、本門事一念三千の明文也、御本尊は此文を顯し出し玉ふ也」（下卷一四丁）等と、當に知るべし、本門本尊の儀相は、釋

尊中心の十界圓具の大曼陀羅にして、其依文は亦『壽量品』の「時我及衆僧俱出靈鷲山」の文なることを。尙『御義』に「時とは本時娑婆世界の時也、下は十界宛然の曼陀羅を顯す文也、其故は時とは末法第五時の時也、我とは釋尊、及は菩薩、衆僧は二乘、俱とは六道也、出とは靈山淨土に利出する也、靈山とは御本尊也、今日蓮等の類南無妙法蓮華經と唱へ奉る者の住所を説く也」（下卷一五丁）等と云ひ、『日向記』に「惣じて一乘南無妙法蓮華經を修行する處は如何なる所也とも常寂光の都靈鷲山なるべし（中略）本有の靈山とは此娑婆世界也、中にも日本國也、法華經の本國土妙娑婆世界也、本門壽量品の未曾有大曼陀羅建立の在所也云云」（十丁）等と云へる文の如きは、本門題目の修行と本門本尊の妙境との關係竝に吾等行者と本佛釋尊と娑婆世界乃至日本國との交渉を一層的切に教示し玉へる文也。如此本尊は實に眞理の標式、成佛の模範、世界統一の旗幟にして、今を距る六百有餘年の昔文永十年七月八日、親しく宗祖の靈管を以て一幅の紙上に圖顯せられ以て我等に付與せられたる也。

第三項 六種曼茶羅

本門本尊所表の法體は實に無作三身の一大圓佛也と雖も、其能表の相狀は心ずしも一ならず、今且く六種を擧げん、（一）法界自然の曼茶羅（又は本尊以下同様）（二）靈山顯現の曼茶羅（三）衆生心具の曼茶羅

(四)念縁起の曼荼羅(五)依正各具の曼荼羅(六)道場莊嚴の曼荼羅是也。(初)に法界自然の曼荼羅とは、直に法界三千の全體全相を以て一の大本尊なりと観ずるもの也、此時は大千萬億の日月も本尊の中を回轉し、諸佛衆生も本尊の中に行住座臥し、天地國土も總て本尊の中に羅列して常住なりと観すべき也。(二)に靈山顯現の曼荼羅とは、三千年の昔、釋尊靈鷲山上に於て法華經を説き給ふ時、寶塔涌現して二尊塔中に竝座し、本化迹化四衆八部同じく壽量の佛慧を信解し、各本位に住して妙法蓮華福智圓滿の儀式を整へ堂々儼然たる一大佛會を見る、此靈山虛空會上顯現の一大佛會の妙相を靈山顯現の曼荼羅と云ふ。(三)に衆生心具の曼荼羅とは、又は別して行者心具の本尊とも云ふ、謂く我等一心の當體に三千の諸法を圓具し、徧く十方法界に分身散體する常住唯一心の妙法にして、十界の依正全く心内に具足し諸佛諸大自ら已心に實在せるを本尊の相とするもの是也。(四)に念縁起の曼荼羅とは、則ち吾等が日夜縁起する所の念念に、毎に自ら十界三千の妙を發作し、介爾の當念皆冥々の裏に三世の諸佛天地の神明を動起して、不可思議の妙心なりと観ずるもの是也(五)に依正各具の曼荼羅とは、則ち森羅三千の諸法一草一木一礫一塵十界の依正互に具足して、一種子中に衆多の枝葉花果を具足するが如き不思議の法なるを、各々互具の本尊と観ずるもの是也。(六)に道場莊嚴の曼荼羅とは、是則ち本化日蓮大士の創作紙墨縁起の寶形にして、佛滅後二千二百二十餘年の間全世界の内未曾有の大本尊、妙法中尊十界勸請、本門觀心の妙境にして、即ち我等信

心の道場の中心的莊嚴を爲せるもの是也。是即ち顯には靈山顯現の曼荼羅を寫し、冥には法界自然の曼荼羅を示し、廣くは依正各具の曼荼羅を表現し、近くは行者心具の曼荼羅及び念縁起の曼荼羅を光顯せる、本宗正依末法當機の大圓鏡也。されば行者一度道場莊嚴の曼荼羅に歸命禮拜する時は、自ら他の一切曼荼羅の功德を具し、又其所表の正體たる無作の一大圓佛と冥合一如して無限の功德を光顯し、則ち行者自身亦當に大曼荼羅果海の一員を成じ、心を三世に通徹し身を十方に分散して應現利物の大佛事を爲すことを得べし。(因に記す、能表本尊の分類に就て「充洽圖禮誦儀記」等には四種を示す、蓋し此等は但是開合の異のみ。)

第四項 本門本尊の縁起

法界自然の本尊、衆生心具の本尊等に就ては、縁起の論すべきなく由來の述ぶべきなし、今は但靈山顯現の本尊、道場莊嚴の本尊に就て其縁由を辨すべき也。

初に靈山顯現の本尊の來由を見るに、『寶塔品』の時多寶如來の寶塔涌現し十方分身の諸佛來集し、釋尊寶塔を開いて北の上座に座し、多寶如來は南の下座に座し、妙法蓮華經は自ら中央に顯る、是則ち大本尊の最初興起にして一塔兩尊の儀式也、而して『涌出壽量』に至りて儀式完く備り、神力囑累に至りて儀式乃ち結了す。『新尼御書』に今「此の御本尊は教主釋尊の五百座點劫より心中に納

めさせ給て世に出現させ給ても四十餘年其後又法華經の中にも迹門はせ過て寶塔品より事起て壽量品に説顯し神力品囑累品に事極り候しぞかし」(一〇九二)とは是也。「寶塔品」に云く「爾時多寶佛於寶塔中二分半座_ニ與_ニ釋迦牟尼佛_ニ而作_ニ是言_ニ釋迦牟尼佛可_レ就_ニ此座_ニ即時釋迦牟尼佛入_ニ其塔中_ニ座_ニ其半座_ニ結跏趺座爾時大衆見_ニ二如來在_ニ七寶塔中師子座上_ニ結跏趺座_ニ」此文正しく一塔兩尊の儀式の興起也、釋尊已に多寶如來と並び以て提婆勸持安樂行の三品を説いて涌出品に至れば、本化上行等の四菩薩六萬恒河の眷屬を引いて涌現し給ふ、茲に於て釋尊壽量品を説いて種脱一雙の一大祕法を密説し給ひ、更に神力品に至りて滅後末法の爲に壽量の内證たる一大祕法即ち五玄具足の妙法蓮華經を以て本化上行等の大士に付囑し給ふ、次に囑累品には更に一部乃至一切經を以て本化迹化二乘諸天等に總付囑せしめ給ひ、多寶塔は閉じ本化上行等は本土に還歸し給ひ畢ぬ。此の能囑の儀式は即是大本尊の儀相にして其所囑の法體は即ち中央の妙法蓮華經の題目也、所謂寶塔品に事起り涌出壽量に事顯れ神力囑累に事竟るとは是也、之を佛在世靈山に於ける本尊の來由法義の起盡とす、但し此の起顯竟の經文は十二品也、(但し本尊抄等に但限八品の本尊(九四〇)等と云ふは且く本化出現以前の四品を略除傳の本尊等と云ふは、別して其)然るに二佛並座の中央に妙法蓮華經顯はると云ふも、虚空會上に梵字の薩達磨芬荼利迦蘇多覽の文字又は漢字の五字七字等の文字、又は其の活現體たる人格的の一大本佛が現に中央に懸りたるに非ざるべし、而も宗祖二佛並座の中央に必ず題目を置き給ふ所以は蓋し略して

三義あらん、一義に云く、説法佛釋尊は是智體の化現證明佛多寶は是境體の化現而して其境智冥合の處自ら二佛統一の總尊在るべきが故也、一義に云く、所囑の法體を以て能囑の儀式の中央に掲げ能囑所囑相對照せしむる爲也、一義に云く、敢て儀式に拘らず我祖法華弘通の旗印として釋尊の宗旨たる妙法を中央に書き給ふ也、「報恩抄」に「一には日本乃至一閻浮提一同に本門の教主釋尊を本尊とすべし、所謂寶塔の内の釋迦多寶外の諸佛並に上行等の四菩薩脇士となるべし」(二五〇九)等と云ひ、「曾谷抄」に「爾時に大覺世尊壽量品を演説し然して後に十神力を示現して四大菩薩に付囑し玉ふ其所囑の法は何物ぞ、法華經の中にも廣を捨て略を取り略を捨て、要を取る、所謂妙法蓮華經の五字名體宗用教の五重玄也」(一〇三)等と云ひ、「日女御書」に「末法二百餘年の比はじめて法華弘通のはたじるしとして顯し奉るなり、是全く日蓮が自作にあらず、多寶塔中の大牟尼世尊分身の諸佛すりかたざたる本尊也、されば首題の五字は中央にかゝり」(一六二五)等と云へるは是也。(座配分別の下参照)此等は且く之を措く。神力別付の儀式は、華嚴方等般若並に迹門の化儀に殊なる莊嚴偉觀を極めたる也、我祖微妙の靈筆を振ひて其時の光景を、「曾谷御書」(一一〇五)「呵責謗法抄」(一〇一四)「三大祕法抄」(二〇五)等の一節に寫出し給へり、往て拜せよ。靈山顯現の本尊の興致粗如此。

次に道場莊嚴の本尊の由來は、謂く神力品會上教主釋尊より特に本化大士に付囑せられたる本尊は是正しく滅後末法の爲なれば、三國三時四依の人師誰人も之を弘めず、獨り上行の化身我祖日蓮

大士後五百歳の初來の懸識を辱めずして特に我國に應現し無量の大難を顧みず盛に別頭の教化を振ひて所謂法華弘通の旗印一切衆生信仰の對象として但一管の筆一幅の紙片に托して之を光顯し給ふ、然るに宗祖の本尊は具には圖式と説明とに因て顯る、圖式とは即ち無慮百枚の紙面に顯されたる所謂大曼荼羅是也、説明とは即ち約數十通の御書に記されたる本尊說也、而して一化に佐前あり佐後あり、佐前は未だ之を顯すに眞實ならず、佐後に至りて始めて之を遺憾なく光顯し給へり、尙次の聖語を拜せよ。「觀心本尊抄」に云く「此時（未法）地涌千界出現して本門の釋尊の脇士と爲て一閻浮提第一の本尊此國に立つべし、月支震旦未だ此本尊有らず、日本國上宮四天王寺を建立せしも未だ時來らず阿彌陀他方を以て本尊とす、聖武天王東大寺を建立す華嚴經の教主也未だ法華經の實義を顯さず、傳教大師粗法華經の實義を顯示す、然りと雖も時未だ來らざるの故に東方の鷲王を建立して本門の四菩薩を顯さず、所詮地涌千界の爲に之を讓與し給ふ也」（九八四）等と、又「日女御前御返事」に云く「爰に日蓮いかなる不思議にてや候らん龍樹天親等天台妙樂等だにも顯し給はざる大曼荼羅を末法二百餘年の頃はじめて法華弘通のはたじるとして顯し奉るなり、是全く日蓮が自作にあらず多寶塔中の大牟尼世尊分身の諸佛すりかたぎたる本尊也」（一六二五）等と。佐渡始顯本尊緣起文に云く「文永八年九月十二日蒙御勘氣被遠流佐渡國同十年七月八日日蓮圖之、佛滅後二千二百二十餘年之間一閻浮提未曾有之大曼荼羅也」等と。道場莊嚴の本尊の緣起略して如此。

第五項 本門本尊の法體

第一 釋尊本佛論

南無妙法蓮華經の御名に依て表現する所の本門本尊の正體は何者ぞ、謂く五百塵點の當初以來・此土有緣深厚・本有無作三身の教主釋尊（三祕抄）是也、略して本門の釋尊（報恩抄、本尊抄等）壽量品の佛（本尊抄、開日抄等）無作三身の釋尊（灌頂抄等）五百塵點乃至所顯の三身無始の古佛（本尊抄）久遠實成妙覺極果の佛（立正觀抄法、華取要抄等）等と云ふ。此佛は一切經中唯法華經本門壽量品の所顯なるが故に本門の釋尊又は壽量品の佛等と云ひ。此本門壽量の佛は即ち五百塵點久遠實成妙覺果滿の佛なるが故に久遠本佛又は久成釋尊等と云ひ。此本門壽量の釋尊は實に本無今有に非ずして本有常住也、但有作の本佛に非ずして無作の本佛也、但有始の古佛に非ずして無始の古佛也、但法身の無始無終本覺佛に非ずして三身具足の無始無終本覺佛也、但一遍の五百塵點佛に非ずして無量無邊の五百塵點佛也、故に本有無作三身の如來と云ひ、五百塵點乃至所顯の三身無始の古佛等と云ふ。此無作三身久遠實成の如來は且く五百塵點の元初已來特に我が娑婆世界の衆生に向て無限の大智慧と無限の大慈悲を垂れさせ給ひて我等が爲には實に無限の鴻恩ある根本教主なるが故に五百塵點當初已來・此土有緣深厚・本有無作三身の教主釋尊と云ひ、略して無作三身久遠實成本佛釋迦牟尼佛等と云ふ。「壽量品」に「如來祕密神通之力」と

云へるは即ち無作三身佛不思議の妙體妙用を顯し給ふ文也（御義下九ウ）又「然善男子我實成佛已來無量無邊百千萬億那由陀劫」（開目抄）等と云ひ、「或說已身或說他身或示已身或示他身或示已事或示他事」（日眼女釋迦佛造）等と云へるは即ち久遠實成佛の微妙廣大なる體用を説ける經文也、又「每自作是念以何令衆生得入無上道速成就佛身」等と云へるは、即ち大恩教主釋迦牟尼佛の無限の大慈大悲を光顯し給ふ文也。若し三身の傍正を論ぜば無作三身は法身正意也、久遠實成は報身正意也、教主釋尊は應身正意也、之は相對判也、若し絕對に之を論ぜば三身即一身・一身即三身にして正意の論ずべき無く唯一本佛ならくのみ。而して更に此本佛の一大靈格を辨ぜば、正しくは三世常住金剛不壞の法身を以て身體とし、盡十方慧光無量の報身を以て心性とし、修德顯現應現無窮の應身を以て力用とし、別しては常寂光の佛土に居住し通じては實報方便同居の九法界に應化する具體的實在尊なりと雖も、若其内徳を論せば無始已來十方法界の六大を以て法身の體とし、十方法界の五蘊を以て報身の性とし、十方法界の一切衆生の六根を以て應身の形相とし、一切衆生の三業を以て力とし、一切衆生の行住座臥動靜語默を以て所作とし、一切衆生の智慧を以て自身の智慧とし、一切衆生の福徳を以て自身の福徳とし、一切衆生の菩提を以て自身の圓果とし、一切衆生の解脱を以て自身の大涅槃とし、三世諸佛の成道を以て自身の大法樂とし、天地神明の神變を以て自身の神通神變とし、十方法界の世界國土を以て其住處とし、其壽命無量にして無始無終常住不滅の一大圓佛也、されば

一切衆生は皆此佛の依正を離るゝこと無くして、一切衆生の身體は即ち此佛の御身、一切衆生の精神は此佛の御心、一切衆生の住處は即ち此佛の御住處也、而して彼の十界勸請の諸尊の如き全く此妙法蓮華經本佛中尊の具徳を分顯したるものに外ならず、則ち釋迦多寶十方三世の諸佛等は佛界に於ける此佛の應現分身也、上行無邊行等の本化文殊普賢等の迹化は菩薩界に於ける此佛の顯現散體也、舍利弗目蓮迦葉等は二乘界に於ける此佛の顯現同化也、梵天帝釋日月衆星等は天上界に於ける此佛の顯現散身也、阿闍世王等は人間界に於ける阿修羅王等は修羅界に於ける、八大龍王等は畜生界に於ける、鬼子母神等は餓鬼界に於ける、提婆提多等は地獄界に於ける此佛の分身顯現也、乃至天照八幡等の諸神は國神としての此佛の垂迹、龍樹天親天台傳教等の人師は僧としての此佛の分身也、而して妙法蓮華經の本法乃至一代藏經乃至世間出世間一切の善論正書等は悉く直接間接全一分此佛の教法學說にあらざるなし、若夫我祖日蓮上人の如きは管に本佛光顯の宗主なるのみならず、親しく我等末法の人類としての本佛を實現せる大導師なる也。斯くて本尊の正體たる無作三身久遠實成の釋迦牟尼佛は、内は三徳圓滿の唯一大救主なると同時に、外は十界三千の入法を統一し、佛法僧の三寶を總統せる法界獨一無比尊重の一大靈格者也、如此絕對最勝の本尊にして我等は始めて絕對無二の信仰を捧ぐべきに堪へたり。而して彼の諸佛諸天等の如きは此佛の光明に照されたるものは拜すべし、分の本尊なるが故也、若此佛に違背するものは信すべからず、全く其本分を失ふが

故也、諸宗は皆本尊に迷へり、淨土教の彌陀崇拜、眞言宗の大日崇拜、小乗教の劣應身崇拜法相華嚴禪宗等の爾前權佛崇拜等即是なり、此等は皆爾前假設方便の當分本尊にして、法華眞實本門壽量の本尊顯れて後は全く本尊の意義を消失すること恰も日出で、後の星の光りの如く也、委しくは「開目抄」本尊抄等を拜すべし。

然るに我祖本尊の圖式を作り給ふに、其中心に無作三身久遠本佛等と書き給はずして必ず五字七字の題目を以て顯し給ふ所以は、此本佛は「如來祕密神通之力」等とありて其妙用も定らず、「或説已身或説他身」等と示して其形相も定らず、「名字不同年紀大小」等と説いて其名號も定らず、而して久遠實成釋尊等と表すれば義淺近に墮する嫌あり、且つ信行の題目たる南無妙法蓮華經と照應せざる不便等あるが故に、三祓即一絶對深重の意義を有する五字七字の題目を以て其實號と定め給へる也、「御義」に云く「無作三身の寶號を南無妙法蓮華經と云也」(上ノ九)、「諸法實相抄」に云く「釋迦多寶の二佛と云も用の佛也、妙法蓮華經こそ本佛にては候へ、經に云く如來祕密神通之力是也」(九五九)と聖意知るべし。若夫れ本法の題目と本佛の釋尊との關係の如きは「立正觀抄」に「三觀とは言説に出したる法なる故に如來の果地果徳の妙法に對すれば可思議の三觀也(中略)此妙法は諸佛の師也今の經文の如くならば久遠實成の妙覺極果の佛の境界にして爾前迹門の教主諸佛菩薩の境界に非ず」(二〇六九)と云へるに依て明也、然るに本尊の尅體稱呼に就ては、御書中、本佛釋尊の名と本法題目

の名との兩様に表れたり、固より此本佛本法は一體不二なりと雖も、題目の修行は本法を正意とし、本尊の妙境は本佛を正意とするが如しされば單に本尊の體相を顯し給ふ時には或は本法に隨ひ或は本佛に隨ひ給ふと雖も、三祓を別説し給ふ時は必ず本佛を以てし給ふ、則ち「報恩抄」一には日本乃至一閻浮提一同に本門の教主釋尊を本尊とすべし」等と云ひ又前出せる「三大祓法抄」には明白に壽量の本佛を以て本尊とし給へり、又本宗本尊の根本儀軌たる「觀心本尊抄」には「其の本尊の體たらく本時の娑婆の上に寶塔空に居し塔中の妙法蓮華經左右の釋迦牟尼佛多寶佛」(九四〇)等と云て本尊の儀相を擧ぐるときは妙法蓮華經を中尊と尅定し、次下に其内容を示して「壽量品の佛」と指し「此佛像」と呼び乃至結末の文(九四八)に至りては「本門釋尊」と稱し給へり、知るべし本尊の法體は本佛釋尊なることを、而も其形相は本法題目によるべきことは我祖一代の本尊圖式が悉く題目の名を以て中央に置き給ふことに依て明白也。要之本門の本尊は南無妙法蓮華經の名に依りて顯したる無作三身久遠實成の釋迦牟尼佛なりと云ふべき也。若夫一尊四士の佛像式に對する見解の如きは後に辨ずる所あるべし。

第二 諸種本佛觀

以上の所説の如く南無妙法蓮華經の名に依て顯るゝ本門本尊の法體は要するに無作三身久遠實成

釋迦牟尼佛に生まれりと雖も、若し義に隨て分別せば更に多説あるべし、今且く六義を擧げん、曰く已心本佛説、法界本佛説、五大本佛説、衆生本佛説、信者本佛説、宗祖本佛説、妙法本佛説是也。

(一)に已心本佛説とは我等が信仰の對象たる本尊の法體の本佛は客觀的には吾人以外に實在せる如く見ゆれども、主觀的には吾等が已心の妙體妙用を光顯したるものに外ならず、即ち中央の題目は已心の總體を顯し傍列の諸尊は亦已心の別用を示せる者にして、已心即本佛なりとの義也、『觀心本尊抄』に「我等が已心の釋尊は五百塵點乃至所顯の三身にして無始の古佛なり」(九三九)等と云ひ『灌頂抄』に「次に此の品の觀心とは妙法一心の如來壽量品なるが故に我等凡夫の一念なり、一念即如來久遠の本壽本地無作の三身本極法身本因本果の如來なり、所居の土は常在靈山四土具足の本國土妙なり」(一〇二八)等と云ひ、『眞間御書』に無始曠劫より未だ顯しませんでしたぬ已心の一念三千の佛を造り顯しませるか」(六三三)等と云ひ、『艸木成佛口決』に「一念三千の法門をよりすゝきたる大まんだらなり」(七四六)等と云ひ、『總勘文抄』に「佛の心法妙と衆生の心法妙と此二妙を取て已心に攝むるが故に心の外に法無し、已心と心性と心體との三は已身の本覺の三身如來也、是を經に説て云く、如是相應身、如來、如是性報身、如來、如是體法身、如來、此を三如是と云ふ」(一八九六)等と云へるは是也。要するに此義は純觀心論、唯心論的傾向の説にして最も近要の義也。

(二)に法界本佛説とは謂く十方法界の全體即ち本佛の色心なりとの義也、『總勘文抄』に「此の三

如是の本覺の如來は十方法界を身體とし十方法界を心性とし十方法界を相好とす」(一八九六)等と云ひ、『艸木成佛口決』に「草にも木にも成り給へる壽量品の釋尊也、經に云く如來祕密神通之力云云法界は釋迦如來の御身に非ずと云事なし」(七四六)等と云ひ、『上野御書』に「此經文(壽量品)に我と申は十界なり、十界本有の佛なれば淨土に住するなり」(一〇五二)等と云ひ、『當體義抄』に「十界依正即妙法蓮華經の當體也」(九八八)等と云ひ、『御義』に「當品(壽量品)の意は我(本佛)とは法界の衆生なり十界已已を指して我と云なり、實とは無作三身の佛なりと定たり、此を實と云也、成とは能成所成なり成は開く義也法界無作の三身の佛也と開たり、佛とは此を覺知するを云也、已とは過去也來とは未來也已來の言中に現在は有る也、我實と成けたる佛にして已も來も無量無邊なり、百界千如一念三千と説たり百千の二字は百は百界千は千如也、此即事の一念三千也」(下十丁)等と云へるは是也、此の義は要するに現象即實在論、萬有神教、宇宙神教、汎神論的傾向の説也。

(三)に五大本佛説とは法界を構成せる地水火風空の五大を以て本佛の原質と觀する義也、『阿佛房御書』に「法華經の題目寶塔なり寶塔又南無妙法蓮華經也、今阿佛上人の一身は地水火風空の五大なり、此五大は題目の五字也、然れば阿佛房さながら寶塔、寶塔さながら阿佛房、此より外の才覺無益なり」(八二五)等と云ひ、『總勘文抄』に「明に知んぬべし天崩れば我身も崩るべし地裂けば我身も裂くべし、地水火風空滅亡せば我身も亦滅亡すべし」(中略)釋迦如來五百塵點劫の當初凡夫にて御

座せし時我身は地水火風空なりと知しめして即座に悟り玉ひき」(一九〇五)等と云へるは是也、此義は要するに所謂極微説、原素論、唯物論的傾向の説也。

(四)に衆生本佛説とは、謂く我等一切衆生の當體が即ち本佛なりと觀する義也、『諸法實相抄』に「凡夫は體の三身にして本佛ぞかし佛は用の三身にして迹佛也、然らば釋迦佛は我等衆生のためには主師親の三徳を備へ給と思ひしに、さては候はず返て佛に三徳をかふらせ奉るは凡夫なり」(九五九)等と云ひ、『船守御書』に「過古久遠五百塵點のそのかみ唯我一人の教主とは我等衆生の事なり」

(四一四)等と云ひ、『當體義抄』に「我等が如く一切衆生も妙法の當體也」(九八八)等と云ひ、『御義』に六即配立の時は此品の如來は理即の凡夫也」(下卷壽量品ノ下)又「父母果縛の肉身を妙法蓮華經と禮拜する也」(下卷不輕品ノ下)、等と云へるは是也。此説は迷悟不二、凡聖一體、人間神聖論的傾向の義也。

(五)に信者本佛説とは、謂く一切衆生中、特に法華經の信者日蓮主義者が即ち本佛なりと觀する義也、『日女御書』に「此御本尊は全く餘處に求むる事なかれ、只我等衆生の法華經を持ち南無妙法蓮華經と唱る胸中の肉團にをしますなり是を九識心王真如の都とは申也」(二六二六)等と云ひ、『當體義抄』に「本門壽量品の當體蓮華の佛とは日蓮が弟子檀那中の事也」(九九二)等と云ひ、『四條御書』に「法華經の行者は久遠長壽の如來也」等と云ひ、『御義』に「今日蓮等の類壽量品の本主也」(下十丁)又「本尊とは法華經の行者の一身體なり」(下十八丁)等と云ひ、又「無作三身とは末法法華經の行者な

り、無作三身の寶號を南無妙法蓮經と云ふ也」(下九丁)等と云へるは是也。此義は妙法經力即身成佛行者即佛、信仰即解脫的傾向の説也。

(六)に宗祖本佛説とは、謂く法界の中にも衆生、衆生の中にも信者、信者の中にも其頭目たる我祖日蓮大士は單に本化上行の化身に止らず、特に末法に於ける本佛の化現なりとの義也。『經王殿御書』に「此曼荼羅能々信ぜさせ給ふべし」(中略)日蓮が魂を墨に染めながしてかきて候ぞ信じさせ給へ、佛の御意は法華經なり、日蓮が魂は南無妙法蓮華經にすぎたるはなし」(九六八)等と云ひ、『下山抄』に「教主釋尊より大事なる行者(日蓮)」(二五八七)等と云ひ、『諫曉八幡抄』に「天竺國をば月氏國と申す佛の出現し給べき名也、扶桑國をば日本國と申す豈に聖人出給はざらむ」(二〇四〇)等と云ひ、『聖人知三世抄』に「日蓮は閻浮第一の聖人也」(一三三七)等と云ひ、『日向記』に「所詮末法に入て屬于一人の利益は日蓮が身に當りたり、日本國の一切衆生の受之苦惱は悉く日蓮が身一人が屬于一人也」(二二二)等と云ひ、『御義』に「此妙法蓮華經は釋尊の妙法には非る也既に此品(神力品)の時上行菩薩に付屬し玉ふ故也」(下二九丁)等とは是也。要するに此義は本化即本佛、僧寶中心、宗祖絶對、下種爲本、末法爲正論的傾向の説也。

(七)に妙法本佛説とは謂く一切衆生皆成佛道の妙法十方三世諸佛出生の門たる唯一眞理が本來本有として十界三千の諸法諸人を總括統合する絶對主即ち本佛なりとする説也、御書は前出せる「御

義」の「無作三身の寶號を南無妙法蓮華經と云也」の文、「實相抄」の「釋迦多寶の二佛も用の佛也妙法蓮華經こそ本佛にては候へ」等の文を法本位に觀察し又曼荼羅供養御書(九二五)顯佛未來記(九七五)經王殿御書(九八六)新尼御書(一〇九二)本尊供養御書(一五三三)本尊問答抄(一七九四)中興御書(一九一七)上野御書(一九九九)等の妙法本尊說を本佛的に逆觀せば此の妙法本尊說を成ずる也、此說は要するに本法即本佛の義分にして一往は所謂法本尊的傾向の説也。

以上本門本尊南無妙法蓮華經の法體たる唯一本體を、義に隨て各方面より觀察せば、或は近く自己の一念と觀え、或は廣く法界の全體と觀え、或は通じて一切衆生の當體と觀え、或は但五大其物と觀え、或は別して法華經の行者と觀え、或は特に宗祖大聖人の御身なり等と觀え、或は本有の妙法絶對の眞理と觀せらる、是併ながら事の一念三千の觀心に基く本佛の各方面觀に過ぎず、而して正しく我等が信仰の對象として絶對の歸依を捧ぐべき根本尊無比獨尊の本佛は、實に大聖人の本師、我徒の教主、五大の支配者、一切衆生の父、一大法界の總主總師總親たる、無作三身久遠實成大恩教主釋迦牟尼佛なりと云ふべき也。

要之南無妙法蓮華經の本尊は、凡夫の眼には黒き文字と見え、無靈の偶像と見ゆれども、聖者の指導によりて之を拜すれば、實に天地の精宗法界の神靈の活現體たる法界獨一無比尊重の一大圓佛也、其包容する所、實に豎に三世の人法を貫き、横に十方の諸尊を統一し、即ち古今内外一切宗教の本尊を網羅して一も遺さず、東西新舊の一切教學の眞理を攝取して一も漏さず、而して日本乃至宇内萬國の國王及び國民が擧て無二の信仰を捧ぐべき宗教的哲學的政治的教育的唯一の大圓鏡、最勝の大本尊也、仰て信ぜよ伏して拜すべし。

第六項 本尊様式の必要

本尊の本質に二種あり實在本尊と假定本尊と也、初に實在本尊とは即ち靈山顯現の本尊にして多分凡眼を以て拜し能はざる法界實在の本尊を云ふ、次に假定本尊とは即ち道場莊嚴の本尊にして人工を以て摸倣造立する木繪二像等の本尊を云ふ、我等が信仰の對象は正しくは實在本尊にありと雖も尙假定本尊を造立し奉安するを以て近要とし有効とす、例へば御眞影を通して先帝を追慕し奉り、寫眞を通して故郷の父母に感謝するが如し、如此は豈但に下根下機の爲のみならんや、苟も最勝至尊の佛天三寶に對する信仰の至誠の進る所上根上機の徒も尙且つ之を要求すべけん也、されば本像の始源は天竺にありては優填大王の釋尊渴仰に起因し(身延山御書、一三〇二等)、日本にありては聖德太子崇佛の信仰に始源す(四條御書一、六三二、等)、又繪像の始は天竺にては影堅王の信仰に始り(日眼女釋迦佛供養、事一八三二、等)支那にては摩騰迦竺法蘭の傳道に由來す(四條御書、一六三二)而して本宗に於ける文字式の本尊は宗祖の不惜身命の法華弘通に起源し、其木像は富木太田四條等熱烈なる信者諸氏の本願に興起す、又宗祖の像は伊豆配流の砌

り師孝第一の朗上人の赤誠に始る。いかに況んや本尊に假實を分つは一往人情に隨ふの義にして、若し一念三千・依正不二・草木成佛の圓理に依れば假定本尊即ち實在本尊なるに於てをや、されば我祖は「法華經を心法とさだめて三十一相の木繪の像に印すれば木繪二像全體生身の佛也草木成佛とは是也」(木繪二像開眼之事五二五)等と云ひ、又「已心の一念三千の佛造り顯しますか、はせまいりてをがみまゐらせ候はばや(乃至)法華經一部御佛の御六根によみ入まゐらせて生身の教主釋尊になしませせてかへりて迎入まゐらせさせ給へ」(眞開釋迎佛御供養送狀六三三)等と云ひ、又「木畫二像に於ては外典内典共に之を許して本尊となす」(本尊抄九二九)等と云ひ、又「佛は四十二品の無明と申す闇を破る妙覺の佛なり八月十五日の満月の如し(乃至)かゝる佛なれば木像畫像にうつし奉るに優填大王の木像は歩をなし摩騰の畫像は一切經を説き給ふ」(法蓮抄一一五三)等と云ひ、又「寶塔の中の二佛並座の儀式を作り顯すべき人なし」(諸法實相抄九五八)等と言へり。

然るに本尊造立の所以を具に辨せば略して七由あるが如し。(一)には依憑所託あらしむる爲也、謂く設ひ實在尊現前するも凡夫は之を目撃する能はずして信仰の依憑便利なし、若し本尊を假定せば恰も實在尊在ますの觀あり自ら信念増進すべければ也。(二)には擊念相續を得んが爲也、謂く造立尊常に現じて前にあれば本尊に對する渴仰廢忘するなく信念をして相續せしむるの効あれば也。(三)には敬養所對あらしむる爲也、謂く色相の本尊無くんば敬禮供養方所なく道場界分なく若し隨

所禮拜せば自他の譏嫌を招き事行を廢棄するの恐あれば也。(四)には戀慕して形相を想見するが爲也、是教主に對する戀慕渴仰の至情をして満足せしむべく自ら利益の由て生ずる所以なれば也。(五)には感應を一處に集めんが爲也、則ち本尊を建立して道場に勸請し朝夕之に奉侍して信力を一處に集中せば感應の氣をして散逸せざらしむる得あれば也。(六)には住持の三寶をして具足せしめんが爲也、謂く教家は是住持の僧寶、經卷は是住持の法寶、而して今本尊は是住持の佛寶(總じては三寶也、斯て住持の三寶具足し正法をして久住せしむる也。(七)には佛在世に異ならしめざる爲也、謂く在世滅後三寶具足すれば福田乏しからず利益同じく施すべければ也。如此の諸義を以て本尊の様式を造立し至心に恭敬し信仰する也。要之我等は造立の本尊を通して實在の本尊に接觸し以て感應の無窮ならんことを信すれば可ならん也。然るに古今二種の迷者あり、一は則ち單に偶像に執して實在尊を認めず活ける信仰を殺すもの是也、他は則ち極端なる排偶像教たる新來の基督教主義に惡化せられて漫に本尊の様式を無視するもの是也、此等は則ち一は形式に執して精神を度外し一は精神に囚はれて形式を没却せる偏狹なる思想にして共に思想の中正を得たるものと謂ふべからず、警めざるべけんや。

第七項 様式の種類

本尊様式を大に分て三種とす、文字式、木像式、繪像式是也、若し木畫二像に配せば文字式は即ち畫像に攝す。

第一 文字式

文字式又は紙墨式、名像式等と云ふ、之に又二あり、祖師の御筆と諸師の筆也、諸師の筆は措て論ぜず、宗祖の御筆を又分て二とす、佐前式、佐後式也。

(一) 佐前は一般御化導未熟の時なれば、本尊の法義末顯眞實なると共に其圖式も亦不完全不整頓也、佐前式に凡そ二種あり、一には七字本尊、二には七字の左右に佛菩薩等又は經文を隨宜に書し給ふもの也。先づ建長六年四月十六日の御本尊は七字式也、但し光明點に非ず(眞偽未決)。次に弘長元年五月十二日伊東配流の砌り船守彌三郎授與のものは光明點首題の左右に但「病即消滅不老不死」の經文と及御自署あり。又同年楳取九藏授與の俗に楊枝の本尊と稱する式は草書首題の左右に日月衆星と四天大玉と及び御自署あり。又同年伊豆韭山江川太郎左衛門授與俗に火除の本尊と稱する式には光明點首題に二佛四菩薩梵釋日月鬼子母神天照八幡四天二明及び「聖主天中天迦陵頻迦聲哀愍衆生者我等今敬禮」の讚文及び御自署あり。次に文永六年六月四日朗師授與のものには光明點首題に二佛四菩薩四天と御自署あるのみ也。此中後の二つは筆法稍佐後の式と異ならず。其他或は單に不動愛

染の梵字のみを七字の左右に或は釋迦上行のみを傍列に書き給ふ等一準ならず。其他甲州人某所藏文永六年九月某日の御親筆、富士興師授與文永九年正月九日の御本尊は竝に十界廣式にして佐後の式に異ならずと、更に檢せよ。

(二) 佐後式は大体御本懷光顯の式也、之を分て二とす、弘安以前の式と弘安式と也、初を又分て二とす、文永式と建治式と也。

文永式とは文永三年間の御筆を云ふ、之に又二あり、始顯式と始顯已後の式と也。

始顯式とは文永十年四月二十五日著「觀心本尊抄」に於て本門本尊の法儀御説明あり、越えて七月八日正式本尊圖式第一發表として、佐渡一の谷の配處に於て始めて圖顯し給へる十界勸請廣式の大曼陀羅也、具には佐渡始顯の本尊と云ふ、又此式には總の諸尊に南無の二字を冠するが故に、一名總歸命の本尊とも云ふ、蓋し御親筆中の異例也、又此式には讚文縁起文の外更に經證文あるは亦異例也、又對告衆無は一機一縁の爲のものならざるを知るべし、(但し十界中提婆達多のみ、御親筆は元一の谷妙照寺にあり、後故ありて身延に納む、明治八年同山火災に係り今は無し、但し遠沾享師の寫玉澤妙法華經寺にあり、最近更に身延に納む、該式は古來當家本尊の原模として珍重せらる、尙下の圖例を見よ。)

但し該式の外所謂始顯本尊と稱するもの四あり、一には佐渡根本寺藏、朗師授與の資始本尊と稱するもの(但し之は文永十年四

月八日)、二には駿州海長寺藏頂師へ授與の本尊、三には京都要法寺藏興師へ授與の本尊、四には相州川合寺藏近藤新助(又は林新助)へ授與の本尊也、然るに此等は歴史上確固たる考證を缺き從て眞偽未決なるが如し、而して總歸命式を以て最も信賴すべきとす、何とされば朝師の「元祖化導記」、湖師の「本化佛祖統記」、諸著二師の「高祖年譜」、泰堂氏の「眞實傳」、辰師の「本尊抄探靈」、董師の「大受孝羅私考」等有力なる文書に皆該式を以て始顯式と斷するが故也。而して川合寺藏の本尊の如きは元東京神田村上國信氏所藏のもの故ありて川合芳次郎氏に渡り更に該寺に収りたるもの、明治十八年の頃立正安國會創立者田中智學氏村上氏所藏の時之を奉寫し、其教會の本尊に奠定し特に佐渡始顯廣式模範本尊と稱し御親筆中最勝の式として廣布し、彼の總歸命式に對して四聖歸命式と號して大に其優劣を誣へども、所詮該式には幾多の欠點あるが如し、緣起の曖昧なる其一也、文字の誤謬ある其二也、座配の不整頓なる其三也、筆勢の靈妙ならざる其四也、典據の皆無なる其五也、知るべし、該式は眞偽未決にして一宗正依模範の本尊と確定するに足らざることを、更に考へよ。

次に文永式中始顯以後の式は別に特色なし、前の始顯式後の建治式と大同小異也、該式中、上總藻原寺所藏文永十一年七月二十五日延山にて御認の所謂諸神統一閻浮一道十界勸請の大本尊と稱するものは、天人修羅の頭に無量世界の語あり、又四天王の頭に方角を冠せ、又南方增長西方廣目位地が通式と反對する等、御眞筆中珍重にして且つ本尊式研究上要用なるもの也(圖式下出)。

次に建治式とは文永に次ぐ建治三年間の式を云ふ、該式は通じて文永式と大同小異也、該式中、玉澤妙法華經寺所藏、建治二年四月日照師に授與の本尊の如きは珍重也、(日蓮宗大學奉安の本尊は此の式に八年本學創立の際讓り受く但し寫し也)該式特色は、其讀文が右側に壽量品の二節と藥王品の一節とを隨義接文して書かれ左側に涅槃經の七字の譬の一節と三極重病の一節とを接續して認めある是也、又十二神を加へ、帝

釋天を千眼天と記し給るは珍也。(圖式下出)其他京都妙顯寺第一の靈寶・玄旨の本尊と稱するものは、建治元年十二月經一九(後に日像上人)へ帝都弘通傳法別付の印として付與せられたるものにして、但一遍首題に譬喻品の三徳有縁の文を認めありて要式也、此本尊には朗師の法脈相承に關する添書もありて重要なる本尊の一也(圖式下出)。

次に弘安式とは建治に次ぐ弘安五年間の式にして其數最多し、此期間の式は已前の文永建次の式に比較して、最も座配整頓し、廣略中庸を得、筆法圓熟する等の特長あるが如し、圖式は下に出すを見よ、今弘安前後の異點を擧ぐれば左の如し。

一、勸請偏圓
弘安已前式……過不及
弘安式……中庸

二、座配整不
弘安已前式……不整頓
弘安式……整頓

三、迹佛有無
弘安已前式……多分善德佛分身佛等あり
弘安式……多分無之

四、年號相違
弘安已前式……二千二百二十餘年
弘安式……二千二百三十餘年

五、二明點相違

弘安已前式……菩提點ニヤニヤ
弘安式……如意珠點トヤ

六、御名傍正

弘安已前式……傍
弘安式……正

七、提婆有無

弘安已前式……多分無
弘安式……多分有

若夫れ佐前と佐後との相違の如きは枚舉に遑あらず。以上は年代に約する際の種類なるが、若し横に約して分別すれば大體廣略要の三式となるべし、一に廣式とは首題中尊十界具足の大曼荼羅を云ふ、二に畧式とは首題中尊十界抄畧の曼荼羅を云ふ、三に要式とは一遍首題の本尊を云ふ、又一説には此三式を解行證の三義に配す、謂く廣式は妙解の本尊、畧式は妙行の本尊、要式は妙證の本尊と也、知るべし。其他古今諸師の筆の中には種々異様(像師の向上熟脱式、坤山の無光明點式等)の式なきにあらずと雖も大體皆宗祖の御筆を以て原模とせざるものなきが如し。尙御眞蹟を以て圖式諸例を畧舉せば次の如し。

要式御本尊例

玄旨本尊

(京都妙顯寺所藏)

而今此處
多諸患難
今此三界
皆是我有

南無妙法蓮華經 日蓮

其中衆生

悉是吾子

唯我一人

能爲救護

(判御在)

建治元年太歲乙亥十二月 日

經一九八

(りあ書添の師期)

略式御本尊例

(駿州小泉久遠寺所藏)

病即消滅 不動(梵字)

南無上行無邊行菩薩 大毘沙門天玉

南無善德佛 大持國天玉

南無多寶如來 鬼子母神

南無妙法蓮華經 日蓮

南無釋迦牟尼佛 十羅刹女

南無十方分身諸佛 天照太神

南無淨行安立行菩薩 正八幡宮 (判御在)

不老不死 愛染(梵字) 建治二年太歲丙子八月十二日

廣式御本尊例の一

佐渡始顯總歸命の本尊

(元佐渡一谷妙法寺所藏)

南無持國天玉 不動(梵字) 南無廣目天玉

此經則爲圓淨提人

南無天台大師

南無無邊行菩薩 南無阿修羅等 南無藍婆 文永八年太歲辛未九月十二日蒙御勸氣

南無上行菩薩 南無四輪玉等 南無毘藍婆 遠流佐渡國同十年太歲辛未

南無善德等諸佛 南無大梵天玉等 南無曲齒 此法華經大曼陀羅 七月八日圖之 日蓮

南無多寶佛 南無文殊彌勒等 南無黑齒 佛滅後二千二百二十餘年之間 一圓淨提之內未曾有之 日蓮始圖之

南無妙法蓮華經 南無鬼子母神

南無釋迦牟尼佛 南無舍利弗等聲聞南無多髮 如來現在 猶多怨 嫉 在)

南無分身等諸佛 南無釋提桓因等 南無無厭足 况滅度後 法華經弘通之故 有留難事 佛語不虛也 (判御在)

南無淨行菩薩 南無大月天等 南無持瓔珞 有留難事 佛語不虛也 (判御在)

南無安立行菩薩 南無龍神等 南無阜諦 有留難事 佛語不虛也 (判御在)

南無天照八幡等 南無奪一切精氣 南無傳教大師

南無毘沙門天玉 愛染(梵字) 南無增長天玉

廣式御本尊例の二 始顯式已後の文永式 (上總淺原寺所藏)

東方持國天玉 不動 (梵字)

南方增長天玉

南無無邊行菩薩 無量世界阿修羅玉等
南無上行菩薩 無量世界四輪玉等
南無善德等諸佛 無量世界大日天玉等
南無多寶如來 無量世界大梵天玉等
文珠師利彌勒藥王等諸菩薩

大覺世尊入滅後二千二百二十餘年之内雖有經文一闕浮提之内未有大曼陀羅也得意之人蔡之龍樹菩薩
天親菩薩 日蓮
天熱提婆達多 一名藍婆二名昆藍婆三名曲齒 四名華齒五名黑齒

南無妙法蓮華經

鬼子母神

(判御在)

南無釋迦牟尼佛
南無分身等諸佛
南無淨行菩薩
南無安立行菩薩

舍利弗迦葉等諸大聲聞
無量世界帝釋天玉等
無量世界大月天玉等
無量世界龍神玉等
大日本國天照太神八幡大菩薩等

六名多髮七名無厭足八名持瓔珞
九名華鬘十名壽一切衆生精氣
未生怨阿闍世大玉
天台大師
傳教大師
文永十一年六月廿五日
甲斐國波木井郷於山中圖之

北方毘沙門天玉

愛染 (梵字)

西方廣目天玉

廣式御本尊例の三

建治二年の御筆

(豆州玉澤妙法華經寺所藏) (日蓮宗大學奉安(寫))

提頭賴天玉

不動 (梵字) 阿修羅玉
轉輪玉
大日天玉
大梵天玉
南無舍利弗等
南無彌勒菩薩
南無文珠師利菩薩

毘樓勒叉天玉
佛滅後二千二百二十餘年間一闕浮提之内未曾有也
大曼荼羅也

南無妙法蓮華經

日蓮 (判御在)

建治二年丙子卯月

毘沙門天玉

愛染 (梵字)

十二神玉

毘樓博叉天玉
大日本國沙門日照之

南無釋迦牟尼佛
南無十方分身諸佛
南無淨行菩薩
南無安立行菩薩
南無普賢菩薩
南無藥王菩薩
南無迦葉尊者等
千眼天玉
大月天玉
龍玉

天照太神
南無天台大師
南無龍樹菩薩
南無鬼子母神
十羅刹女
南無妙樂大師
南無傳教大師
八幡大菩薩

廣式御本尊例の四 弘安五年の御筆

大持國天玉 不動(梵字)

大廣目天玉

付法第一智德沙門日興授與之

南無無邊行菩薩

大日天玉

阿修羅玉

佛滅度後二千二百三十餘年之間
一闍浮提之内未曾有之大曼荼羅也

南無上行菩薩

大梵天玉

轉輪聖玉

也

南無多寶如來

南無舍利弗尊者等

提婆達多

南無天台大師

南無藥王菩薩

鬼子母神

天照太神

南無妙法蓮華經

八幡大菩薩

日蓮

(判御在)

南無釋迦牟尼佛

南無普賢菩薩

十羅刹女

南無傳教大師

南無淨行菩薩

南無彌勒菩薩

阿闍世大玉

南無安立行菩薩

南無大迦葉尊者等

釋提桓因天玉

大月天玉

大龍玉

大明星天玉

大毘沙門天玉 愛染(梵字)

大增長天玉

弘安五年八月三十日

第二 木 像 式

木像式とは又は彫刻式・形像式等と云ふ、若し用材に就て分別せば木像・金像・石像・泥像等あり、若し意匠に就て分別せば彫刻・鑄造・塗造・打出等あり、今木像式と云ふは蓋し多分に從ふの通稱なるのみ。

木像式を大に分て二種とす、一尊四士式、一塔兩尊式也。

(一)一尊四士式を又分て二とす、一尊式、一尊四士式也、初に一尊式とは釋尊一體式を云ふ又分て二とす、立像と座像と也。

立像式に就ては本宗に特種の靈像あり、所謂閻浮第一立像の釋尊是也、此像は船守御書(四一三)等に依るに、弘長元年宗祖伊東配流の砌、和田の邑主伊東朝高の献上せる海中出現の靈像にして、我祖一代隨身佛として奉侍せられ、御入滅の際朝師に付屬せらる、現に京都本圓寺の釋迦堂の本尊是也此立像尊の資格に就ては古來異説あり、今日く此靈像の佛格多含也と雖も、要するに南無妙法蓮華經の人格的權現にして且我祖の久遠の本師たる大恩教主釋迦牟尼佛が、我祖一代の主張たる釋尊本佛論の實證として不思議にも世に出現し給ひしものか、誠に難有靈像也。御在世四條夫人(日眼女
釋迦佛
造立事
一八三〇) 富木殿(眞間釋迦佛供
養逢狀六三三) 等造立の釋尊は多分此像を模倣せるものなるべし。

坐像式は祖師御在世に於ての有無未詳なるも後世釋迦堂の本尊は大體此式也、而して深草元政師は本堂の本尊として但坐像一尊式を採れり、之には多義あらんも要するに壽量の教主法界一佛の意義を表現せる勸請なるべし、

次に一尊四士式とは一尊式に本化の四菩薩を脇士とせるもの也、此式の始源は既に御在世にあることは『四菩薩造立抄』(二八五四)『觀心本尊抄』(九四〇)等に依て明也、則ち親師の『埴谷抄』導師の『祖書綱要』等に依て見るに、嘗て富木氏の宅を寺とせし妙蓮山法華經寺の本尊は此式也しと云ふ、現に中山に祕藏せる該式は則ち中古の改刻に係るもの也、而して該本山の末寺及び檀那には此式を本尊とせるもの尠からず、俗に人本尊と稱するもの是也。蓋し前の一尊式と廣略の異りあるのみ。但し四士は九界勸請諸尊の代表として出せる也。

(二)に一塔兩尊式とは、一塔とは寶塔の題目兩尊とは釋迦多寶の二佛也、該式に又二あり略式と廣式也、略式に又二あり一塔兩尊式と一塔兩尊四士式也。

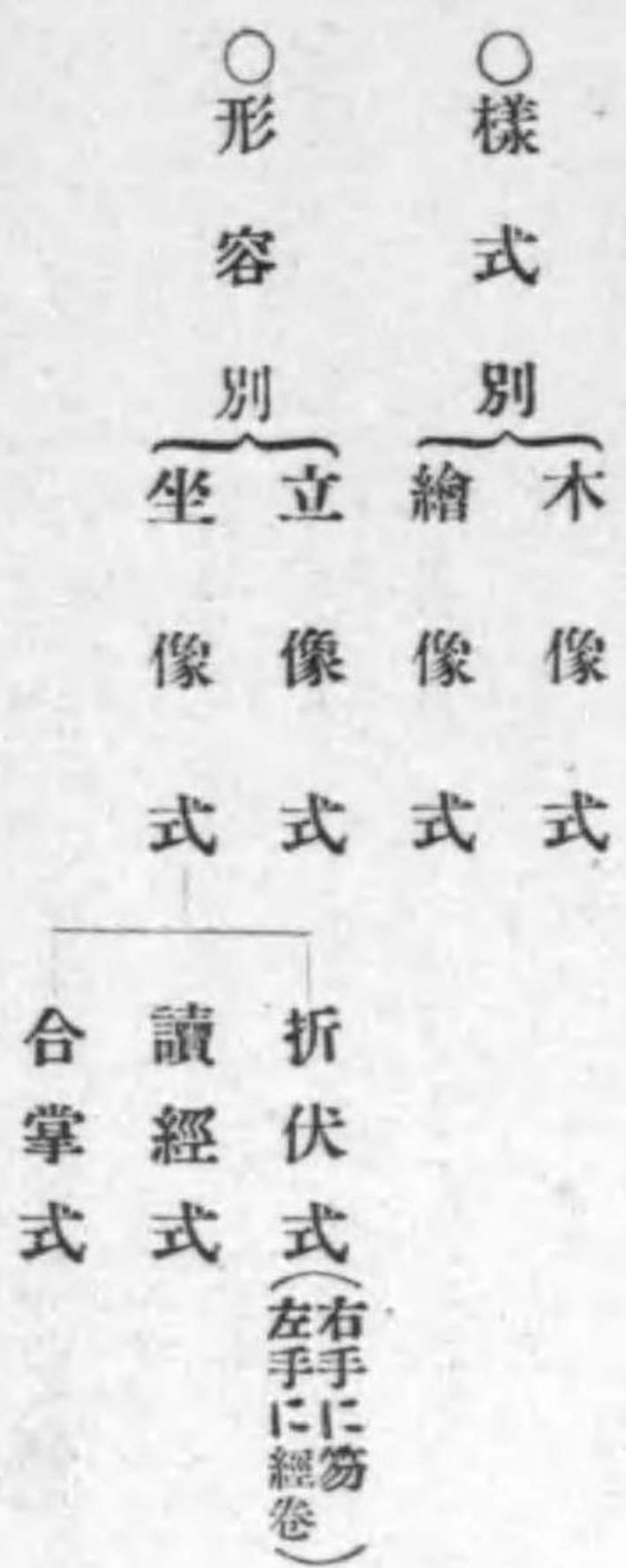
此略式は『諸法實相抄』(九五八)等の御書に依るに既に御在世に始りしものか、又埴谷抄祖書綱要等の所説に依れば嘗て太田氏の宅を寺とせる正中山本妙寺(後、妙蓮山法華經寺と合併す、今の正中山法華經寺是也)の本尊式即是也しと云ふ、但し今は中山に無し、蓋し中古廢亡せるものか。廣式に又二あり、十界略式と十界廣式也、十界略式とは一塔兩尊四士に更に文珠普賢四天二明等を添加せるものを云ふ、典門流を除く本

宗寺院の本尊式は大體此式也。十界廣式とは十界具足式を云ふ、該式は造立の困難勸請の不便等の爲世に行はるゝこと稀也。

第三 繪 像 式

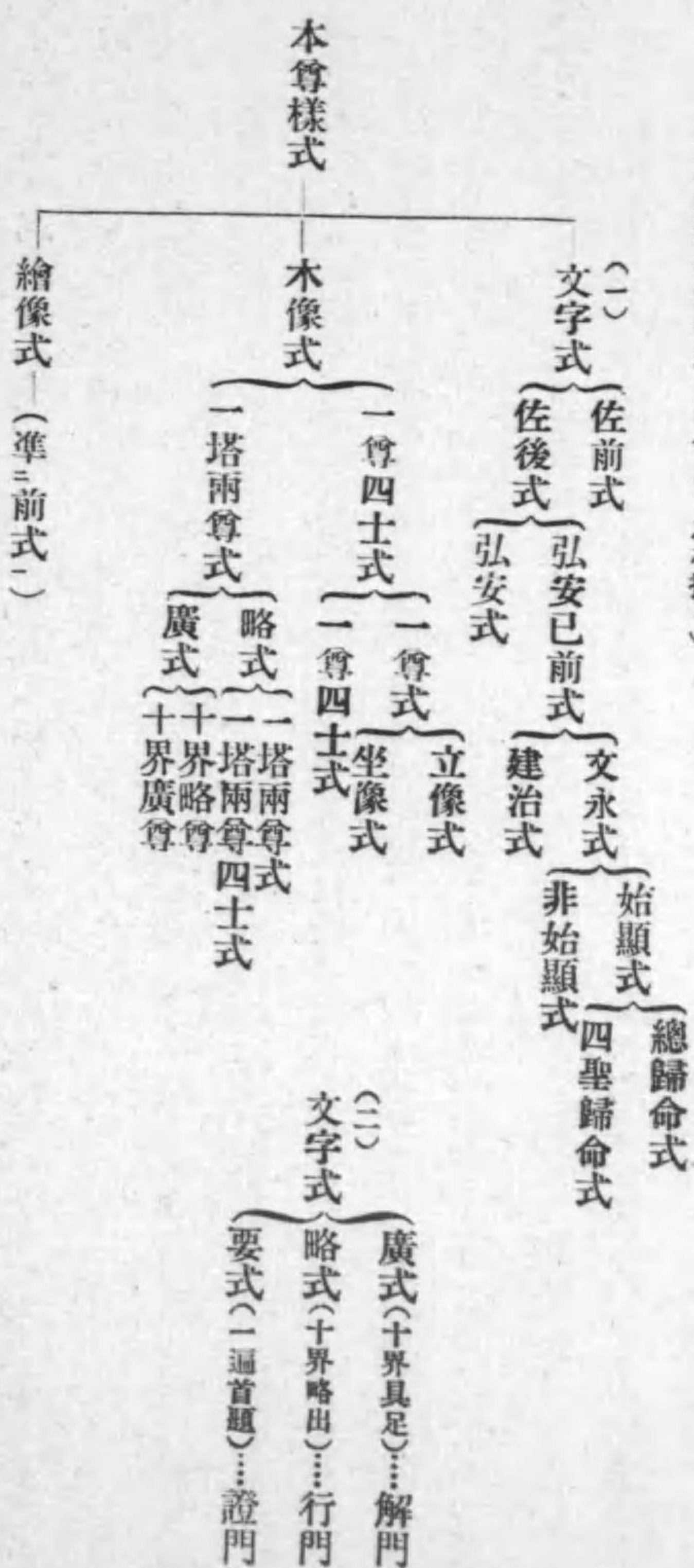
繪像式とは又は繪畫式、繪曼陀羅等と云ふ、該式は世に行はるゝこと尠し、又宗祖御在世に始りしや否や未詳也、但し現に中山法華經寺の繪曼陀羅、玉澤妙法華經寺の八品能顯の十界繪曼陀羅、京都本法寺の寶塔繪曼陀羅等の如きは、宗祖の御筆又は御親認のものと傳ふ、其他京都妙顯寺の大覺大僧正の繪曼陀羅の如きは有名也。

因に祖像を辨せば、祖像は一宗の元祖として一般に前の本尊式に合せ又は別に祖師堂に勸請せらる、諸義に約して分別せば左の如し。



- 稱呼別
 - 委見祖師……………(京都妙顯寺)
 - 水鏡祖師……………(中山法華經寺)
 - 一木三體祖師……………(身延、池上、比企谷)
 - 臨終祖師……………(池上大坊)
 - 厄除祖師……………(堀之内)
 - 敵國降伏祖師……………(博多)

(若夫諸尊の像の如きは今日く之を措く。)



第八項 様式の選擇

本尊様式の選擇を辨ぜんに二とす、一には三種の關係を明して法體同を示し、二には形相の異に就て正しく選擇を論ず。

初を辨ぜば、文字木像繪像の三式一往其形相は異也と雖も其法體内容は同一也、何となれば、祖師所造の本尊は多く文字式也、而して木像式等の如きは多分直接間接之を具體化したるものに外ならず、則ち木像式中、一塔兩尊式の如きは文字式を其儘大寫建立せしものに過ぎず、又一尊四士の如きは古來異説あるも要するに一尊は即ち久遠實成釋迦牟尼佛を具體的に顯したるものにして表面は但十界中の首尊たる釋迦牟尼佛の如くなれど裏面には中央題目無作三身を含みたる靈像にして亦間接に文字式を變造したるものに外ならず、又繪像の如きは多分文字式又は木像式を直接に繪畫化したるものなれば也。要之三種の式は但是紙本文像等の異なりのみ其法體は同一なりと云ふべし。

後を辨せば、三種の本尊は固より法體同なるが故に、我徒は其正當なるもの(御親筆又は本尊儀軌)に限り通じて適宜に之を奉安すべしと雖も別しては其優勝なるものを選定すべき也、既に其様式を異にすれば自ら其作用に長短得失あるが故也、謂く三様式中大體に於て文字式が最多の特長を有するが如し、略して十勝を擧げん、制様希有にして尋常に非ず、高上梵雅自ら世表に出づ、是を一勝と

す。他宗多く偶像を用ゐる今之に對抗して新式を示す、是を二勝とす。制作簡便弘通甚便にして一般に普及せしむるに堪ふ、是を三勝とす。首題の中尊は正しくは文字を用ゐるべし像畫を用ゐるべからず、故に餘の諸尊若し像畫を用ゐれば書像相混じて拙にして巧ならず、然るに首題既に正意なれば宜しく正意の者に從て文字を用ゐるべき也、是を五勝とす。直に其名を掲ぐ故に初心其實に於て混ざるなし、若像畫に籍らば諸尊恐くは濫せん、末代の弘法正しく初心に便ず、故に各其名を掲げて憶持し易からしむ、是を六勝とす。像畫は其眞容の典據明ならざる者あるが爲各匠異様の像畫を想作し往々同人異相の醜態を描出する等あり、而して文字には此難無し、是を七勝とす。一向に復數名詞なる三世諸佛十方分身無量世界梵天王等の如きは到底像畫を以て顯すこと不可能也、文字は能く之を顯す、是を八勝とす。本門本尊の全象を統一的に縮圖するは文字式の獨り可能とする所にして到底像畫の企て及ぶ所にあらず、是を九勝とす。元祖末法の大導師として時機相應の本尊式を選定し玉ふや、特に文字式を以て表現し玉ふ、豈に模範を後世に垂れ玉ふ所以にあらずや、是を十勝とす。乃ち知んぬ、文字式を以て最勝の様式となすべき歟。但し形像式の如きも全然特長無きにあらず、則ち或一機をして直覺的に信念を惹起しめ易きは形像式を可とすることあり、又文字は説明を要すべき場合あるも形像は目撃直に崇敬の念禁ぜざるべし、又文字無き一類には色相莊嚴の形式利益多きことあり、又末法澆季人多く陋劣故に堂宇は宏壯彫麗を以て珍とし聖容は金色燦然を

好む、且つ寺院は外觀の莊嚴を以て信を發起し易からしむるを方便とす、則ち形像を得とする場合あり、又若し個體的の佛像祖像等を具體的に表するには文字よりも繪畫、繪畫よりも形像が實物に近くして宗教的情懷を喚起するに力多し、此等は形像式の特長とする所也、されば祖師も多分は文字式に依り給ひしと雖も、尙御書中常に木畫二像等(七五、一〇一六、一一五五、一二三三、一四四四、一七九六等)と言ひて嘗て形像を否定し給はず、且つ御在世中既に宗祖御一代隨身の立像釋迦佛(四一三、一三九)もあり、又四條氏夫妻の佛像建立を稱嘆し給ふことあり(一四四四、一八三〇)、又眞間の佛もあり(六三九)、又富木氏の一尊四士等の縁起(一八五四)の如きもあり、豈に一向に木像式を不可とすべけんや、況んや大曼陀羅中特に選出して別請する佛像祖像の如きは最も此式の賜にして利益甚大なるに於てをや。若夫れ繪像式の如きは文字式の如く理想的ならず、又形像式の如く具體的ならずして特長少きが故に、祖師も多分之を用ゐ給はず、亦古來宗門に行はるゝこと尠しと雖も、時として佛像祖像等の個體尊を別安する場合の如きは甚だ便宜なりと云はざるべからず。然れども之を要するに大體三様の本尊式は其内容に於ては同一なりと雖も、其形式に於ては長短優劣なきにあらず、仍て一宗一般の通式としては、比較的優勝なる文字式を以て正意とし、而して其木像繪像式の如きは傍意として隨宜依用せば可ならん歟。

然るに文字式中更に傍正を判せば、豎横の二義あり、初に豎に約せば、苟も御親筆なりせば通じては左前佐後を簡ふべからず、別しては本懷已顯の佐後式に依るべし、又佐後式中には通じては文永建治弘安の諸式を採るべく、別しては比較的圓熟最勝なる

弘安式に依るべき乎。次に横に約せば、通じては廣略要の三を採るべし、別しては要よりも略式、略式よりも廣式を取るべき乎。何となれば要式の如きは動もすれば原本無迹、中尊過重の弊に墮するの杞憂なきにあらず、而して廣式は全く此の弊害無きが故也。尙畏らくは聖意に違はざらんことを。

第九項 座配分別

第一 總 說

大曼荼羅の座配を廣式に就て大別するに、中尊首題と傍列諸尊との二となる、而して中尊首題は傍列諸尊の總體にして傍列諸尊は中尊首題の別體也、傍列諸尊に又種々の分別あり、而して更に證文縁起文等の添書あり、先づ總示せば左圖の如し。

大曼荼羅

- (一) 中尊首題……………南無妙法蓮華經
- (二) 傍列諸尊……………(中尊已外の諸尊)
- (1) 十界部……………(正しく十界勸請の諸尊)
- (イ) 佛部……………(佛界の諸尊)
- 本師部……………南無釋迦牟尼佛

他師部……………(本師已外の諸佛)

正證部……………南無多寶如來

助證部……………南無十方佛、南無三世佛、南無善德佛等

准佛部……………南無上行無邊行淨行安立行等の本化大士

(ロ) 三乗部……………(菩薩、緣覺、聲聞の諸尊)

菩薩部……………南無文殊普賢樂王彌勒等の迹化の大士

二乗部……………南無舍利弗迦葉目連阿難等の緣覺聲聞

(ハ) 六道部……………(天上界乃至地獄界の諸尊)

天上帝……………梵天帝釋日天月天明星天等

人間部……………轉輪聖王阿闍世王等

修羅部……………四阿修羅王等

畜生部……………八大龍王等

餓鬼部……………鬼子母神十羅刹女等

地獄部……………提婆達多等

(2) 國神部……………天照太神八幡大菩薩等

(3) 外護部……………持國毘沙門廣目增長の四天王、不動愛染の二明王等

(4) 傳燈部……………天台傳教龍樹天親等

(5) 宗祖部……………日蓮(在御列)

(三) 聖語添書……………(中尊及諸尊已外の御筆)

(イ) 緣起部……………佛滅後二千二百二十餘年之間一闍浮提之内未曾有之大曼陀羅也等の文

(ロ) 讚文部……………此經則爲闍浮提人、(乃至)病即消滅不老不死等の文

(ハ) 經證部……………如來現在猶多怨嫉況滅度後、法華弘通之故有留難事佛語不虛也の文

(ニ) 授與部……………授與の對告衆の姓名及び年月日等の文

第二 別 釋

(一) 中 尊 首 題

南無妙法蓮華經

大曼荼羅の中心たる五字七字の題目は實に本尊の總體也(中央尊・正体尊・總要尊・統一尊・最高・主体尊・總体尊・統括人法尊等と云ふ)

首題七字を以て大曼荼羅の正中に安んずる所以に略して十由あり。一には正しく所宗を表す、何となれば二佛並座にあらざれば虚空會を表することを得ず、本化の脇士に非ずんば

本門八品の儀相を表することを得ず、首題を中心とせざれば壽量の法體を表するに足らず、此の故に正しく所立の宗を表顯するが爲に首題を中尊とする也(約教)。二には因果不二を表す、何となれば二佛は果を表し四士等は因を表す、今首題を中尊とするは其因果同時不二相即の妙乘を示すが爲也(約行)。三には諸尊一體を表す、何となれば首題の中尊無ければ十界の諸尊各立の相にして唯一の妙法唯一の佛界及び俱體俱用の相表はれず、是故に首題を中尊とする也(約人)。四には一念三千を表す、何となれば首題は行者の一念を表し諸尊は三千を表する也(約理)。五には寶塔即首題首題即寶塔を表す、經文に二佛並座の時は更に寶塔あり、今寶塔を表するが故に題目を書する也、此即ち寶塔は還て首題を表し首題は即ち寶塔を表する也(世界)。六には能觀所觀の合一を表す、謂く能觀の題目と所觀の本尊と合一ならしめて妙行を成じ安からしめんが爲也(爲人)。七には信仰の統一所見の尊重を表す、何となれば正中に首題無き時は信仰純一ならず所見尊重ならざる等の失あるが故に諸尊の中央更に主尊を立つる也(對治)。八には十界即行者行者即首題を表す、謂く十界の諸法全く行人の一色心なることを教示し信解せしめんが爲の故に行者の當體を表顯して中央に安んずる也(第一義)。九には法界總合の相を表す、謂く十界別法(假)の外中尊(等)を安んじ總別合成し(中)三諦頓に現前せしむる也(約法)。十には本佛を表するに便ならしむ、則ち本佛を表するに久遠實成釋尊等と表するも義淺近を成ず故に首題を以て久成の佛を表し所宗をして深遠微密ならしむる也(約佛)。此等の諸義を以て別

して首題を書して中央の正主とする也。總じて此を云はゞ壽量所顯の佛智無作三身久遠實成教主釋尊の妙果を表する也。若夫十界羅列の諸尊の如きは此の首題中尊一大總佛の相貌を宜しきに隨ひて個々に開出して表現せる別佛別尊なれば廣略有無必ずしも一定せざる也、而して若し此の南無妙法蓮華經の中尊無くんば全く本門本尊の體を爲ざるものと知るべき也。

(二) 傍列諸尊

傍列諸尊とは首題已外の十界の諸尊等を概稱す、(傍尊・傍依尊・客依尊・枝末尊・別用尊・別尊・羅列尊、十界尊・脇士・述用尊・准本尊・被統括諸員等と云ふ)、該部を更に分て五とす、十界部、國神部、傳燈部、外護部、宗祖部也、初は十界の代表者を擧げ、次の三は特種の諸尊を示し、後の一は別して能顯の宗主を出す也。

(1) 十界部……(佛部、三乗部、六道部)

(イ) 佛部……(本師部、他師部、准佛部)

南無釋迦牟尼佛

具には南無久遠實成本師釋迦牟尼佛又は南無三德有緣大恩教主釋尊等と云ふ、釋迦牟尼佛は一大佛教の元祖、五時八教の說法佛也。今(大正三年)を去る二千九百四十一年の昔中印度迦毘羅衛城淨飯王の皇太子として降誕し給へり、御歳十九にして出家し、三十にして成道し、一切衆生皆成佛道の大目的を以て初め四十二年間華嚴阿含方等般若の方便權教を説き、後御

歳七十二歳の時本懷眞實の法華經を説き給ふ、其中にも、迹門十四品を経て本門壽量品に至りし時、御自身の本地を顯して言く一切世間の人々は我を以て單に伽耶始成の佛と謂へり、然るに我れ實に成佛已來無量無邊百千萬億那由陀劫の時間を経過せり、已來衆生を救濟利生せんが爲に別しては此の娑婆世界に通じては餘の諸の國に權現出沒すること自在也、而して其最初の成佛を本地の成佛又は久遠實成等と云ひ、已後の成佛を垂迹の成佛又は伽耶の始成等と云ふ、此の久遠の釋尊は佛法の中師とすべき佛菩薩多數ある中、唯一根本の教師なるが故に本師と云ふ也、然るに此佛は單に本師なるのみならず本主也本親也、其鴻恩無量にして計るべからず、故に三德有緣大恩教主等と云ふ、かくて釋尊は我等一切衆生の爲めには、今番を以て之を論ずれば三千年以來の本師也、迹門を以て之を論ずれば三千塵點已來の本師なり、本門を以て之を論ずれば五百塵點已來の本師也、而して十界別尊中に於ては正しく本尊と云はるゝ也。故に我祖十界勸請の諸尊中最首席に之を勸請し以て首題中尊に次で信敬すべき大義を教へ給へる也。然るに此釋尊は本佛迹佛の中には孰れぞやと云ふに、蓋兩義あらん。一義に云く若し中央首題尊を唯本佛とせば此佛は尙修德顯現用の佛なるが故に且く迹佛と云ふべし、『諸法實相抄』に「されば釋迦多寶の二佛と云も用の佛なり(迹佛)妙法蓮華經こそ本佛にては御座候へ」(九五九)等と言へるは是なり。一義に云く若し多寶・善德・彌陀・藥師等の十方三世の諸佛を二番已降分身散體の迹佛なりとせば此佛は最初一番成道の古佛なるが故に且く本佛と云ふべ

し『曾谷入道御書』に「大覺世尊末法を鑑知し此逆誘の二罪を對治せしめんが爲に一大祕法(首題中尊)を留め置き玉ふ、所謂法華經本門久成の釋尊寶淨世界の多寶佛高さ五百由旬廣さ二百五十由旬の大寶塔之中に於て二佛座を並べしこと宛かも日月の如く、(一一〇二)等と言へるは是なり。兩義相存ず故に單に釋迦牟尼佛と書き給ふか。然るに若し本尊全體の上より其の傍正を論ずれば、迹佛の義を以て正意とすべきか、何となれば本門本尊は首題本位なるが故也。而も今は十界別尊中の分別なるが故に本佛の義を正意として久遠實成等と稱する也。若夫垂迹の事蹟は往て佛傳を緝け。

南無多寶如來

此佛は東方寶淨世界の佛なり、釋尊出世の本懷たる法華經を説き給ひし時第四卷「見寶塔品」第十一の時、高さ五百由旬廣さ二百五十由旬の七寶の大塔の中に乘じて大地より涌出て虚空に上り給ひ大音聲を發して法華眞實の證明をなし給へり。「爾時寶塔中出大音聲」歎言善哉善哉釋迦牟尼世尊能以平等大慧教菩薩法佛所護念妙法華經爲大衆說如是如是釋迦牟尼世尊如所說者皆是眞實」文。此時大樂說菩薩一會を代表して寶塔涌出の因縁を問奉りしに釋尊悉に其由來を説き給ひて後十方世界より釋尊の分身たる無量の諸佛を召集し、自ら寶塔の戸を開き給へば多寶如來は自ら御座を譲り給ひ、釋尊は寶塔の中に入て右の上座(北方)に座し給ひ多寶佛は左の下座(南方)に就き給ふ、(前より拜すれば釋尊は左にあり多寶佛は右にあり)。二佛座を並べて虚空の中に在り、寶塔品より神力品に至るまで十一品の説法あり、囑累品に至りて本土に歸り給ふ、所謂他經不共法華獨特の一塔兩尊二

佛並座の大儀式とは是也。如斯此佛は釋尊の法華經の説法を皆是眞實也と證明すべく來現せられたる佛なるが故に悉には證明法華多寶如來と云ひ、又略して證明佛と云ふ、又此佛は現在說法佛の釋尊に對して過去佛の代表として來現せられたる意義もあれば或は過去多寶佛とも云ふ、又此佛は來佛不來佛の中には來佛の上首也、又「報恩抄」(一四七九)「法華取要抄」(一〇三八)等には此佛は根本大日如來にして彼の眞言の金胎兩部の大日如來は此根本大日なる多寶如來の脇士に過ぎずと言へり。斯くて此佛は教主釋尊に次ぐる高貴尊重の佛なるが故に第二位に勸請し給ふ也。

南無十方分身諸佛

此佛は法華經寶塔品の時釋尊虚空に上り多寶如來の寶塔の御戸を開かせ給ふ時、證明多寶如來の助證として十方より集らせ給ふ佛也、故に助證十方佛等と云ふ。十方とは東西南北四維上下也、此十方に皆無量の世界ありて一々の世界に皆佛あり其數亦無量也、各一人の菩薩を隨へて此世界の釋尊の御所に來集せり。其代表佛は、東方善德佛(一義には不來佛)、東南方無憂德佛、南方栴檀德佛、西南方寶施佛、西方無量明佛、西北方華德佛、北方相德佛、東北方三乘行佛、上方廣衆德佛、下方明德佛(千日尼御書一八一四)是也、此等の諸佛は本釋尊より分身して十方に散體せる佛にして釋尊と異身同體の佛なる故に概括して其名を呼ぶときは本體に隨ふて十方分身釋迦牟尼佛等と稱する也。さて前の釋尊說法佛と多寶證明佛とを合せて法華の三佛と名く、此三佛具足の儀式は一切經中唯法華經に限れる也。

南無三世諸佛

垂迹の諸佛を横觀せば十方に諸佛あり更に之を堅觀せば三世に諸佛あり。

『方便品』に云く「如三世諸佛說法之儀式我今亦如是說無分別法」又云く「聞法歡喜讚乃至發一言則爲已供養一切三世佛」等と。『千日尼御書』に云く「三世の佛と申は過去莊嚴劫の千佛、現在賢劫の千佛、未來星宿劫の千佛」(一八一四)等と是なり、初め過去佛とは華光佛より毗舍浮佛に至る千佛を云ひ、次に現在佛とは拘留孫佛より樓至佛に至る千佛を云ひ、後に未來佛とは日光佛より須彌相佛に至る千佛を云ふ。然るに廣義に約せば過去の過去未來の未來に於て更に無量の三世諸佛あるべし。若夫今番の釋尊の如きは今の現在千佛中の現在佛にして五十六億七千萬歳後に出現すべき第二の佛彌勒は亦其未來佛なるのみ。

南無善德佛

又は南無善德等諸佛と云ふ、善德は主佛、諸佛は分身佛を指す、本迹二佛の

内には多寶佛等と同じく迹佛也、但多寶等の來佛に對して此佛は不來佛の代表として出す也(本門相二編六九丁) 或は云く分身佛の代表として、或は云く他佛の代表として、或は云く過去佛の代表として、或は云く迹佛の代表として出す也と。經文の出處は『觀普賢經』(六根機悔段、耳根機悔の下)に云く「東方空中作是唱言此佛世尊號曰善德亦有無數分身諸佛(乃至)南無釋迦牟尼佛南無多寶佛塔南無十方釋迦牟尼佛分身諸佛作是語已遍禮十方佛南無東方善德佛及分身諸佛」此は懺悔教主普賢の指導に依て一會の行者が善德佛等を見したる文也、以て正依とすべし、『寶月童子所問經阿惟越致品』

に云く「佛告寶月東方去此過無量無邊不可思議劫恒河沙等佛土有世界名無憂有佛曰善德成道已來過六十億劫」(十住毘婆沙論第五、扶老十三)と以て傍依とすべし。

然るに善德等の諸佛及び十方分身等の勸請は御親筆により有無不定也。『本尊抄』に本門八品の本尊の儀相を明すに「十方の諸佛は大地の上に處し玉ふ迹佛迹土を表する故なり」(九四〇)と云ひ。『撰經』の勸請及び『授職灌頂抄』の勸請は、並に迹門の勸請には分身を列ね本門の勸請には之を列ねず。蓋し本門の本尊には分身等を列ねざるを以て正意とすべきか、虚空會上には分身の諸佛は在らざるが故也。弘安已前の本尊には多分之を列ね弘安已後の本尊には多分之を列ねず、亦以て二種本尊の相違を判すべき乎。一義に云く分身等の有無は別に法門上の進退あるに非らず、但弘安已前は圖式不整頓なるが故に是を列ね、弘安已前は整頓せるが故に比較的主要ならざる迹佛を省略し給ふのみと。賢者更に詳にせよ。

南無上行菩薩・南無無邊行菩薩・南無淨行菩薩・南無安立行菩薩等

之を本化

の四大士と名く、釋尊久遠本時の所化なるが故に本化の菩薩と云ふ。五百塵點已來釋尊の如く娑婆有縁の菩薩也。今番釋尊一代五十年の中には唯法華經涌出品の時、佛命により滅後末法法華弘通の別付屬を受けんが爲、大地より涌出して虚空會上の釋迦多尊等の御前に現れて壽量品の顯本正宗の説法畢り神力品の時正しく別付囑を受け、囑累品の終り本處に還り給ふ、但八品に來還し給ふ高貴

不思議の菩薩也。此本化の数は無量なりと雖も其上首は六萬恒河沙の菩薩也、今四大士は其最上首也、就中上行菩薩は最第一にして即ち末法の大導師宗祖日蓮大聖人の本地身にして釋尊本時已來最第一の御弟子也、此本化は通途の菩薩に非ず、經(涌出品)に「是諸菩薩身皆金色三十二相無量光明」とある如く釋尊同體の大菩薩也、故に我祖普通の菩薩に擇んで特に二佛等と肩を並べて上段に圖出し給ふ乎、仍て今亦特に佛部に准ずる也。若夫五大に約して其徳を顯せば、釋尊は空大の主、上行は火大の主、無邊行は風大の主、淨行は水大の主、安立行は地大の主也と云へり。

(ロ)三乗部……(菩薩部、二乗部の諸尊)

南無文殊師利菩薩・南無普賢菩薩・南無藥王菩薩・南無彌勒菩薩等 之を迹化の四士と名く、此菩薩は本佛成道已後垂迹佛に就て教化せられたる大士なるが故に迹化の菩薩と云ふ。迹化亦無量無邊なりと雖も此四士は其上首也。中にも常に文殊普賢を左右一雙として列ぬるは特に優る、菩薩なるが故也。就中文殊は其の最上首也。『心地觀經』に「文殊師利大聖尊は三世の諸佛以て母とす」と説て三世諸佛の母なり、又『大經』には「了了に佛性を見ることが猶ほ妙徳(文殊の譯語)の如し」とありて智及び慧の菩薩也、是を以て八萬の上首として法華經の始に居し彌勒の此彼二士の六瑞に對する間に答て衆の疑を解き以て今經法門の端緒を開ける尊貴の菩薩也。次に普賢は文殊に次ぐ上首の迹化なり、『華嚴經』には「普賢の身相猶虚空の如し如々に依て佛國に依らず」等とあ

りて理及び定の菩薩也、是を以て法華經の終に來て一經二門の宗趣を結び且つ願行の導師として衆をして一乘の行に依て實相の理に歸せしむ。又文殊は佛陀の半面なる智慧最勝の菩薩、普賢は他の半面なる慈悲最勝の菩薩なり。如斯二大士は今經の理智定慧を表して一經の始終を爲し、又佛陀靈格の二方面を分有するが故に特に一雙として此界の最上首に圖する也。さて此二大士を偶像に表すとき文殊の獅子に乗れるは、獅子は獸の王にして最も強く百獸を降伏して畏る、所なし、此の菩薩智慧最勝にして恐る、所なく能く説法して一切衆生の愚痴を對治し邪見を降伏し疑惑を開き無明を照すに譬ふる也。普賢の六牙の白象に乗れるは、白象の色は慈悲の清淨なるを表し、六牙は六度の修行を表し、象の柔和にして行儀正しきは此菩薩能く行者に乗りうつりて行法を教導するに譬ふる也、委しくは『觀普賢經』を見るべし。其他文殊の獅子は男性の剛性を表し、武道の權化を表し、折伏の權威を表す、普賢の象は女性の軟性を表し、文道の精華を表し、攝受の寛容を表する等の義あり。尚文殊は釋尊九代の古師、大乘佛經結集主任、文豪羅什の本地等とし著名の菩薩也。次に藥王彌勒を一雙として圖出することあるは、藥王菩薩は迹門(法師品)及び本門(藥王品等)流通の對告衆と爲て法をして廣く末世に流通せしめ、彌勒は今經の發起衆と爲て經首(序品)に問を起し、文殊をして燈明佛の往事を引て答へしめ今經の正宗を發起し、又一經神靈如來壽量品の對告衆として高名あり、且つ當來は(五十六億七千萬歳の後)釋尊の補處として立つべき菩薩なるが故也。又藥王は『觀藥王

經に「能く衆生身心の兩病を治す世を擧て歡喜して號して藥王と曰ふ」とありて悲の菩薩也。彌勒は「思益經」に「若し衆生見る者は即ち慈心三昧を得故に名くるに慈氏を以てす」とありて慈の菩薩也。故に慈悲一雙の義又は序正流通相照等の義に約して多分之を一對に圖出し、以て妙法並に釋尊は是れ慈悲の主たることを顯す也。其他藥王は我祖の外相承の先師にして天台法華宗の祖師たる支那の天台・日本の傳教の本地身として尊貴の菩薩也。又彌勒は今尙補處の菩薩の住處たる兜率の内院にありて衆生の機を鑑みつゝありと云ふ。

以上四士の内彌勒を除くの外は皆他方來の士にして正しく釋尊の弟子に非ず、則ち文殊は東方金色世界の不動佛の弟子、藥王は日月淨明德佛の弟子、普賢は寶威德上王佛の弟子也、一往釋尊の行化を扶けん爲に娑婆世界に來入せる爾前迹門の菩薩也。其他「無量義經」の勢至・大莊嚴、「提婆品」の智積、「勸持品」の大樂說、「法師功德品」の常精進、「不輕品」の得大勢、「藥王品」の宿王華、「妙音品」の妙音、「普門品」の觀世音・無盡意・持地、「陀羅尼品」の勇施、乃至序品列座の諸菩薩等は本經に記されたる迹化の重なるもの也。

南無舍利弗尊者・南無大迦葉尊者等

是二乘界の代表として列ぬる也、此二尊者は

二乘界の上首にして得記の始なるが故也。即ち舍利弗は上根にして法說周に於て華光如來の記前を受け。大迦葉は中根の第一にして譬說周に於て光明如來の記前を受け、二乘成佛の先驅を爲したる

也。又舍利弗は智解第一にして大迦葉は頭陀第一を以て聞ゆ、故に並べ擧げて解行一雙と爲し、以て智目行足到清涼地の意義を表する也。其他大目連阿難等を列ぬることあるは目連は舍利弗の親友にして神通第一を以て稱せられ大迦葉と共に中根の聲聞にして佛成道已來の脇士也。阿難は三根の中には下根なれども常に佛に隨侍して多聞第一を以て稱せられ、佛の滅後特に佛法傳持の功德あり、並びに十大弟子の隨一にして舍利弗迦葉に次で優勝なる尊者なるが故に擧ぐる也。「法華取要鈔」に云く「舍利弗目連等は現在を以て之を論ずれば智慧第一神通第一の大聖なり、過去を以て之を論ずれば金龍陀佛（舍利弗）青龍陀佛（須菩提）なり、未來を以て之を論ずれば華光如來、靈山を以て之を論ずれば三惑頓盡の大菩薩、本を以て之を論ずれば内秘外現の古菩薩なり」(二〇四)と、然るに今は且く現在の義に約して二乘界の總代に擧げ、以て他の十大弟子（解空、須菩提、論議、迦旃延、說法、富留那、天眼、阿那律、持戒、優婆塞、密行、羅睺羅）乃至五百、千二百、二千人等の諸の二乘を攝取する也。然るに前の四大尊者中、舍利弗目連の二人は佛已前に入滅せり、仍て大迦葉阿難の二人は佛滅後第二の大導師として佛法を弘傳せり、されば後の二人は復更に滅後正法時代の四依としての義もあるべし。

(ハ)六道部……(天上界乃至地獄界の諸尊)

梵大・帝釋・日天・月天・明星天・第六天魔王等

此等は天上界の代表神として列ぬる

也。

大梵天玉 此天は三界を統御する天主也、住所は色界四禪(十八天)の中初禪天(有頂天)にあり、獨一眞神也。佛教以前の外道は多分此天を以て本尊とせり、佛出世し給ひ之を征服して臣下となし給ふ。『法華取要抄』に云く「梵王の云く此土には二十九劫(成劫の最初より佛出生住劫第九の滅まで)已來知行の主なり、第六天帝釋四天王等も如是、釋尊と梵王等と始には知行の先後之を諍論す、然りと雖一指を擧げて之を降伏してより已來梵天頭を傾け魔王掌を合せ三界の衆生をして釋尊に歸伏せしむる也」(一〇三七)又『本尊抄』に云く「教主釋尊は三惑已斷の佛也、又十方世界の國主一切の菩薩二乘人天等の主君なり、行の時梵天左に在り釋帝右に侍へり四衆八部後に聳ひ金剛前に導びき八萬法藏を演説して一切衆生を得脱せしむ」(九三三)と是也。然るに梵天等が今番の時正しく成佛せるは法華經本門の時にあり、『取要抄』に云く「法華經の本門の略開近顯遠に來至して華嚴よりの大菩薩二乘大梵天帝釋日月四龍王等位妙覺に隣り又妙覺の位に入る也、若爾れば今我等天に向て之を見れば生身の妙覺の佛が本位に居して衆生を利益する是也」(一〇四〇)とは是也。さて基督教・回教・猶太教等の本尊たる神は此梵天の一種にあらざるなきか、法華經化城喻品に記されたる十方各五百萬億世界の諸梵天王中に於ける救一切大梵天王・大悲一大梵天王・妙法一大梵天王等の如き、又藥王品十喻稱揚中に出されたる一切衆生の父・大梵天王の如きは如何にも彼の新舊兩約聖書等に現れたるゴッドに極似せり、但此の相違は彼は單一的獨一眞神、此は復數的獨一眞神(無量世界梵天王)なる點にあるが如し、佛基二教

の廣狹優劣亦知るべし。

帝釋天玉 此天は欲界のみを統御し特に人間を守護する天帝也、住處は欲界六天の中第二忉利天三十三天の中にあり、釋提桓因は其梵語、千眼天王は其別名也、此天に三人の内臣あり三光天子是也、例せば人王の三公の如し、又四人の外臣あり四大天王是也、例せば人王の將軍の如し。さて今の帝釋は佛母摩耶再生の夫として知らる。又傳に云く我祖一時此天と靈會せられ其影像を曼陀羅の中に圖出し給ふ、柴又帝釋の神影即ち是也と、其他は粗前の梵天に例知すべし。

大日天王大月天王大明星天等 之を三光天子と云ふ、諸尊中吾人の現見することを得るは唯此三天に限れり、欲界主帝釋の三大内臣にして初初已來人界を守護し特に正法擁護の誓ひあり。日天子は太陽神、晝の神、男神なり、日輪の中に大宮殿ありて住す、其威光赫灼として我等人類の爲に平等に光と熱とを與ふ、若此天無かりせば總て人類等は一時も生存し能はぬ也、又此神は我國開闢の皇祖天照太神の本體なりと、『撰時抄』に「日本國と申すは天照太神の日天にてましますゆへなり」等とは是なり、月天子は大陰神、夜の神、女神なり、月輪の中の宮殿に住す、其威光玲瓏として我等地人の爲に平等に光と冷氣とを與ふ、其利益日天に次げり。明星天は即ち金星なり又夜の神にして衆星の主さなり、又明星輪の中の宮殿に住す、其威光閃々として我等を照し、其利益月天に次げり。此三光天子は今經には序品の會座に日天は寶光天子、月天は名月天子、明星は普光天子と稱し

て列り、又安樂行品には「天諸童子以爲給使、刀杖不加毒不能害」等とあり、囑累品には「如世尊勅當具奉行」等とありて特に法華の行者を守護すべき佛前の誓約あり、我祖は『四條御書』に「ここに法華經の行者をば諸天善神守護すべきよし囑累品にして誓狀をたて給ふ、一切の守護神諸天の中にも我等が眼に見へて守護し給は日月天也」(一八八九)等と云へり。又本化弘通の日には其靈驗顯著なり、『龍口御書』に「三光天子の中に月天子は光物とあらはれ龍口の頸をたすけ、明星天子は四五日已前に下て日蓮に見參し給ふ(相摸依智星下)いま日天子ばかりのこり給ふ定て守護あるべきかたのもしたのもし、法師品に云く則遣變化人爲之作衛護疑あるべからず」(六九二)と云へるは是なり。尙日月二天は我祖の自ら影を宿し給ふ特別神として大切なり、『千日尼御書』に「日蓮をこえしくをはしせば常に出る日ゆうべにいづる月ををがませ給へいつとなく日月にかけをうかぶる身なり、又後生には靈山淨土にまいりあひまひらせん」(二五三)と云へるは是也。就中大日天子は、教主釋尊の姓日種、宗祖世出の名善日丸日蓮、我國の名日本、國祖の名天照、本化開宗所對神旭、國旗日章等と因縁相關する神秘的意義もありて、古來本宗には特に日天信敬の習慣あり。されば御書中別敬日天に關する聖語尠からず、往て見よ。

第六天の魔王 御本尊中まゝ天部に此魔王を列ね給へり、此魔王は即ち摩醯修羅天にして欲界頂上の主第六他化自在天也、元印度外道神の一也、今經には序品の時大自在天子の名にて列座せり。

此天欲界の頂に居し自ら五欲の塵境を變化し亦餘の天に五欲を變化す、故に此名あり、一度佛門に降伏し法華に得道せし已來、還て正法守護の神となる、經(授記品)に云く「魔事有ること無けん魔及び魔民ありと雖も皆佛法を護らん」と、蓋し逆即是順皆順正法の意にて勸請し給ふか、但し淨名經には「魔王と作る者は多く不思議解脱に住する菩薩なり方便力を以ての故に衆生を教化して現じて魔王となる」と云へり、然るに此義は今の正意にあらざるべし。

其他、七曜、九曜、二十八宿、十二神將、本命星、大黒天、辨才天、七面天、妙見天、最上神等天部に屬する神々多けれども御本尊中に勸請し給ふこと少く又は全く無し、故に今總て此等を略す、若夫四天王二明王等は別に外護部の下に出すべし。

轉輪聖王・阿閼世王 此二人は人間界の土首として列ぬる也、轉輪聖王は世界的大王として出す、世界無量なるが故に此王も亦無量なること常の如し、阿含(又は俱舍)には四種(金銀銅鐵)を出し、無量義經(德行品)には五種(大小金銀諸輪)を出し、法華には但一種を出す、蓋し廣略の異のみ。今且く傳教大師の註無量義經(上卷三丁)に依りて六種を示さん、大轉輪王・小轉輪王・金輪王・銀輪王・銅輪王・鐵輪王也。大轉輪王は大千界を領し、小轉輪王は小千界を領し、金輪王は四州を領し、銀輪王は東西南の三州を領し、銅輪王は東南の二州を領し、鐵輪王は南州を領す、蓋し六王次の如く大小優劣ありと雖も概して大威徳あり四方を征服するの力ある王也、故に人間界の土首として擧ぐる也。

但し轉輪と名くるは此の王の出世するや、則ち輪寶あつて王の前に現じ其遊方に隨て自在に轉じ一切障礙あることなし、故に斯く名くる也。

阿闍世王 又は阿闍世太子と云ふ、蓋し即位前後の異のみ、國家的小王の代表として出す也、阿闍世は梵語なり未生怨と譯す、父王は頻婆娑羅王、母后は韋提希夫人也、中天竺摩迦陀國の王にして王舍城に住す、始め外道提婆に騙かされて五逆謗法の大罪を作り惡瘡將に身を亡さんとす。後大臣耆婆の諫めを容れ大悲世尊の救ひに預り、全く轉我邪心して還て佛法の大外護者と也、佛教篤信の國王としての摸範を後世に遺す、故に我祖小王の代表として且く佛在世に於ける此王を出して一切の小王及び一切の人民を攝する也。一説に云く阿闍世王は地獄界の攝なりと、即ち「寶鑰秘訣」に「提婆達多は三逆罪を作り生身に墮し世世に苦を受く、阿闍世王は二逆罪を作り身に毒瘡を生し懺悔脱獄す、墮不墮俱に是地獄の業たり、此は是れ十界心具の地獄界なり、是故に一雙して之を圖するなり」等と云へるは是也。

阿修羅王 是修羅界の代表として出す也、阿修羅は無端正と譯す、性詭曲なるが故に名く、大海の邊り又は底等を住處とす、但し法華得道の修羅は然らず、還て寂光に住して行者を守護す。一式には四阿修羅王と書し給ふ、即ち序品列座の婆稚阿修羅王、佉羅騫駄阿修羅王、毘摩質多羅阿修羅王、羅睺阿修羅王是也。

八大龍王 是畜生界の代表として出す也、多分大海の龍宮に住すと云ふ、今經序品に靈山の聽衆として其名を出せり、曰く難陀(歡喜)龍王、跋難陀(善歡喜)龍王、娑伽羅(鹹海)龍王、和修吉(多頭)龍王、德叉迦(現毒)龍王、阿那婆達多(無懼)龍王、摩那斯(大身大力)龍王、優鉢羅(藍色蓮華)龍王是也、蓋し法華得道の主なる畜生を特擧し給ふ也。提婆品に於ける女人成佛の根本たる八歳の龍女は則ち娑伽羅龍女の女也、又此龍王龍女は日本國の祖先と血族的關係あるもの、如し。「御義口傳」に云く「神武天皇の祖母(祖父は地神四代彦火火出見尊)豊玉姬は娑伽羅龍女の女八歳の龍女の姉なり然間先祖は法華經の行者也其深々々(上卷提婆品の下)と。此等の龍王は法華得道の後は轉凡成聖して法華守護の善神となれる也、經(法師品)に「我遣天龍王」と説けるは是也。

鬼子母神十羅刹女 此神は管に餓鬼界の代表神として列ね給ふのみに非ず、又守護神として出し給ふ也、蓋し四天王を以て其の外護の相を表し此神を以て其の内護の相を示す也。鬼子母神は梵に訶梨多尊と云ふ鬼母なり、父は樂遮伽鬼なり、千人の女子あり、十羅刹女は其長女にして則ち一名藍婆・二名毘藍婆・三名曲齒・四名華齒・五名黑齒・六名多髮・七名無厭足・八名持瓔珞・九名皁諦・十名奪一切衆生精氣是也、鬼子母神は元羅刹鬼に屬する惡鬼也、性癡惡にして常に人の兒を奪て食とす、一時大悲世尊の教化を被り忽ち轉我邪心して正法守護の神となる。法華經陀羅尼品の會座、藥王勇施の二聖、毘沙門持國の二天に次ぎて十羅刹女と共に佛前に詣で、「伊提履伊提浪(乃至)

兜醜兜醜」等十九句の陀羅尼咒を説て法華の行者を守護すべき誓言をなし、更に「若不順我咒乃至」當獲如是殃」等十句の偈を説て正法の行者を惱亂する者の罪科を極言せり、而して佛陀は其行者守護の本誓を褒めて「善哉善哉汝等但能擁護受持法華名者上福不可量」等と云へり。されば「經王殿御書」には「鬼子母神十羅刹女は法華經の題目を持つものを守護すべし」(九八六)等と言ひ、又「祈禱抄」には「法華經の行者の祈のかなはぬ事はあるべからず、法華經の行者を諸の菩薩人天八部等二聖二十羅刹女等千に一も來てまはり給はぬ事侍らば上は釋迦諸佛をあなづり奉り下は九界をたばらかす失あらん」(九〇六)等と言へり。如斯此神は殊勝の守護神なるが故に古來中山一流等にては特に御祈禱の本尊として別勸請し加持靈驗新た也、蓋し元祖の祈禱相承に基くもの歟。若夫十羅刹女の中特に九名阜諦女を尊崇するは、陀羅尼品の結文に佛が特に此女を擧げ給ふが故なるべし、「經王殿御書」(九八六)「御義」(下廿七)等に説あり往て見よ。

提婆達多

は地獄界の代表として出す也、蓋し極惡者たりし一人を擧げて此界に於ける無量の衆を攝する也。「法華題目抄」に云く「提婆達多是斛飯王の第一の太子、淨飯王には甥、阿難尊者の兄、教主釋尊には從子南閻浮提にからざる人なり、須陀比丘を師として出家し阿難尊者に十八變を習ひ、外道の六萬藏、佛の八萬藏を胸に浮かべ五法を行じて殆ど佛よりも尊きけしきなり、兩頭を立て、破僧罪を犯んがために象頭山に戒壇を築き佛弟子を招取り、阿闍世太子をかたらひて

云く我は佛を殺て新佛となるべし太子は父の王を殺て新王となり給へ、阿闍世太子既に父の王を殺し、かば提婆達多又佛をうかひ大石をもつて佛の御身より血を出し、阿羅漢たる華色比丘尼を打殺し五逆の内たる三逆を具に作る、其上瞿伽梨尊者を弟子とし阿闍世王を檀那にたのみ、五天竺十六の大國五百の中國等の一逆二逆三逆等をつくる者は皆提婆が一類にあらざる事なし、(中略)されば厚十六萬八千由旬其下に金剛の風輪ある大地すでにゆれて生身に無間大城に墮にき(中略)法華經の提婆品にして教主釋尊の昔の師天王如來と記し給事こそ不思議にはをぼゆれ(中略)提婆が三逆罪を具に犯して其無量の重罪を作りしも天王如來となる、況や二逆一逆等の諸の惡人の得道疑なき事、譬へば大地をかへすに草木等のかへるが如く堅石をわる者輒草をわるが如し、故に此經をば妙と云也」(五九一)等と、像師相傳に云く「地獄界に提婆を擧る事は、罪人は必ず墮獄し、聞法結縁の者は成佛することを一人の上にて知らしめんが爲なり、又此本尊を拜するは苦樂一如にして逆即是順なる事を顯すなり、又佛あれば必ず提婆無くては深意之れなし、寸善尺魔の道理逃れ難し、佛道修行せば教主釋尊さへ九横の大難に値事を知らしめんが爲に提婆を勸請する也、問提婆は法華已前に墮獄す、法華の時は無間に在り何ぞ虚空會の本尊に列ぬるや、示して云く、今此本尊は三世一念周遍法界の曼荼羅なる故に地獄も漏るべからず、されば神力品にして十神力を現じ玉ふ時、經に云く、于時十方世界通達無礙如一佛土云云、地獄は是十方の中には下界なり、已に如一佛土と云ふ、地

獄界まで常説法教化の法化の一佛土なりと云ふ事勿論なり、仍て提婆座に在ること仔細なし」(本尊論資料第二編四一丁)と、提婆勸請の聖意知るべし。

已上釋迦多寶より提婆に至る十界勸請の諸尊は三千法界に於ける代表的聖衆を選出するもの也、故に六道乃至九界の諸尊の如き未だ成佛せざる通途迷妄の凡夫を出さずして必ず法華に於て成佛せる聖衆を特擧す、所謂「日女御書」に「妙法五字の光明に照されて本有の尊形となる之を本尊と云ふ」(六一五)とは是也。

(2) 國神部

天照太神・八幡大菩薩

此二神は特に日本の神祇八百萬神の上首として列ぬる也。我國皇室及臣民の始を天神七代地神五代と云ひ其間を神代とし其後を人皇とす、天照太神は地神五代の始めにして(終は額堂草葺不合尊にして神武天皇の父君なり)伊弉諾尊伊弉册尊の御女也、大日靈神とも稱す、是正しく我國の皇祖にして伊勢大廟是也。八幡大菩薩は人皇第十五代應神天皇にして御父は仲哀帝御母は神功皇后也、正八幡宮とも稱す御歷代天皇中特に叡聖文武に渡らせ給ふ神也。然るに此二神を特に勸請し給ふ聖意を考察するに大に十由あるが如し、(一)には特に國家の二大宗廟を請し王民を擧げて信を本尊に起さしめんが爲也、「神國王御書」(一三五四)に「神は又第一天照太神第二八幡大菩薩第三は山王等の三千餘社 晝夜に我國をまはり朝夕に國家を見そなわし給ふ、其上天照太神は内侍所と申す明鏡に

かけをうかべ内大裏にあがめられ給ひ、八幡大菩薩は寶殿をすてて主上の頂を柄とし給ふと申す、(中略)其上八幡大菩薩は殊に天王守護の大願あり、人王第四十八代に高野天皇(稱徳帝)の玉體に入り給て云く、我國家開闢以來レ臣爲レ君未レ有事也天之日嗣必立皇緒等云云、又太神付ニ行教云く我有ニ百王守護誓ニ等云云、されば神武天皇より已來百王にいたるまでは、いかなる事有りとも玉體はつづかあるべからず王位を傾る者も有るべからず、一生補處の菩薩は中天なし聖人は横死せずと申す」(一三五四)等と云ひ、「高橋御書」に「日本國の王となる人は天照太神の御魂の入りかわらせ給ふ王也」(二二八五)等と云ひ、「善無畏三藏抄」に「天照太神正八幡宮等は我國の本主也迹化の後神と顯れさせ給ふ、此神にそむく人此國の主となるべからず」(六四二)等と云へるは是也。(二)には隨方毗尼戒の法門に準ずるが爲也、「月水御書」に「日本國は神國也、此國の習として佛菩薩の垂迹不思議に經論にあひにぬ事も多く侍るに、是をそむけば現に當罰あり、委細に經論を勘へ見るに、佛法の中に隨方毗尼と申す戒の法門は是に當れり、此戒の心はいたう事かけざる事をば、少少佛教にたがふとも其國の風俗に違ふべからざるよし佛一の戒を説給へり、此由を知らざる智者共、神は鬼神なれば敬ふべからずなど申す強義を申て、多の擅那を損ずる事ありと見えて候也」(四八三)(三)には諸神を攝して佛乘に歸せしむる摸範を示さんと欲するが故也、「彌三郎殿御返事」に「此日本國は釋迦佛の御領也、天照太神八幡大菩薩神武天皇等の一切の神國主並に萬民までも釋迦佛の御所領の内なる上、

此佛は我等衆生に三の故御座す大恩の佛也」(一六二〇)等と云ひ、『日女御書』に「加之日本國の守護神たる天照太神八幡大菩薩天神七代地神五代の天神、總じて大小の神祇等體の神つらなる其餘の用の神豈にもるべきや(乃至)此御本尊の中に住し給ひ妙法五字の光明にてらされて本有の尊形となる是を本尊とは申す也」(一六二五)等とは是也。(四)には諸神の本地を顯すに是佛にして本意不二なるを顯さんが爲也、『日眼女釋迦佛供養事』に「法華經の壽量品に云く或説己身或説他身等云云(乃至)天地神地神山神海神宅神里神、一切世間の國國の主とある人、何れか教主釋尊ならざる、天照太神八幡大菩薩も其本地は教主釋尊也、例せば釋尊は天の一月諸佛菩薩等は萬水に浮ぶる影なり」(一八三一)等と云ひ、『垂迹法門』に「今時の垂迹和光は是皆本地釋迦如來の化身也、此旨委しく可得意也」(二二八)等と云ひ、『諫曉八幡抄』に「平城天皇の御宇に八幡の御託宣に云く我は是日本の鎮守八幡大菩薩也白王を守護せん誓願あり等云云(二〇三八)乃至本地は不安語の經の釋迦佛、迹には不安語の八幡大菩薩也、八葉は八幡、中臺は教主釋尊也、四月八日寅の日に生れ八十年を経て二月十五日申の日に隱させ給ふ、豈に教主の日本國に生れ給に有らずや、大隅の正八幡の石の文に云く、昔在靈鷲山^ニ説妙法華經^ニ今在正宮中^ニ示現大菩薩^ニ等云云、法華經に云く今此三界等云云、又常在靈鷲山^ニ云云、遠くは三千大千世界の一切衆生は釋迦如來の子也、近くは日本國四十九億九萬四千八百二十八人は八幡大菩薩の子也(乃至)本地は釋迦如來にして月氏國に出でては正直捨方便の法華經を説き

給ひ、垂迹は日本國に生ては正直の頂きにすみ給ふ、諸の權化の人人の本地は法華經の一實相なれども垂迹の門は無量なり(二〇三九)乃至若爾らば此大菩薩は寶殿をやきて天にのぼり給ふども(謗法の^{がため}國人を^誹)法華經の行者日本國に有るならば其所に栖み給ふべし、(乃至)觀音尙三十三身を現じ妙音又三十四身を現じ給ふ、教主釋尊何ぞ八幡大菩薩と現じ給はざらんや、天台云く即是垂形十界^ニ作種種像^ニ等云云(二〇四〇)等と云へるは是也。又文永十一年御染筆上總保田妙本寺所藏萬年救護の本尊と稱する式には「天照八幡等の諸佛」とあり此義益明なり。又潮師の『別頭統記』に「天照皇如來・應供・正徧知・明行足・善逝・世間解・無上士・調御丈夫・天人師・佛世尊」と天祖を呼ぶに直に十號具足を以てす亦妙説と云ふべし。(五)には法華神道傳受祕決を表せんが爲也、垂迹法門(二二七)問注得意抄(六一八)善無畏三藏抄(六四二)四條女房御書(六七二)彌源大殿御返事(一〇三四)新尼御前御返事(一〇九二)四條金吾許御文(二〇二二)諫曉八幡抄(二〇二二)新池御書(續四)等の一節に説き給ふが如し。(六)には國神も亦靈山の聽衆なることを顯さんが爲也、謂く太神は今佛八相の前より久しく天上(高天が原)に在り豈に靈山會に列せざらん、八幡人王となる既に神の示現なること明けし、其本神豈に洩れて一會に列せざらん、『日女御書』に云く「體の神列なる其餘の用の神豈に洩るべけんや、寶塔品に云く接諸大衆皆在虛空云云」等とは是也。(七)には別して二神と相ひ誓約し給へる史的因縁あるが故也、謂く建長五年四月二十八日立教開宗前に於ける神宮奏上の事蹟、文永八年九月十二日龍口法難の際

に於ける諫曉八幡の事蹟等は也。(八)には諸神は護法を請するが故也、「安樂行品」の「諸天晝夜常爲法故而衛護之」等の文、「囑累品」の「如世尊勸當具奉行」等の文によれば總じて諸天善神は法華經の行者を守護すべき誓ひあり、今我國の神明豈亦一乘の行者を擁護し給はざらんやなれば也。(九)には皆成佛道餘り無さを表するが故也、謂く妙法五字の光明に照されて本有の尊形とならざる衆生無きことを表する也。(十)には單一神教の迷信より一佛一神に固執して國家の諸神を蔑如する非國家的宗教思想を退治せんが爲也、「聖愚問答抄」に「念佛の行者は彌陀三尊より外は上に所舉諸佛菩薩諸天善神を禮するをば禮拜雜行と名け又禁之、然るを日本は神國として伊弉諾伊弉冊尊此國を作り天照大神垂迹御座して御裳濯河の流れ久して今にたえず、豈此國に生を受けて此邪義を用ゆべきや」(五五四)と云へるは是也。更に一由あり謂く日本及日本神は世界統一の天業あることを表さんが爲也、日本人の日蓮上人によりて日本國に建立せられたる本門の本尊の中に日本の二大神を勸請したるは實に日本人のみに信敬せしむる目的にあらずして實に全世界の王民に歸嚮すべき聖約なるが故也然るに更に八幡宮勸請の聖意に餘義あり、像師相傳に云く「八幡は當時源氏の氏神、殊に弓箭の神として異國の夷を射て天下安全國土無爲に守る間俗諦常住の所表なるが故に別して之を勸請するなり」(本尊論資料 第二編四〇丁)と、蓋し時代的一理由なるべし。然るに要を以て之を言はば此二神を勸請する所以は正しくは我國の主神を表現し傍ら其守護を希ふが爲なりと謂ふべき歟。若し十界の攝屬を云は

ゞ人間界又は天上界に屬すべき歟。

(3) 外護部……(四天、二明)

持國天王・毘沙門天王・廣目天王・增長天王

之を四天王と云ふ。持國梵語は提頭賴

吒也、毘沙門は梵語多聞と譯す、廣目梵語は毘樓博叉也、增長梵語は毘樓勒叉也、竝に欲界主帝釋の外臣にして世の武將の如し、本所は四天王天也、護持正法治國安民の善神也。「善神擁護抄」に云く「持國天は水火の災を除き、廣目天は怨敵の難を退け、增長天は衆病を消除し、多聞天は夜叉の害を除かしむ、皆是帝釋の勅也、天諸童子以爲給使と云云(四一五)と其種種擁護面知るべし。經文の典據は昔經にては大集月藏經第九提頭賴吒天王護持品第十一、同第七毘樓勒叉天王品第十二、同第七毘沙門天王品第十四、同第七毘樓博叉天王品第十三、金光明經四天王品。寶吉藏經等也。今經にては序品に名を列ね乃至陀羅尼品の時は持國毘沙門の二天は二聖(藥王勇施)一神(鬼子母神)と共に五番神咒を説きて特に行者擁護の誓あり。然るに「御義口傳」(下三八)に依れば五番善神を四天王と鬼子母神となし給へり。更に尊舜の文句見聞(七卅四)に依れば二聖中、藥王は廣目の本地、勇施は增長の本地なるが如し、若し然らば五番善神は具して本尊圖中の四方と中央とに陣を取れりと云ふべし。次に方位を辨せば諸經論の通説は東方持國南方增長西方廣目北方毘沙門也、然るに御親筆の多數は南方廣目西方增長となれるは如何、相傳に辨あり(寶論秘決等)謂く不動にして動なるは即ち聖者の權現出沒自在の神力也、故

に今東北二天に於ては其座を移轉せず、此其不動の義を示す、南西二方に於ては其人を移轉することあり、此其動の義を示す也、又東北の二天を以て方位の差別を示す故に移轉せず、南西二天を以ては即ち方位の無差を示す故に其の座を移轉することあり、惟るに三世十方三千の依正は不動而動、差而無差の妙體也、故に今四天所居の方位に因んで顯示する耳」と。若し十界の攝屬を論ぜば天上界也。

不動明王・愛染明王

之を二明王と云ふ、外護神として列ぬる也（不動梵語には阿耨羅那多と云ふ、或は無動と譯す愛染梵語には羅

誠又は羅誠
羅闍と云ふ）外護神なる二明王を勸請するに多義あり。一義に云く二明王は怨敵摧滅煩惱降伏の神也、不動の猛烈剛強威風凜然たる姿は怨敵摧滅の神として尊むべし、愛染の勇猛嚴肅威容犯すべからざる態度は煩惱降伏の神として崇むべし。一義に云く二明王は煩惱即菩提生死即涅槃の神也、不動は生死即涅槃の體、其面の黒は三界沈迷の黒闇の色也黒闇即涅槃と顯れたる明王也、愛染は煩惱即菩提の體、其色の赤は姪欲の色也、姪即道と顯たる明王也。一義に云く（像師相傳）二明王とは理（不動）智（愛染）二法也、中尊の首題は理智不二の直體也、十界圓滿の妙法利益衆生門に出る日は釋迦多寶と顯れて理智を示し、降伏門の日は二明王と顯れて理智不二の妙法を示す、仍て依正の萬法一物として不二理智の體ならざる物之れ無き事を表す也。一義に云く（同）二明王を勸請するは本迹不二の本尊を表さん爲也、不動とは不變眞如の理、入於無量義處三昧身心不動（序品）の直體也、愛染とは

愛に能所あり、染は又隨縁の姿なり是本門隨縁眞如の直體也『普賢經』に云く「不斷煩惱不離五欲得淨諸根滅除諸罪」是也。一義に云く二明王は専ら密經の所尊而して當家殊に之を出すは獨り本尊のみ、蓋し密教所尊之を開顯して以て妙宗に歸するを表すの意のみ、更に分別せば一には折伏、二には攝受、三には絶待也、謂く彼の所尊を取て我の外護と爲るは之を降すことを表す也、彼の能教の人を取て此の妙教の人と爲るは之を攝することを表す也、能に即して妙、彼の本尊を開するに即ち此曼荼羅なるは開顯絶待の意を表す也。此等の諸由を以て勸請し給ふ也。然るに二明の名は法華に見へず何ぞ之を勸請するやと云ふに、相傳（像師等）に辨じて曰く「法華經は什公所譯の經にて存略なり、故に二明王の名を別して出し玉はず、經に云く（方便品）護世四天王及大自在天並餘諸天衆眷屬百千萬云云、又云く（安樂行品）諸天晝夜常爲法故而衛護之文、されば不空所譯の觀智儀軌には不動之れあり、儀軌に云く西方に不動を置く等文、不動愛染は一體不二にして而も二體と顯るゝ也、故に不動あれば愛染は相ひ離れざる也」と。密教の典據は不動は大日經第一卷入曼荼羅具緣眞言品第二愛染は金剛峯樓閣一切瑜伽祇經愛染品第五なり。又不動には別に不動經あり。若夫十界の攝屬はは餓鬼部なる歟。

(4) 傳燈部

南無天台大師・南無傳教大師等

釋尊御入滅已後宗祖御出現已前の佛法傳燈帥資相承

の論師人師多々ありと雖も法華宗の天台傳教は最も偉大なる人にして本宗外相承に於ける二大先師なるが故に特に傳燈部の代表として列ぬる也。『報恩抄』に云く「漢土には陳帝の時天台大師南北にせめかちて現身に大師となる特_ニ秀於群_一獨_ニ步於唐_一といふこれなり、日本國には傳教大師六宗にせめかちて日本の始め第一の根本大師となり給ふ、月氏漢土日本に但三人計りこそ於一切衆生中亦爲第一にては候へ、(乃至)佛滅後一千八百餘年が間に法華經の行者漢土に一人日本に一人已上二人、釋尊を加へ奉て已上三人なり」(一四七九)『顯佛未來記』に云く、傳教大師云く(乃至)天台大師は釋迦に信順し法華宗を助て震旦に敷揚し、叡山の一家は天台に相承し法華宗を助て日本に弘通す(秀句)等云云、安州の日蓮は恐くは三師に相承し法華宗を助て末法に流通す、三に一を加へ三國四師と號す」(九七八)又『佛法血脈抄』に云く「今外相は天台宗に依るが故に天台を高祖と爲す」(九二三)等也。是の故に二大師を一雙して列ぬる也。又若し其本地を明さば傳教の本地は天台(聖教大意一)、天台の本地は藥王菩薩なるが如し(本尊抄九四七)されば十界の攝屬は人界又は菩薩界(但し迷化)也。又若し三時四依に約せば我祖は末法の四依、此二大師は像法の四依也、然るに御親筆中章安妙樂等を加へ給ふことあるは是天台列祖中の主なるものを出すなり、又まゝ天親龍樹等を加へ給ふは是正法の四依の代表として又は通佛敎の祖師、大乘佛敎の元祖として出し給ふなり、而して正法の導師たる迦葉阿難等の如きは十界勸請中の二乗部に列ぬるが故に今傳燈部としては之を出し給はぬ也。

(五)宗祖師

日蓮(在御判)

大曼荼羅の下軸に日蓮の御名及び花押を書し給ふは固より御自身が能顯の主入たることを證し給んが爲也、『本尊抄』に「此時(末法の初)地涌千界(宗祖の本地)出現して本門の本尊(中央の首題)の脇士となり一閻浮提第一の本尊此國に立つべし」(九四八)と云へるは是也。又一義には總じて一宗の祖師たることを表顯せられんが爲也、『日女御書』に「龍樹天親等天台妙樂等だにも顯し給はざる大曼荼羅を末法二百餘年の比はじめて法華弘通の旌印として顯し奉るなり」(二六二五)等と云へるは是也。又一義には内外相承授職灌頂の意を表顯し給んが爲也、『南條御書』に「教主釋尊の一大事の祕法を靈山にして相傳し日蓮が肉團の胸中に祕し隠し持てり」(二〇七〇)等と云ひ、『授職灌頂抄』に「靈山淨土の釋迦如來結要して日蓮に謹て授職灌頂する也」(一〇三〇)等と云へるは是即ち内證直授相承の意也、外相承は前の天台傳教の下に示すが如し。(法脈相)御判即ち花押は所顯の本尊が末法の信境として眞正確實なることを特に保證し給ふ信仰の爾符一乘實相の尊印也、判形は古來金輪佛頂尊種子字也と云ふ後に辨するが如し。然るに興門流に於ては所謂宗祖本佛論の見地に依り、上の首題は即ち宗祖の本地、下の御名は即ち宗祖の垂迹、本迹一雙宗祖即本佛(末法には大聖人を以て本尊とす事)等と云ふなりと主張す、然るに一家に於ては之を許さず、一師七由を擧げ祖像を以て單に本尊と爲すべからざることを辨せり、謂く一に佛囑に非ざるが故に、二に祖意に非ざるが故に、三に正本尊を失ふ故

に、四に他宗の忌嫌を忌むが故に、五には殆んど邪流(興門流)に墮する故に、六には眞の聖容に非ず下凡の形像に似同するが故に、七には勝を捨て劣に就くが故に、其他の過失之に準ず、故に單に祖像を以て本尊と爲すべからず(本尊廣辨廿一)と。因みに十界の攝屬を論ぜば垂迹に約せば人界、本地に約せば菩薩界、而も佛邊の本化にて通常の菩薩に非ず。委しくは祖傳に就て知るべし。

(三) 聖語添書

御本尊に添加し給ふ總別二尊以外の御筆を概して聖語添書と名く、今分て四とす、緣起部・讚文部・經證部・授與部是也。

(イ)緣起部 とは圖顯し給へる御本尊の緣起由來を自ら要記し給ふ文也、然るに御親筆に依て廣略有無等不定也、今且く總歸命式に就て例知せしめん。

「文永八年^{太戈}九月十二日蒙御勸氣被遠流佐渡國、同十年^{太戈}癸酉七月八日圖之、此法華經大曼陀羅佛滅後二千二百二十餘年一閻浮提內未曾有之日蓮始圖之」。

此は御一代中最も委しき緣起文也。今其要文を略釋せば「佛滅後」とは在世の本門に簡び。「二千二百二十餘年之間」とは正像及び佐渡已前等を簡び。「一閻浮提之內」とは過去に約せば則ち三國未弘(是表)に簡び、將來に約せば則ち廣宣流布(是裏)を表する也。「未曾有」とは四義あり(一)には以實

簡權なり、則ち十界俱に本尊とするは是純圓の妙旨(九一圓融)にして兼含の教(凡聖隔歷)に無き所なる故に(權實相對)(二)には以本簡迹なり、其故は本化を以て脇士とし迹化等を下すが故に(本迹相對)(三)には以要簡廣なり、則ち我祖但妙題を以て本尊となす、台家の一部を以て本尊となすに同じからざる故に(教觀相對)、(四)には以事簡理なり、則ち台家は理具の妙境(觀不思議境)を智觀するに簡びて當家は事具の妙境(本門本尊)を信觀する故なり。「日蓮始圖之」とは單に圖顯の人を表し給ふ也。

(ロ)讚文部 閻浮同歸萬人信仰の本尊の功德利益を、適切なる經典の要句を選出して、稱美讚歎せられし文なり。亦御本尊に依て聖語不定且つ廣略有無あり、今一二の例を示さん。

「此經即爲閻浮提人病之良藥、若人有病得聞是經病即消滅不死不死」(總歸命の本尊等)
此文は藥王品の一節にして一往は法本尊の讚文なれども再往人法不二の原理により人本尊の上にも隨義轉用せらるゝ也。

「今此三界皆是我有其中衆生悉是吾子而今此處多諸患難唯我一人能爲救護」(支旨の本尊等)
此文は譬喻品の一節にして一往は迹門の釋尊の三徳有縁の文なれども再往は本迹一致の義により本門の釋尊のそれに應用せられ、更に總別不二の理により別の本尊の三徳を以て總の本尊(首題)のそれに轉用せられたる也。

(ハ)經證部 御自身の爲法留難は經文の豫證、釋尊の金言は日蓮に依て虚しからざる旨、及び其建立する所の本尊の尊むべく信すべく不思議の意義あることを經文を引て證し給ふ文也。「如來現在猶多怨嫉况滅度後。法華經弘通之故有留難事佛語不虛也」前句は法師品の文、後句は我祖の語也。但し此文は但佐渡始顯の本尊に限れり。

(ニ)授與部 本尊御授與の對告衆の姓名及び年月日等を記し給ふ文也。多數の御本尊には之有るも佐渡始顯の本尊等には之れ無し、或人云く授與文有るは一機一縁の本尊にして一宗公式の本尊と奠定するに足らず等云云、今謂く必ずしも然らざるか、何となれば宗祖當身の大事たる「本尊抄」猶對告衆(富木氏)あるを以て也、之に準じて之を思ふに一概に對告衆有るものは劣り對告衆無きものは勝れりと斷ずべからざる歟。

其他座配分別に就ては古今異說尠ならず、所謂二部分別、三部分別(本尊論資料等)八部分別(日蓮聖人の教義)十五分別(本尊廣辨)等あり、往て見よ。

第三 餘 義

後に餘義を辨ずるに三あり、(一)に南無の有無、(二)に總じて席次、(三)に別して方角と左右。(一)に南無の有無を辨ぜば、總尊及び四聖には必ず南無あり、是正しく歸命すべき所尊なるが故

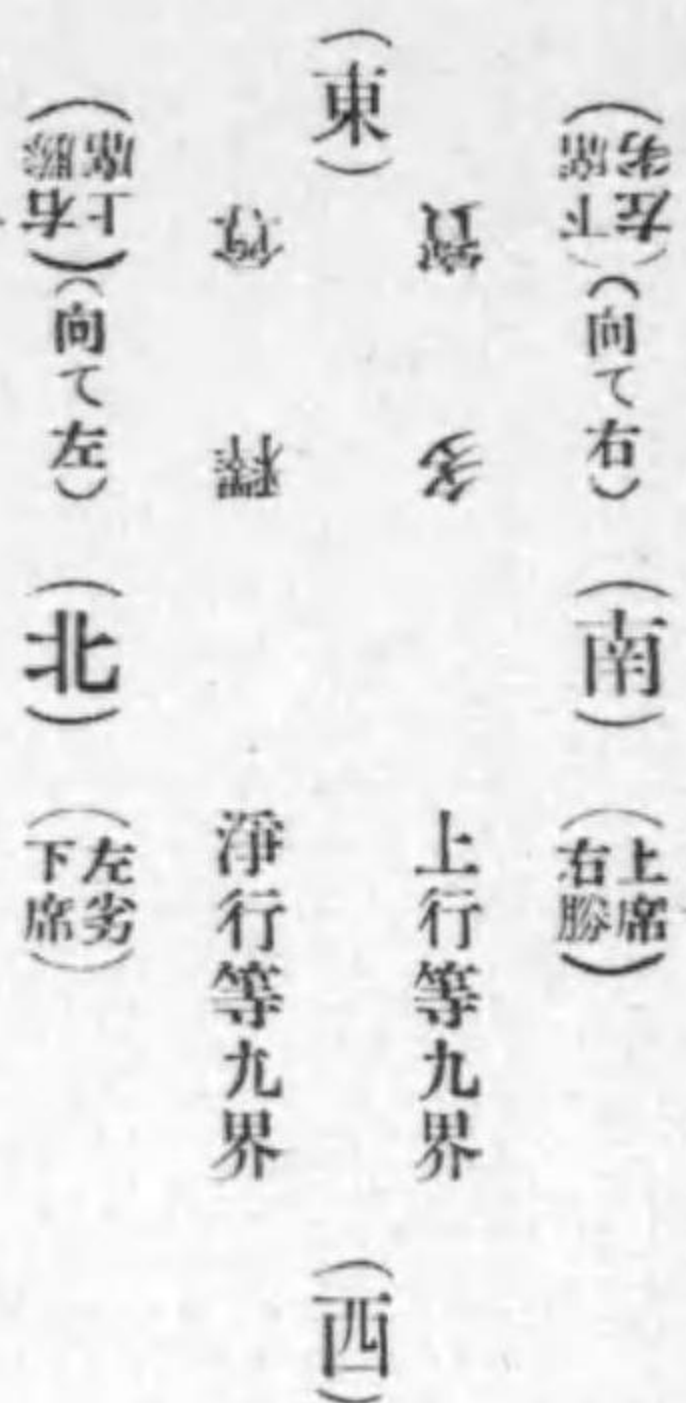
也。六道には是無し、六道尊は信敬の意義あるも歸命の意義全からざる邊あるが故也。但し總歸命の本尊に限り全部に南無を冠らしむるは殊に十界平等の意義を顯し給ふものか。或は云く四聖歸命式の教相的・略義的なるに對して此は觀心的・廣義的の意匠に因るものなりと。但し天台傳教等の諸師には常に南無有るは、一には外相承の師なるが故、二には本地正しく菩薩なるが故、三には三寶中の僧寶なるが故なるべし。

(二)に總じて席次を辨ぜば、本尊の中心たる首題は絶対に最上席なることは言を待たず、十界の諸尊に至ては圖式に廣略等ありて概言し難しと雖も、整頓せる弘安廣式によりて辨ぜんに、第一段の佛部を上席上位とし、第二段を中席中位とし、第三段以下及び四方等を下席下位とす、但し宗祖は番外なるべし。若夫鬼子母尊神を自己の上部に置給は特に擁護神なるが爲、又天照八幡を稍前面に安んずるは特に國神なるが爲、又天台傳教等を自己に接近して列ね給は法脈相承の關係を表さんが爲め、又四天二明等を特に外圍に大書するは法界守護を表し且つ圖式の莊嚴に資せんが爲也。

(三)に方角並びに左右の席次を辨ぜば、靈山會は西方にして東向也、虚空會の寶塔は東方より涌出して西向也、故に向て左の釋尊は即ち塔中の右にして北座也、向て右の多寶佛は即ち塔中の左にして南座也。而して左右の席次を言はば、當時天竺は向て左を上座とし右を下座とす、則ち釋尊は本師(主佛)として向て左の上座に位す、塔中の北座也、多寶は證明佛(客佛)として向て右の下座に

位す、塔中の南座也、『報恩抄』に「月氏には教主釋尊寶塔品にして一切の佛をあつめさせ給て大地の上に居せしめ、大日如來計り寶塔の中の南の下座にすへ奉て教主釋尊は北の上座につかせ給ひ、此の大日如來は大日經の胎藏界の大日金剛頂經の金剛界の大日の主君なり、兩部の大日如來を郎從等と定たる多寶佛の上座に教主釋尊居させ給ふ」(二四七九)とは是也。然るに上行菩薩以下の諸尊に於ては大體向て右側に上位者を列ね、左側に下位者を列ぬるは如何と云ふに聖意計りがたし、今且く一説によるに抑も釋迦多寶の二佛は能化者にして上行以下の諸尊は所化者なるが故に虚空會の説法の砌り其向全く相反對することは恰も教師と生徒と相對する如くなるを以て若し能所を一處に圖顯し配列する場合に、其左右を以て席の上下を分たんとせば、自ら能所を反對の方面に配座するを至當とす、故に能化の下座たる多寶佛と所化の上座たる上行等の九界尊は相對して南方即ち向て右側に列ね、能化の上座たる釋尊と所化の下座たる淨行等の九界尊は相對して北方即ち向て左側に列ねらるゝ也、かくて兩尊は固より其位置も向も其儘なりと雖も、上行以下に於ては其の位置は其儘にして但其向を變じたる也、若然らずんば吾人は上行等九界尊の背面を拜せざるべからざる外觀上の不便あるが故也、但し此義は且く形像式に就て云ふのみ、若し文字式に於ては必ずしも此の辨を要せざるが如し。更に一義に云く當家の本尊は三國の意匠に成るもの多し、今左右の席次も亦然る也、則ち二佛は右勝左劣(向て左)の印度風(今日の歐米風の如し)に従ひ、九界は左勝右劣(向て右)の日本風に従

ひ給ふものか。更に考へよ。若夫四天王の座配の如きは既に述べしが如し。



要之南無妙法蓮華經の題目を中央に大書するは以て本尊の中心を定むる所以也、十界の諸尊を傍列に細書するは以て本尊の各方面を顯す所以也、御名御璽は以て能顯の宗主を表現する所以也、且つ附するに聖語を以てす是即ち本尊の眞價値を保證し史的因縁を明かにする所以也、内容の充實、組織の嚴密、宣言の正大、表現の絶妙、寔に佛滅後二千二百二十餘年の間全世界の内未曾有の大曼荼羅也、仰て信せよ伏して拜すべし。さて御書中本尊の座配儀軌に關しては『日女御前御返事』の一節(二六二四)に加はなし。

抑も此御本尊は在世五十年の中には八年、八年の間にも涌出品より囑累品まで八品に顯れ給ふなり、(中略)爰に日蓮いかなる不思議にてや候らん、龍樹天親等天台妙樂等だにも顯し給はざる大曼荼羅を末法に入て二百餘年の比、はじめて法華弘通のはたじるとして顯し奉るなり、是全く日蓮が

自作にあらず、多寶塔中の大牟尼世尊分身の諸佛すりかたぎたる本尊也、されば首題の五字中央にかかり、四大天王は寶塔の四方に座し釋迦多寶本化の四菩薩肩を並べ、普賢文殊等、舍利弗目連等座を屈し、日天月天第六天の魔王、龍王阿修羅其外、不動愛染は南北の二方に陣を取り、惡逆の達多愚痴の龍女一座をはり、三千世界の人の壽命を奪ふ惡鬼たる鬼子母神十羅刹女等、加之日本國の守護神たる天照太神八幡大菩薩天神七代地神五代の神々總じて大小の神祇等體の神つらなる其餘の用の神豈もるべきや、寶塔品に云く接諸大衆_二皆在_三虛空_二云云、此等の佛菩薩大聖等總じて序品列座の二界八番の難衆等一人ももれず、此御本尊の中に住し給ひ、妙法五字の光明にてらされて本有の尊形となる是を本尊とは申す也。

等と一讀明瞭に本尊の儀軌及び座配を領解し、南無妙法蓮華經の中尊と十界勸請等の諸尊との關係を信解すべき也。

第十項 文點相承

文點相承の要義を辨ずるに七とす、一に大意、二に光明點、三に御判、四に梵字、五に文字大小、六に玉字必點、七に三國文字。(一)大意。本尊は一宗の標的信者の歸依處なれば其筆法文點最も真正高妙ならんことを要す、所謂運筆精妙墨澤淋漓人々をして一見直に靈感に打たる、底の威光無んばあ

るべからず、圖顯者たるもの設ひ道徳内に満つるも書拙く字陋なれば本尊殆んど威嚴を失せん。祖師は是一宗の導師其筆蹟に於ても古今無雙たり、後學の筆法意匠一に祖師の眞蹟を摸範とすべき也。然るに御筆法御字體尋常書家のそれと同じからず、若し奉寫せんと欲する者は懇懃の練習なくんばあるかべらず(但し末師の筆として遠乾二師等の筆最も秀逸ならん。若夫像式の向上脱益式(俗に波ゆりの御變)草山の無光明點式等の如きは奇拔梵雅なりと雖も、長くは一般の手本と爲すに足らざらん乎。)(二)光明點。専ら首題の長點を光明點と云ふ、蓋し「日女御書」に「妙法五字の光明に照されて本有の尊形となる是を本尊とは申すなり」と言へる文に因るか。光明の意匠に略して十義あるが如し。一には法身毘樓舍那佛の一切周徧を表す、二には報身如來光明徧照性智普光を表す、三には應身如來大慈大悲利益無窮を表す、四には縱橫自在屈伸無礙本尊の微妙莊嚴を表す、五には法華開顯諸尊統一の力用を表す、六には十界三千一言以て之を蔽ふことを表す、七には元品の無明を斬り逆謗の惡魔を退治する大利劍を表す、八には生死の長夜を照し世間の闇黒を破る大燈明を表す、九には下種結縁の本因妙を表す、十には總じて如來祕密神通之力の意匠を表す。但し法の字孤り長點を用ひざるは其施すべき無きのみ。又蓮の字の邊の上點法の字の傍に及ぶは法の字長點無く且つ字稍小なるが故に餘勢を以て之を補ふものか、或は云く法譬一體を表すと。其他各文點に就ては折伏點、下種點、逆劍點、虎爪點、龍爪點、師子眼點、等の説あり、委しくは往て本尊相承を見よ。(三)御判(花押)祖師の御判は心ずしも一定せず、今多分の式に就て辨せば、相傳(像師等)に云く_{ホロ}字也_{ホロ}字は一

字金輪の種子也、又云く如意寶珠の種子也、又云く摩利支天の種子也、又云く釋尊の種子也。と。字を加ふるとはホロン字の損を補助する也、長養の點也、又云く月也蓮華の點を星とし御名の日と三光並び照すを表す。又花押の形は九山八海に象る利益周徧の意也等と、更に檢せよ。然るに本尊に花押を書することは他宗に其例を見ず、蓋し別頭大本尊の靈的價値を保證せられ給ふの聖意ならんか。(四)梵字。不動愛染の二明王を書するに殊に梵字を用ひ給ふことは、像師相承書に云く、一には殊勝莊嚴の故に、二には三國の字を用ひて廣布の意を表する故に、三には直に密家の二明王を用ひることを顯す故也(取意)と。悉字は不動の種子也、大日經第二卷普通眞言藏品第四に諸尊の眞言を出す中に不動の眞言あり、カ悉カ引カ漫カ引カは即ち咒文最結の語也。一行の疏第十に之を釋して云く「カ含カ釋カ鑿カ漫カ」の後の二字を用ひて種子と爲すに諸の句義皆之を成就す(乃至)含字の詞は是れ行の義、又阿の聲あるは是れ魔障を怖す金剛三昧也、點は即ち大空也、此大空不動の行を以て大に一切魔障を怖す也、鑿字の聲は是れ我の義、阿字門に入れば即ち無我也、又此の大空無我三昧を以て衆魔を怖畏せしむ、此字亦阿の聲及び點あるを以て也、詞盧含鑿の四字に皆阿の聲あり、即是重重に魔を怖す極めて内外の二障を怖するの義也」と。像師相承書に云く、「正に従ふ故に但悍字を用る也」と。又親師相承書に云く、「カ悉カ字カとカ同字也、カ漫カ字は之を略するなり、修行のし點亦自行攝受の點なる故に之を略す、今は化他折伏を正となす故也」と、又云く、「カ衣カ字カとカ同字なり、カ多カ字亦重なる故に之を略す、今は化他折伏を正となす故也」と、又云く、「カ衣カ字カとカ同字なり、カ多カ字亦重なる故に之を略す、今は化他折伏を正となす故也」と。

れば之を省く云云」と。カ悉カ字は愛染の種子也、金剛峯樓閣一切瑜伽瑜祇經愛染王品に出ず。委しくは密教書類に就て尋ぬべし。(五)文字大小。曼荼羅中、首題及び四天二明宗祖は特に大字に書す、首題は正中の故に、四天二明は外護の故に又殊勝莊嚴文華を成する故に、宗祖は能顯の導師なるが故に、中柱と外牆と根蒂と之を大にする也。(六)玉字必點。四天玉等の玉字に點を打つことは多義あり、一義に云く大玉には點あり小王には點なし、一義に云く眞草行の中に草字を書く時すきたる處に點を打事は筆家の常也、一義に云く莊嚴點也崇敬點也、祝福點也。(七)三國文字。本尊の上にて三國の文字を習ふことは是三國一體の意廣宣流布の意を表する也。本尊の大體は漢字也、二明王と御判は梵字也、梵漢の字は知るべし。但し國字(假名)は稍明め難し相傳に多義あり、或は云く二明王の點を「カ」の字に書きなし給ふ也、又華の中和字の「カ」字を用ひ給ふ、或は云く文字を長く引て顯す皆假名を形取也、或は云く「佛滅度の後」と云ふ度のと云ふ訓は假名也、或は云く「二千二百三十餘年之間一閻浮提之内未曾有之大曼荼羅也」と云ふは大和詞に和げたる御文體也。一義に云く全體の御筆法漢字體に神代文字及び梵字の意匠を加へたる三國融合の御筆蹟なりと。

第十一項 勸 請 論

略して勸請の要義を論ずるに三あり、初に總別勸請、次に別勸請の可否、後に雜亂勸請。勸請に

二あり、總勸請と別勸請と也。總勸請とは廣略要の本尊中何れか一を選定して之を奉安し以て信仰の總對境と爲を云ふ、(但し文字本尊の場合には釋尊又ハ祖師の像を合祀することあり)別勸請とは十界勸請の諸尊中某尊を且く離して別處に勸請し特種の信仰の對境と爲を云ふ、例せば祖師の靈蹟に於ける祖師堂、下總柴又の帝釋天、中山の鬼子母神、甲州七面山の七面天、攝州能勢の妙見大菩薩、備中稻荷の最上神、肥後熊本の清正公等を根本として、全國諸寺院に於ける神佛諸天等の特種の別置勸請を云ふ(又開山堂等の如く)。次に別勸請の可否は古來宗門に於ける難問題の一也、現に八派九教團中、興門派(日蓮正宗)は從前より之を非として行はず、近時田中氏の安國會、清水氏の唯一佛敎團等は之を謗法として嚴禁し、又顯本法華宗の如きは本多師其主權者たりし以來之を禁制せり、然るに單稱日蓮宗等多數の宗派に於ては之を可として盛に行ひつゝあり、兩者の可否果して如何。之を祖書に徵するに別に明文なしと雖も『千日尼御書』(二五三)等には御自身の影現を豫定して日天月天等の別拜を教へ『真間釋迦佛供養事』(六三三)等には大黒天の別請の事見え、『乙御前御書』(二九四)には御自身が若し八幡大菩薩と祭らるるならば日蓮が弟子檀那等は武内若宮なんどの様に崇らるべしと、此等の文義より考察せば祖師は一分別勸請を許されたるが如し、舉一諸例の道理なれば也。而も我祖の第一義の勸請は固より總本尊に限れることは諸文明白なれば、其別勸請の如きは畢竟世界爲人の悉檀上一機一緣の爲に特に許されたるものなる事疑を容れず、然れば別勸請なるものは一往有理の場合に限り之を行ふも敢て不可

なきが如しと雖も再往之を考ふれば別勸請なるものは古來弊害の之に伴ふもの尠ならず、即ち其甚しきものは或は祖師あるを知て本尊あるを知らず、或は妙見・最上・鬼子母神・清正公等あるを知て釋尊及び宗祖あるを忘るゝが如きものあり。斯て別勸請は設ひ其有理なるものと雖も猶やがて雜亂勸請に墮する傾向なき能はず、能化者たるもの宜しく制限せずんばあるべからず、況んや其道理無ものに至ては設ひ現行のものも雖も斷じて之を廢止して可也、特に吾日蓮宗の如きは中古以來種々雜多なる別勸請流行して、今や統一的總本尊の眞正を汚し、信仰の雜亂を來し、安心の純一を攪亂すること甚しきを認む、爲政者たるもの一日早く之が改善を斷行せずんばあるべからず。後に雜亂勸請とは全く不正不理の勸請を云ふ、略して十種あるが如し。一、道理無き神佛を本尊中に挿入し奉安する事。二、道理無き佛壇又は神殿を本尊壇以外に設置し、又は道理無き堂塔を本尊堂即ち本堂以外に建立する事。三、設ひ有理の堂塔たりと雖も本堂よりも之を上席に建設する事。四、諸尊の座配を紊亂し又は宗祖の御名を記さざる本尊を奉安する事。五、惡筆無靈の本尊又は怪しげなる形像を陳列する事。六、一寺一教會一家中、漫りに二以上の本尊を竝立する事。七、他宗の本尊を竝立し又は他宗の神佛を混入する等の事。八、本堂よりも諸堂を莊嚴し尊重する事。九、設ひ本尊竝に寶殿は如法なるも其供養法の不如法なるもの。十、本尊、本尊壇、本堂は宗徒にありては第一最尊の靈境たること恰も國家に於ける伊勢の大廟の如し、僧俗貴賤貧富を論ぜず、可能の財力を投じ

て之が莊嚴に努むべきなり、然るに反て之を等閑に付し人事以下に取扱ふ爲、其神聖を汚贖するが如き事。以上如此雜亂勸請は此蓋し信仰の墮落、宗解の缺乏に因由せずんばならず、警めざるべけんや。南無妙法蓮華經。

第四節 本門戒壇

第一項 名義

本門戒壇は三祕の隨一にして本宗行者の依止處也。本門の意義は前述の如し。戒壇とは授戒(又は受戒)の法處を云ふ。戒とは止惡作善の義也、妙法の總(信心)別(諸戒)の戒を受持する人は謗罪以下一切の諸惡を離れて淳善の地に住することを得る也、七佛通戒の偈に云く「諸惡莫作衆善奉行自淨其意是諸佛教」(增一阿含經 序品第一)等と、「如來壽量品」に云く「放逸着五欲墮於惡道中」等と、「分別功德品」に云く「復能清淨持戒」等と、何の惡か制せざらん何の善か勸めざらん、而も其實行の程度はたゞ機の堪不時の適否如何と顧みるのみ。壇とは授戒の道場也。然るに今戒法と言はずして戒壇と稱するは法處竝に擧ぐる也、而も我宗の戒壇は一天四海皆歸妙法の時國家的世界的に建立せらるべきもの也、此戒壇建立の時事の三大祕法は正に成滿する也。然るに御書中此戒壇の一祕に限り他の本尊題目の二大祕法の如く詳説無きは何ぞや、謂く戒壇建立の事業たる將來に屬し其成功の有無早遲の

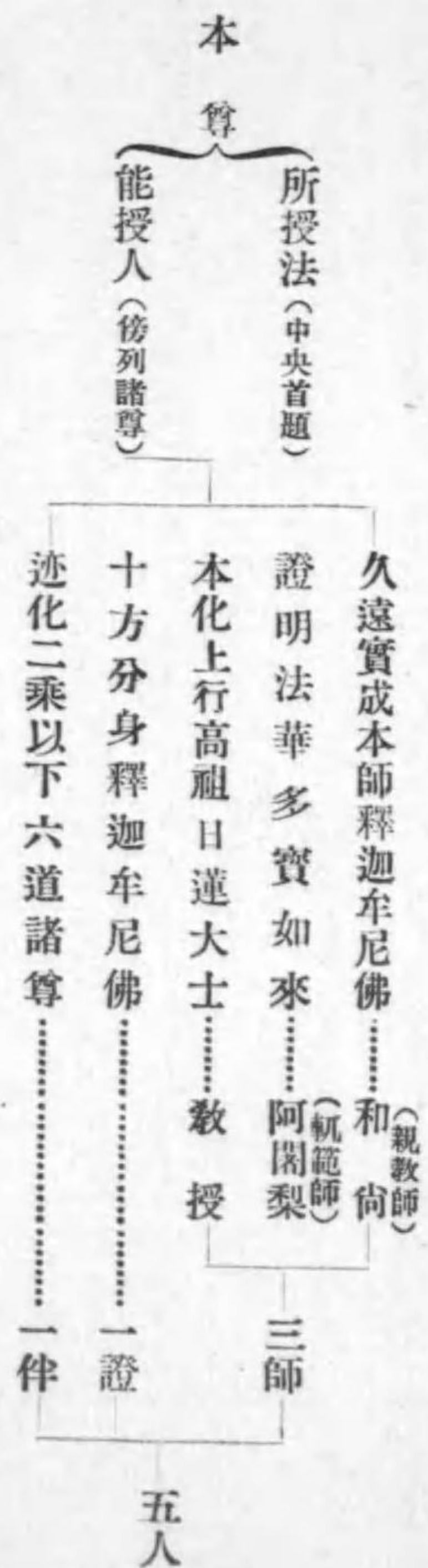
如きは一に後世宗徒の努力奮勵如何に待つものなるが故なるべし。御書に始めて名目が出でたるは文永十一年正月(三月佐渡御教免 聖壽五十三)の「法華行者值難事」なるが如し、但し其内容の御發表はたゞ弘安四年四月の「三大祕法抄」の一書のみ也。

第二項 本門妙戒

通じて本門の妙戒を明すに略して八條とす、(一)發願(二)作法(三)戒體(四)戒行(五)戒相(六)戒位(七)戒壇(八)戒本。

(一)發願 先づ戒を受けんと欲せば則須く誓願を發すべし、熟く惟るに我等衆生は悉く本來無作三身の如來也、然るに三業不淨にして終日三途の業を作し誤て己が本分に違背す實に以て慚愧すべし、今幸に值難の勝縁に遇へり、仍て大曼荼羅諸佛菩薩の寶前に於て本門の妙戒を受け、方に三業淨潔にして終日如來の行を修し、永く九法界の群生を濟度せんと。

(二)作法 先づ道場を莊嚴し大曼荼羅を掲げ法華一部を安置し、香花燈明及び諸の供養を獻じ、方に至心敬禮して唱へて曰く、「今身より佛身に至るまで法華經本門壽量品の三大祕法事の一念三千是好良藥の南無妙法蓮華經(唱文略略宣、今日く一例を示す)と三返、而して所謂其三師一證一件(五人)の如きは自然に大曼荼羅の中に嚴在せり、



斯くて我等行者は宜しく本師釋尊及び宗祖大聖人等より直接に授戒したる心地に安住すべき也、之を本宗の自誓受戒の作法とす、若夫普通授戒の作法の如きは右に準ずべきものとす『本門戒體抄』等を見よ。

(二)戒體 戒體とは授者の羯磨(作業)の勝縁と及び受者の慇懃なる心業の誓願力とに由て八識の心田に薰ずる所の妙法の種子也、而して此種子は一度發得せば則ち苟も破戒せざれば永遠相續して失はず、若し破戒せば則ち失す、而して若し誓力慳重ならざれば則ち此戒體を發せず、然れば則ち無戒の者と異なることなし、又戒體は其所念の如く或は人天に生ぜんと思せば則ち人天に生ずべき戒體を發し、成佛せんと欲せば則ち成佛すべき戒體を發すべし、故に羯磨の時の心念甚だ以て大切也、故に當に終日如來の三業を學び竟夜慈悲深重にして苟も毀譽の念を動せず、永く含識を

救護せんと念ずべし、然れば則ち所念の如き戒體を發得すべし、要之、我徒の所念とすべき戒體は則ち妙法の種子にして妙法の種子は則ち本佛釋尊乃至一切菩薩の種子也、本因下種の南無妙法蓮華經の戒體とは是也。

(四)戒行 戒行とは終日三業淨潔にして慈悲心尤も深重なるべし、苟も慈悲心を失ふときは則ち假令衆生濟度の行を作すと雖も須く破戒と名くべし。

(五)戒相 小乗の戒は七衆別戒なり、則ち優婆塞・優婆夷は五戒八齋戒、沙彌・沙彌尼は八戒十戒、式沙摩那は六法、比丘は二百五十戒、比丘尼は五百戒なり、阿含三藏の所説也。權大乘の戒は七衆同戒なり、則ち攝律儀戒(十重禁戒、四十八輕戒)・攝善法戒・攝衆生戒の三聚淨戒なり、瓔珞經・梵網經等の所説也。法華迹門の戒は四安樂行・六根懺悔・讀誦經典等なり、安樂行品・觀普賢經等の所説也。今本門の戒は謗法禁斷・妙法受持の一行なり、壽量品分別功德品等の所説也。小乗・權大乘の戒はたゞ一々の事柄に就て制するにて枝葉方便の戒也、法華の戒は専ら理想の上を制するにて根本眞實の戒也、然れども迹門の戒は尙消極的にして本門の戒の積極的なるに及ばず、『本門戒體抄』に云く「小乗の二百五十戒等は民戒、梵網經の戒は臣戒、法華經普賢經の戒は大王戒也」(一八八二)と又云く「迹門の戒は爾前大小の諸戒には勝ると雖も而かも本門の戒には及ばざる也」(一八八四)と是也。以上は大判なり若し細判せば本門の戒に二あり、一に總戒謂く權門邪道の非を禁じ一心に妙法を唱ふる是を

持戒と名く前に示すが如し、二に別戒謂く開顯の三聚戒淨なり、總戒は正意にして別戒は傍意なり、下根は但總戒の信念に住すれば足りなん、若し上根の如きは分に應じて別戒を持たば功德益大ならん。(行門の下参照)

(六)戒位 本經(分別品)に依て略して五位を明す、第一隨喜品・第二讀誦品・第三說法品・第四兼行六度品・第五正行六度品是也、具に後章に述ぶるが如し。

(七)戒壇 項を改めて述ぶべし。

(八)戒本 本經は分別功德品、隨喜功德品、法師品、寶塔品、安樂行品、勸發品、觀普賢經等也、祖判は戒體即身成佛義(一)戒法門(一六)十法界明因果抄(三〇九)得受職人功德法門抄(八四二)授職灌頂抄(一〇二七)四信五品抄(一五三八)本門戒體抄(一八八一)等也。

第三項 戒壇史要

戒壇に多義ありと雖も正しく事相の戒壇とは帝王の勅宣の下に建立せらるべき國家的世界的根本道場を云ふ、我本門の戒壇は其建立將來にありと雖も、小乘權大乘迹門等の戒壇は既に過去に於て印度支那日本の三國に建てられたり。初に小乘の立壇を云はゞ、『佛祖統記』(第三三〇)等によるに、周穆王十三年、佛摩訶陀國に歸り弗迦沙王の爲に說法す、時に樓至菩薩・比丘の爲に受戒せしめんと

請ふ、茲に於て佛・祇園外院の東南に於て戒壇を建立せしむ、此佛在世印度に於ける戒壇の始め也。

(日本紀元前三百年)支那に於ては『僧史略』等によるに曹魏の嘉平年間竺僧曇摩迦羅(支那四分律)曇諦の二人、四分羯摩等を譯出し、且初て戒壇を築きて大羯摩を行ひしを以て始とす(日本紀元九百九年、應神帝)一説に云く(南山戒壇經等)支那築壇の始は宋の文帝元嘉十一年に求那跋摩南林寺に於て戒壇を立て僧尼の爲に

受戒せしめし時にありと(宋の元嘉十一年は魏の嘉平元年に後る)日本に於ては第四十六代孝謙帝天平勝寶五年十二月唐僧鑑真我國の請に應じ四分律を齎し來り、翌年二月南都に入り羯摩の法を修し、勅によりて東

大寺大佛殿の西に戒壇院を創し、且つ下野藥師寺筑紫の觀音寺に各戒壇を築き天下の三戒壇と爲し、東西受戒の徒を統率したるを以て始とす、鑑真晩年に及び戒壇を弟子法進に授け自ら唐招提寺を創

して居る、之を加へて四處戒壇とす。以上三國の戒壇は小乘の戒壇也。次に權大乘の築壇は、支那唐の代宗皇帝永泰元年大興寺に勅して方等戒壇を建て給へる是也。次に迹門の築壇は、本邦第五十

二代嵯峨帝弘仁十年三月傳教大師叡山に於て圓宗大乘の戒壇を立てんことを奏請するに起る、傳教立壇の奏狀を上るや、嵯峨帝其可否を南都七大寺に下問し給ふ、時に護命表を抗して之を折し、東

大寺景深は『迷方示正論』を著して二十八失を擧ぐ、南都諸寺毀訾交も起る、此に於て十一年二月傳教『顯戒論』三卷を著して大乘戒勃興の必要を論明し、又『顯戒緣起』二卷を作り二十八失を反

詰す、帝又之を南都の諸寺に下問す、敢て建議するものなし、茲に於て築壇の命叡山に下る、其立

壇は實に傳教の没後天長五年義眞の代に當れりと雖も、功を其祖に歸して傳教の圓頓戒壇建立と稱する也(但し迹門の戒壇云ふは我本門宗より奪て之を下すの言のみ)彼の四處の小乗の戒壇忽に滅びぬ、其弘仁十年は神武紀元千四百七十九年にして佛敎渡來後實に二百六十八年也。

第四項 本門戒壇の建立

小乗權大乘迹門等の戒壇既に已に滅亡し、宗教的根本大政府全然地を掃ふ、今や國民の思想混亂の極に達し亦信仰の歸着する所を知らず、而して思想の混亂を根治し信仰の統一を斷行すべく將に新に建立せざるべからざるもの則ち我が本門の戒壇也とす。「三大秘法抄」に云く「戒壇とは王法佛法に冥し佛法王法に合して、王臣一同に本門の三大秘密の法を持って、有徳王・覺徳比丘の其乃往を末法濁惡の未來に移さん時、勅宣竝に御敎書を申下して、靈山淨土に似たらん最勝の地を尋ねて戒壇を建立すべきものか、時を待つべきのみ、事の戒法と申は是なり、三國竝に一閭浮提の人懺悔滅罪の戒法のみならず、大梵天王帝釋等も來下して蹋給ふべき戒壇也」(二〇五三)と。文に「王法冥佛法」の時とは、天下王民の一同が本化佛敎の典立を以て經國の第一義とし、其思想及び行爲が我が三大秘法の宗要と一致冥合する時代を云ふ。「佛法合王法」の時とは宗門の僧俗男女一同が出世間的信仰に於て最勝なる地位を占むると同時に世間的三徳(智仁勇又は智德体)に於ても亦最勝なる地位を得るに至り、

以て大聖人の宗義が天下の大勢を左右し一般王民の思想を支配するの時代を云ふ、要之「王佛冥合」の時とは即ち眞正なる政治と宗教とが根本的に一致冥合する時を云ふ、又經文の「十方佛土中唯有一乘法」(方便品)「我此土安穩天人常充滿」(壽量品)又「十方世界通一佛土」(神力品)等と言へる聖語を地上に實現するにある也。「本門の三大秘密法を持つ」とは、要するに妙法蓮華經の五字七字を意に持ち口に持ち身に持つを云ふ。「有徳王覺徳比丘の其乃往し」とは、涅槃經金剛身品(會疏三 五九)に出づ、文の意に云く往昔歡喜佛の末世覺徳比丘正法を弘めしに多數の邪比丘此行者を怨嫉して責む國主有徳王正法を守るが故に謗法者を責めて終に戰死す、其護法の功德を以て覺徳は迦葉佛と生れ有徳は今の釋尊と生ると也、具に「安國論」(三八六)等に載せ給ふが如し。「末法濁惡の未來」等とは將來に於ける邪法敗滅正法興立の時節を指す也。「勅宣」とは天皇の勅宣也。「御敎書」とは昔にありては將軍の御敎書なれども今に於ては國會の議決なるべし。「靈山淨土に似たらん最勝の地」とは蓋し一閭浮提の内には日本國日本國の内には駿河の國駿河の國の内には大日蓮華王山(富士)なるか、更に考へよ(知國の下參照)「戒壇」とは本門事相全分の戒壇也。「時を待つべきのみ」とは日蓮の弟子檀那が異體同心に正法を宣傳して所謂一天四海皆歸妙法の春を來すの時節を示す也。餘文は知るべし。又「諸人御返事」に「日蓮一生の間の祈請竝に所願忽に成就せしむるか、將又五百歳の佛記宛も符契の如し、所詮眞言禪宗等謗法の諸人等を召合せ是非を決せしめん、日本國一同に日蓮が弟子檀那

たり、我弟子等の出家は主上上皇の師たらん、在家は左右の臣下に列り、將又一閣浮提皆此法門を仰がん幸甚々々」(一七一四)等と言へるは、則ち王佛冥合時代に於ける日蓮主義者對皇室並に政治及び全世界との關係を具體的に豫言せられたる文也。又「如說修行抄」に「天下萬民諸乘一佛乘と成て妙法獨り繁昌せん時、萬民一同に南無妙法蓮華經と唱へ奉らば、吹風枝を鳴らず雨壤を碎かず世は義農の世となりて、今生には不祥の災難を掃ひ長生の術を得人法共に不老不死の理り現はれん時を御覽せよ、現世安穩の證文疑あるべからざるもの也」(九六三)等と言へるは、蓋し四海歸妙戒壇建立の時に於ける天下泰平國土安穩の狀態を豫言し給へる文也。要之本門築壇の時とは宗祖及び吾徒の大理想たる一天四海皆歸妙法の一大聖業が成就せられ、國家及世界が真正なる意味に於て極度の進歩發展を遂げ、所謂婆娑即寂光の理想を活現し、地上に極樂世界を築くの時なるべし。然るに此本門の大戒壇成就の如きは固より空前絶後の一大事業にして實に宗教的大偉人の手腕を要し則ち再出の本化大士に待たざるべからずと雖も、我等弟子檀那たるもの須く其先驅として奮發勉勵異體同心に宗勢を擴張し以て一日も早く本門築壇の時機を作りざるべからざる也。

第五項 理事分滿

天台叡山の戒壇を迹門の理戒(三祕抄二〇五三)と云ふは其行體が理觀に基くが故也、之に對して我宗

の戒壇を本門の事壇と云ふは其行體が事觀に基くが故也。然るに本宗中更に分別せば先づ理壇と事壇との別あり。初に理壇とは理想的戒壇にして則ち久遠劫來乃至盡未來際常住にして暫くも轉變せず、近くは靈山虛空二處三會より大聖人乃至我等信心の頭の内に築かる内在的精神的道場を云ふ。次に事壇とは現實的戒壇にして則ち信者の精神に内在せる理想的戒壇が個人的・宗團的・國家的・世界的に現れたる表現的具體的道場を云ふ。此事壇に又二あり、曰く滿の事壇曰く分の事壇也。滿の事壇とは『三大祕法抄』に所謂「將來王佛冥合四海歸妙の時來りて天皇の勅宣の下に最勝の地を選びて建立せられ、日本乃至全世界の王民が、方に懺悔滅罪すべき根本的一大靈場を云ふ、前項に述べしが如し。次に分の事壇とは、滿の事壇の實現迄に個人的部分的に現實せらるゝ事壇を云ふ、今末法に於ては建長五年四月二十八日千光山頂立教開宗の道場に始り已來宗祖及び弟子檀那の居住往來せられたる處、及び如法弘通の寺院教會乃至今我等一般信心の道場の如き、皆是分の事壇にあらざることなし、『神力品』に「汝等於如來滅後應當一心受持讀誦解說書寫如說修行(乃至)若經卷所住之處若於園中若於林中若於樹下若於僧坊若白衣舍若在殿堂若山谷曠野是中皆應起塔供養、所以者何當知是處即是道場諸佛於此得阿耨多羅三藐三菩提諸佛於此轉法輪諸佛於此而般涅槃」等と言ひ、『最蓮坊御書』に「されば我等が居住して一乘を修行するの處は何れの處にても候へ寂光の都たるべし、我等が弟子檀那とらん人は一步を行かずして天竺の靈山を見本有

の寂光へ書夜に往復し給ふ事うれしども申す計りなし」(八四一)等と言へるは是也。此の分の事壇は彼の滿の事壇の國家的世界的なるに對して個人的團體的地方的也。而して我祖棲神の靈閣たる總本山身延の如きは分中の滿の事壇として一宗授戒の根本道場として大權威を有せざるべからざるもの也。而して此分の事壇が各如法健全に發達して更に一大中心に向て其勢力を集注せんとき自ら滿の事壇(正式の本門戒壇)は建立せらるゝ也。然るに通途戒壇を二分して單に理事の二になす場合には、今の滿の事壇を單に事壇とし、今の分の事壇を即ち理壇とす、何となれば分の事壇を以て滿の事壇に比較すれば寧理理的傾向なるが故也、而して此時は今の理壇の如きは且く置て論ぜざる也。若夫更に本門戒壇の起顯竟を現代に於て之を言はゞ、吾人が内在的信仰の確立と統一的本山の嚴立に事起り、一國同歸事壇建立に事顯れ、閭浮統一娑婆即寂光に事竟ると云ふべき也。南無妙法蓮華經。

第五節 總結

上來略して宗旨の三祕を明し畢ぬ。然るに更に諸義に約して結說せんに、若し三業に約せば本尊は専ら意業に念ずる也、題目は主として口業に唱ふる也、戒壇は大に身業を以て實現する也。又若し三寶に約せば、歸命し奉る本尊は本佛の靈格也、唱へ奉る題目は本法の修行也、建立し奉らん戒壇は本化の本願によりて成就せん也。又若し三學に約せば、本尊に南無して心を妙境に安住するは

本門の禪學也、題目を唱へて妙智を開發するは本門の慧學也、戒壇の建立を豫期して道德を實踐するは本門の戒學也。又若し三德に約せば、本尊に冥合して微妙清淨常住不滅の法身の徳を成じ、題目を受持して三智五眼慧光無量の般若の徳を成じ、戒壇を實現して遊戲神通一切無礙の解脱の徳を成す。又若し主客に約せば、本尊は客觀的實在にして、題目は主觀的信念、戒壇は主客合一的顯現也。又若し能所境智に約せば、本尊は所觀の妙境にして、題目は能觀の妙智、戒壇は能所一致境智冥合の處也。又若し人法に約せば、題目は本法を正意とし、本尊は本佛を正意とし、戒壇は此人法冥合の處に現るゝ也。又若し譬說せば、衆生は病人の如く、本尊は良醫の如く、題目は良藥の如く、戒壇は病人心得等の如し。又譬へば衆生は赤兒の如く、本尊は母の如く、題目は乳の如く、戒壇は家庭規律等の如し。又本尊は歸依信敬すべきもの、題目は實踐躬行すべきもの、戒壇は努力創設すべきもの也。又本尊にありては救ふものと救はるゝものと一致し、題目にありては信ぜらるゝ法と信ずる衆生と一致し、戒壇にありては理想と現實と政治と宗教と一致する也。要之、本門の題目は能觀の妙智即ち主觀的信念の内容にして又發作なる行法、本門の本尊は所觀の妙境即ち客觀的信仰の對象たる人格、本門の戒壇は境智冥合の場所にして又政教一致の靈府也。而して所觀の本尊に對して能觀の題目を信唱し境智相合する所即ち觀心本尊の妙行にして即身成佛の顯現戒壇建立の基礎也。如此三大祕法は本佛久證の妙法、壽量觀心の大教、正像未弘の正法、本化獨創の妙說、一祕開

出の宗旨、本宗行門の三大要素也、就中、題目の一祕は其名に於て三祕即一の一祕と全同にして要中の要なるが如し。如此三祕は宗學上前の五綱よりも一層重要な地位を占むるものにして實に宗義の大綱領を爲すもの也。妙乘の學人最も精研せずんばあるべからず。若夫別して觀心及び行門の法義の如きは更に章を開て述ぶべし。南無妙法蓮華經。

第七章 觀心修行

第一節 觀心

第一項 總述

夫れ觀心は教行の樞機也、凡そ學佛の徒須く知らずんばあるべからず。本宗の觀心は所謂事の一念三千觀(略して事觀又は本門の觀心といふ)にして我祖が本化別頭の教判に依て選出せる一代佛教中最深の教理たる法華經本門壽量品の肝心五玄具足の妙法蓮華經を基礎として立て給ふ所の行要也。而して三祕は彼の教要(題目)に依り此の觀心に基きて立てられたる宗要也。然るに此本化別頭の事觀は宗祖御一代中佐前には祕して佐後に至りて始めて之を發表し給へり、則ち佐前は正しく行門としては敢て天台の舊轍を踏まずして我祖獨創の唱題を主張し給ひしと雖も大體教相と觀心とは天台に依り給へり、則

ち一生成佛抄(二一七)一代大意(一九二)一念三千理事(一九九)十如是事(二〇二)一念三千法門(二〇八)總在一念抄(三一四)唱法華題目抄(三四一)持法華問答抄(四七〇)法華真言勝劣事(五〇二)十章抄(六七五)等、並びに但理觀又は天台の一念三千等と云て未だ天台未弘の事觀又は本門の一念三千あることを云ひ給はず是他なし佐前は時機未熟の故に之を懷に祕して容易に外に顯し給はぬ也。而して龍の口に頸刎ねられず、本化上行の自覺愈切にして佐渡に配流せられ、文永九年二月開目抄の御著述に至りて始めて本門の觀心をほのめかし給へり。云く「一念三千の法門は但法華經(權實相對)の本門(本迹相對)壽量品(本要相對)の文の底(上底相對)に祕して沈めたり龍樹天親知てしかも未だ拾出さず但我が天台智者のみこれを懷けり一念三千は十界互具よりことばじまれり(七五一)等と。文に「一念三千の法門」とは即ち我宗の事觀を云ひ「文底祕沈」とは文上顯露ならざるを云ふ、「龍樹天親知而未拾出」とは内證は之を知るも外用には全く述べざるを云ふ、「但我天台智者耳懷之」とは外用に一念三千の名目を明すのみならず内證には慥に之を知れるを云ふ。然かも尙時機來らざるが故に次下の文には「但天台の一念三千こそ佛になるべき道とみゆれ乃至一代經の中には此經計り一念三千の玉を懷けり(八一九)等と云て尙天台に附順し給へり。文永十年四月「如來滅後五百歲始觀心本尊鈔」御撰述に至りて始めて天台の理觀以上更に當家の事觀あることを明言し給へり云く「像法中末觀音藥王不現南岳天台等以迹門爲面以本門爲裏百界千如一念三千盡其義但論理具事行南無妙法蓮華經

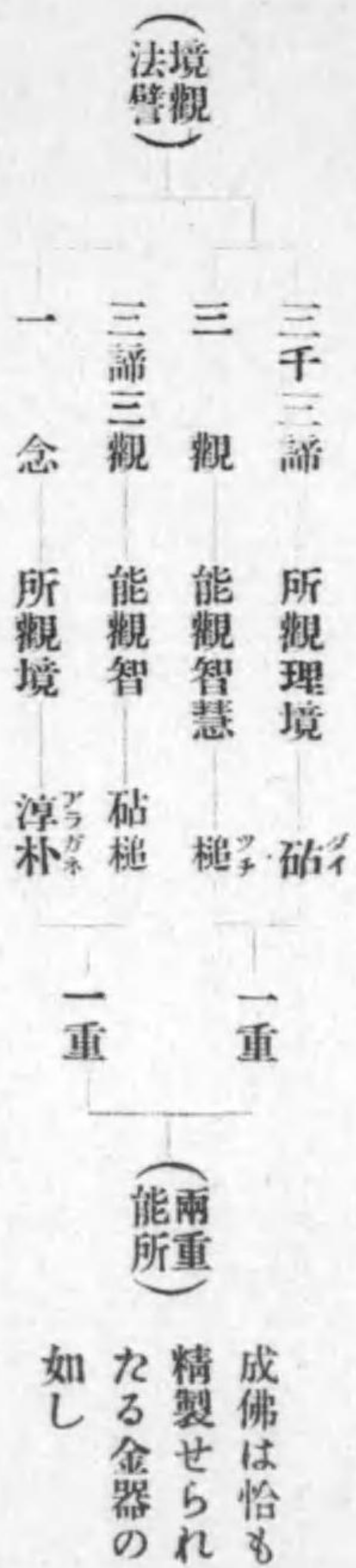
五字並本門本尊未廣行之所詮有圓機無圓時之故也(九四七)等と文に理具とは即ち迹門の理觀にして事行とは即ち本化の事觀を云ふ。而して正しく當家獨得の事の一念三千の名目及び教要の壽量品と宗旨の三秘とを關係的に一具して擧げ給ふは、唯同年五月二十八日の『義淨房御書』の一節のみ、云く「壽量品の法門は日蓮が身に取てたのみあることをかした天台傳教等も粗しらせ給へども言に出して宣給はず龍樹天親等も亦如是壽量品の自我憫に云く一心欲見佛不自惜身命云云日蓮が已心の佛界を此文に依て顯す也其故は壽量品の事の一念三千の三大秘法を成就せる事此經文なり可秘可祕(九六五)と。文に「壽量品」とは能詮の教要を擧げ、「事の一念三千」とは所詮の觀心を出し、「三大秘法」とは更に所詮の宗要を示す也、かくて事の一念三千は前の教要の壽量品に對しては所詮の觀心となり、後の宗要の三秘に向ひては能詮の觀心となり能く兩者の中間にありて密接の關係を持つもの也(されば法門の起盡としては第一教判・第二觀心・第三三秘・第四修行と次第す)然るに其後觀心の文義を明し給ふ御書は粗當體義抄(九八三)灌頂抄(二〇二九)立正觀抄(二〇六五)兄弟抄(二一四二)撰時抄(二二四二)五品抄(二五四二)太田抄(二七三三)總勘文抄(二八九六)十八圓滿抄(二〇〇八)三秘抄(二〇五四)治病抄(二二〇三)二乗作佛事(續一〇五)御義、日向記等の一節なるが、此等の御書に於ては單に天台の理觀を示し、又は當家唱題の事行に對して天台の一念三千を出し、又は二家理事の二觀を取捨し給等必ずしも其所說一定せず、然れども本尊抄已後の觀心談は大體に於て天台の理觀以上に當家の事觀(又は事行)を立

てられたることは疑なき也。然り而して當家の事の一念三千觀は佛在世には爾前四十餘年には全く顯れず、法華經の中にも迹門十四品には未だ顯れず、本門壽量品に於て始めて顯るゝもの也。而も凡師は容易に之を悟らず是「開目抄」(七五二)等に「文底秘沈」と示し給ふ所以也、而して聖師は眼光紙背に徹し文上に即して文底を悟る、是「撰時抄」(二二一六)「太田抄」(二七三三)等に壽量顯説と明言し給ふ所以也。滅後に於ては正像二千年四依の導師たる迦葉阿難龍樹天親天台傳教等未だ之を述べず、末法の初我祖日蓮聖人に至りて始めて之を顯説し給へり。『治病抄』に云く「一念三千の觀法に二あり、一には理二には事也、天台傳教等の御時は理也今は事也、觀念すでに勝る故大難又色まさる、彼は迹門の一念三千、此は本門の一念三千天地遙に殊也こと也」(二二〇三)と、「太田殿御返事」に云く「正しく久遠實成の一念三千の法門は前四味並に法華經の迹門十四品まで祕せさせ玉ひて有りしが本門正宗に至りて壽量品に説き顯し玉へり、此一念三千の寶珠をば妙法五字の金剛不壞の袋に入れて末代貧窮の我等衆生の爲に残し置かせ給ひしなり、正法像法に出でさせ玉ひし論師人師の中に此大事を知らず、唯龍樹天親こそ心の底に知らせ玉ひしかども色にも出させ玉はず、天台大師は玄文止觀に祕せんと思召し、かども末代の爲にや止觀十章第七正觀の章に至りて粗書かせ玉ひたりしかども薄葉に釋を設けてさて止みぬ、但理觀の一分を示して事の三千をば斟酌し玉ふ、彼天台は迹化の衆なり此日蓮は本化の一分なれば盛に本門の事の分を引ひべし」(二七三三)とは是也。之を

要するに法華經の觀心に二種あり曰く迹門方便品に依れる理觀と本門壽量品に依れる事觀と也。迹門の理觀は天台所立の觀心にして我祖にありては佐前は智者の爲に之を用ひ佐後はたゞ助行として亦智者に限り之を許し給ふが如し(十八圓滿抄)本門の事觀は我祖別頭の妙談にして天台の未だ述べざる所也、又我祖に於ても佐前に之を祕して佐後に至りて顯し給ふ所也。我家の事觀を以て彼家の理觀に比較するに法門一步を進め且つ末法の時機に適應す、但し其名目の如きは理觀の一念三千の外に別に事觀の一念三千あるに非ず、則ち一念はやはり陰妄の一念を離れず三千はやはり十界互具十如是三世間の相乗積に外ならず、只彼此の異りは開解(法體)に於ては根本思想を異にし立行(行相)に於ては行儀相狀を異にする也。

因に天台の理觀を一言せば(一念三千の名目組織等は台當通同)台家の觀心は理論的の開解に於ては圓實の教理即ち諸法實相の道理を知解して色心の揀びなく生佛の嫌ひなく一切目に接し耳に觸るゝものは皆悉く三千三諦の妙境也と諦むるなれども實際的の修行に至りて衆生法は太だ廣く佛法は太だ高しとて十方世界に散漫せる衆生や界外の土に高く止れる諸佛に就て三千三諦の觀を爲すことは初心の行者に在て難事なれば心最近要とて手近く我が胸の中に日夜起りつゝある心を捉へて三千三諦の觀を立つる也、是を台家立行の常格とす、さて觀行の大體を云へば圓融三諦を理境として一心三觀を起し以て同體の三惑を斷じて一心三智を得ることなるが、其境觀の關係に就て兩重の能所あり、謂

く三千三諦即ち不思議境は之を觀ずる觀智即ち三觀の智に望むれば其義所觀の境となる乃ち三諦の理は所觀の境・三觀は能觀の智にして一重の能所が立つ也、又陰等の境とて吾等凡夫の妄心は三觀の智に依て三諦の理なりと顯はさるゝものなれば三諦三觀は妄心に對望すれば並に能觀の方とならざるべからず即ち二重の能所也、之に就て四明は指要抄に砧槌淳朴の譬喩を示して解し易からしむ今結要圖示せば左の如し。



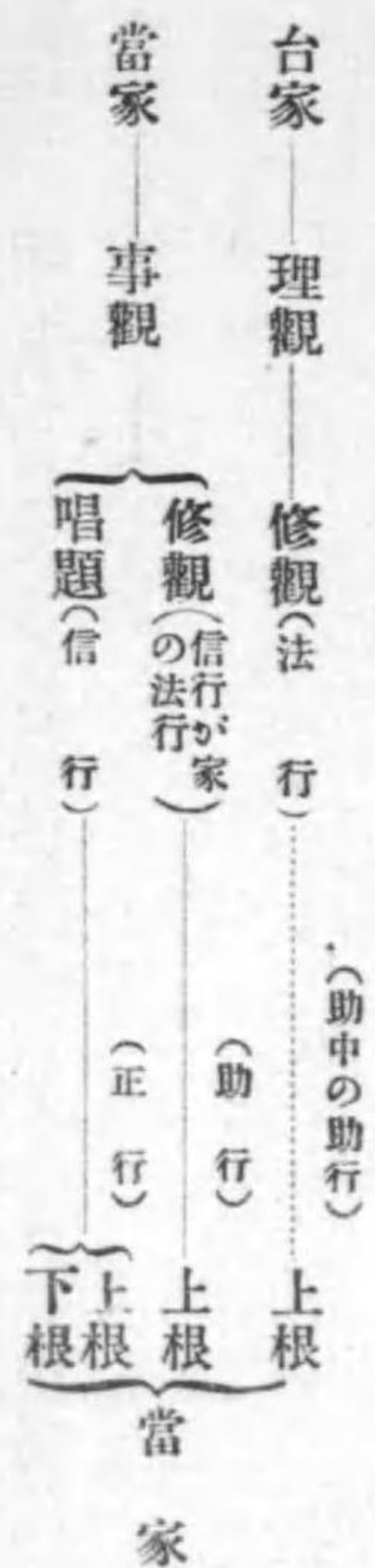
要之、天台の觀心は、主として法華迹門方便品の諸法實相の理性の法門に基き、正しく陰心所具の理性の三千を觀じて、向上解脱の佛果を成ずるにあるが故に、理の一念三千觀と云ふ也。委しくは『摩訶止觀』同『弘決』『止觀大意』『不二門指要抄』等の台書を繕げ。

第二項 觀行 同異

事觀と事行との同異を知ることは事觀研究の第一歩也。『治病抄』(二二〇〇)に天台の觀心たる迹門

の理の一念三千觀に對して當家の觀心を本門の事の一念三千觀と言へるは本宗の觀心を事觀と稱する本據也(太田御書一)『觀心本尊抄』(九四七)に本宗の受持題目の妙行を以て彼の天台の理觀に對して事行の南無妙法蓮華經と言へるは受持題目即ち信念唱題を以て事行と名くる本據也(三秘抄二〇)而して此の事觀と事行との同異如何と云ふに大體我祖は末法相應の正行としては天台の智的法行の理觀に對して信念唱題の事行を立てられたるなれば『治病抄』等に所謂事觀と云ふは即ち本門の事行と大體異名同義なること明白也。斯て我宗の自行化他に亘る口唱の題目の修行が即ち事行なることは明白なれども、此の事行が何故に事觀と云はるゝやと云ふに、そは有相の本尊に對して有相の題目を信唱する所作は、即ち本門の妙定妙惠を修顯する事になるが故也、されば本宗にては信念唱題の修行を事行とも事觀とも云ふ也。然るに多く唱題修行の事を事行と云て事觀と云はざるは蓋し唱題の名義が觀と云ふよりも行と云ふ方が親しきが故也、然るに古來一流の學者ありて、本宗の事行又は事觀は一向に信念又は唱題に限り、此外更に智的觀心なるもの無しと云ふものあれども恐くは非也、何となれば信念唱題の事行は固より末法通途の正行也と雖も堪へたらんものは助行として智的觀心を修るも敢て不可なきが故也、則ち末法の通機たる鈍根に對しては唱題即觀の外別に智的事觀の必要なしと雖も若し比較的利根の者は分に應じて助行に智的事觀を修して正行の唱題をして益有力ならしむべきは當然の道なるが故也、『持法華問答抄』に「一切衆生皆成佛道の教なれば上根上機は觀

念觀法も然るべし下根下機は唯信心肝要也」(四七〇)の文に就て古來異議あれども要するに智的事觀をば上根の者は末法にも修するも然るべしとの聖意なること疑なし、況んや『開目抄』の眞の十界互具百界千如一念三千觀(七六五)『觀心本尊抄』の四十五字法體觀(九三九)『授職灌頂抄』の一體三寶無作三身觀(二〇二九)『立正觀抄』の亡泯絶唱己心妙法觀(二〇七二)『總勘文抄』の歷縁對境觀(一九〇四)『御義口傳』の託事附法觀等の如きは智的事觀の諸例を示されたる文なるに於をや、されば滅後諸先哲多分は此智的事觀を認め且つ之を布演せり、則ち元政師の『艸山集』日透師の『事之一念三千義』日輝師の『雙照談』「一念三千論」等是也、就中輝師は特に此智的事觀を力説せり、諸師の説固より悉く信するに足らずと雖も、恐くは我祖の内觀を發揮せるもの蓋鮮少に非ざるべし。要之今末法の時に於ては一般の下根下機は但信念唱題のみにて足れりと雖比較的利根上根上機の者は更に進んで觀念觀法を修すれば内信轉た明かにして妙行愈増進すべき也。因みに透師の説に依り信念と事觀と理觀との關係を上下二根と正助二行とに配合せば左圖の如し。



さて事觀に信仰的事觀（唱題）と智慧的事觀（修觀）との二種ある中、前者は別して後の行門の下に述べなければ今は専ら後者に就て辨ずべし。

第三項 事觀開解

本經祖判に顯れたる智的事觀の法體説多しと雖も其主なるものを擧ぐれば「壽量品」の然我實成佛已來無量無邊の文及び六句五十四字の文「本尊抄」の四十五字の文「灌頂抄」等の無作三身一體三法の文也、今且く此等の文に依て其梗概を知らしめん。

(一)約佛身觀 「三大祕法抄」に云く「問一念三千の正き證文如何、答次可出申於此有二種、方便品云諸法實相所謂諸法如是相乃至欲令衆生開佛知見等云云底下凡夫理性所具一念三千歟、壽量品云然我實成佛已來無量無邊等云云大覺世尊久遠實成の當初證得の一念三千也、今日蓮華時盛衰此法門廣宣流布する也」(二〇五四)と、則ち知る「壽量品」の「然我實成佛已來無量無邊」等の顯本の文は即ち事の一念三千觀の依文の一なることを(開目抄七六四、本尊抄九三八等參照)一往此文は只佛の發迹顯本にして衆生の實成とは見へず從て事圓三千顯發の文とは解せられざるが再往は佛陀の顯本即ち十界の顯本となる也、何んとなれば十界の因果は爾前諸經に已に之を明せり、されど只界々差別の十界なるが故に永く成佛すること能はず、而るに今經の迹門に於て諸法實相の妙理顯るゝに及んで爾前隔別の情

頓に融して不變眞如の一理に歸したるを以て教主も九界差別の權佛に非ずして十界具足の一大圓佛となり所化の衆生も同一理體となりたる也、されど其互具たるや理性の上の所談なるのみなれど本門に來りて此の圓佛自ら我實成佛已來と説けるが故に其我は十界具足の圓佛にて九界差別の單なる一佛界に非ること明也、此故に「上野殿尼御返事」には「壽量品云我實成佛已來無量無邊等云云此經文に我と申は十界なり十界本有の佛なれば淨土に住するなり」(二〇五二)とあり、又壽量品の「御義」には「我とは釋尊久遠實成道也と云ふ事を説たり、雖然、當品の意は我とは法界衆生也、十界己々を指して我と云也、實とは無作三身の佛也と定たり此を實と云也、成とは能成所成なり、成は開く義なり法界無作三身の佛なりと開たり、佛とは此を覺知するを云也、已とは過去なり來とは未來なり已來の言中に現在は有るなり、我れ實に成けたる佛にして已も來も無量なり無邊なり、百界千如一念三千と説れたり、百千の二字は百は百界千は千如なり、此即ち事の一念三千也」(下卷十丁)等と云ひ、又「此品の所詮久遠實成なり、久遠とはヘタラカサズ・ツクロヘズ・モトノ儘と云義なり、無作三身なれば初て成ぜず是不働なり、卅二相八十種好を具足せず是不繕なり、本有常住の佛なれば本の儘なり是を久遠と云也、久遠とは南無妙法蓮華經なり、實に成とは無作と開たる也」(下卷十七丁)等と言へり。此等の御文に依るに我實成佛とは單に釋尊一佛の久遠に非ずして十界全體の久成を顯すこと明白也。而して我等が一念心即ち本佛の一念心なるか故に其の顯現たる十界三千の當體亦一

一に本佛の現れ也、此是始覺即本覺無始無終の十界三千即一の妙法と云ふ也。然るに十界即一の妙法ならば則ち差別無るべし、何が故ぞ現に法界を見るに各々別異なるやと云ふに是他なし、本體は一妙法なりと雖も各々の修因に由るが故に別々の果報を感ずる也。故に若し善果を欲せば善因を修せ、其極點は佛境界也、若し惡果を好まば惡因を作せ、其極點は地獄界也、善惡果昇沈の報は一に因行の如何に由るのみ。之を苦樂昇沈自在の妙法と言ひ、始覺即本覺三世常恒無始無終の十界と言ふ也。身觀に約する事の一念三千觀の要旨粗如此。

(二)五十四字法界觀

『壽量品』に云「如來如實知見三界之相、無有生死若退若出亦無在世及滅度者、非實非虛非如非異、不_レ如_二三界見_一於_二三界_一、如_レ斯之事如來明見無有_二錯謬_一」

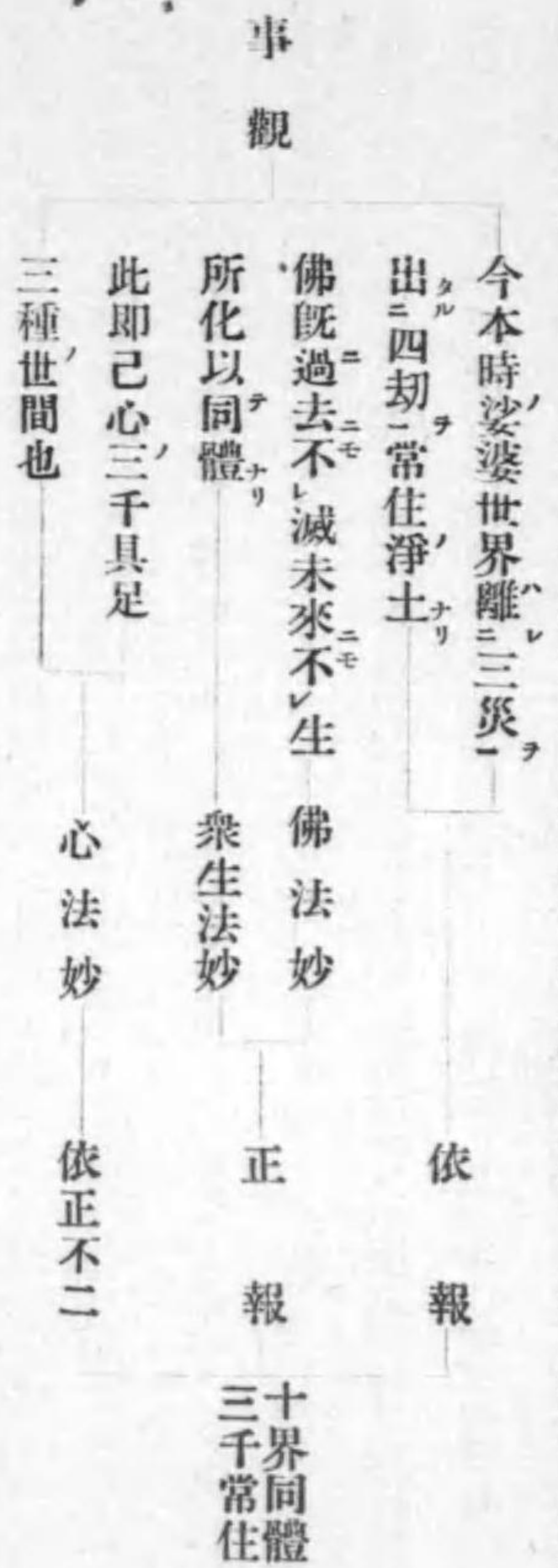
此の六句五十四字の經文専ら法界觀に約して事の一念三千苦樂昇沈自在の妙を顯せり。或人此文を理性に約して解釋するは甚文義に違ふ、其故何となれば初には三界之相と云ひ後には如斯之事と云ふ是事相常住の義を明すこと明瞭なれば也。今略して之を解せば如來三智五眼を以て三界の事相を照覽し給ふに九界生死の定固永遠に退失し若は出來すること有ることなし苦樂昇沈自在の故也、又佛界の在世及び滅度と定執すべき者なし三世常恒苦樂昇沈自在中又權現出沒自在なるが故也、故に次に此義を明して非實等と曰ふ、謂く九界生死の退出佛界在滅の隱顯定實に非ず苦樂昇沈自在の故に又善因善果惡因惡果の道理眞實なる故に虛妄に非ず、又三千の諸法歷然たる故に本如に非ず、又法

界の萬法悉く無作三身即一の妙法なるが故に隔異に非ず、是を以て如來法界を照覽し給ふに二種の三界の衆生の三界を見るが如くならず、如此上來所談の事相如來明瞭に知見して錯謬あることなしと也。而して如此法界三千の事相は實に我等が一念の遍在なりとす。専ら法界觀に約するの一念三千觀の大意如此。

(二)四十五字法界觀

古來『觀心本尊抄』の「今本時娑婆世界離三災」(乃至)此即己心具

足三種世間也」(九三九)の四十五字の御文を以て我祖事觀の要文とせり。今之を略解せんに當文は三法妙及依正二報等に約して事の一念三千十界常住の法界觀の妙旨を明されたるが如し。



「本時」とは一往は迹門の近成に對して本門の久遠塵點を指して本時と云ふ、再往は本來無始無終三世常恒の時を云ふ也、「娑婆」とは亦一往は通途の娑婆世界を云ふ、再往は惣じて十方法界を皆娑

婆と云ふ、何となれば能居の佛及所化已に餘佛及餘人相對に非ず、故に所居の國土も亦餘土他國相對の一世界に非ざることを明也。「離三災出四劫常住淨土」とは正しく十界三千依報國土の常住不變を明す也、但し三災四劫の變化無常が單に全く無しと云ふに非ず、前述の如く本時の娑婆は十方法界にして通一佛土と觀する故に縱ひ一の三千世界等に三災四劫等あるも大體金剛不壞なる通一佛國土に於ては決して是ありとせず、譬へば身體の全體さへ健全なれば一時多少の負傷等を爲すも我身死せりと云はざるが如く又金殿玉樓の内にて一隅に大小便所等あるも其王候貴人の庭宅としての價値を毫も損せざるが如し、故に離三災出四劫と云也。次に「佛」とは娑婆應身の一佛又は諸經常談の理法身を云ふに非ず、三世常恒の始覺即本覺苦樂昇沈自在にして而も權現出沒自在なる法界周遍の大圓佛三身即一の毘盧遮那佛を云ふ、故に次下に「過去不滅未來不生」と云也、而して此一句は佛法妙に約して佛陀界の常住を明せる也。次に「所化以同體」とは所化とは只佛の弟子のみを云にあらす九界の一切衆生を總稱するの語也、佛界既に不滅不生にして三世常恒に淨土に住するが故に佛界と其本體を同じうする九界（十如實相の本體の九一共通せる）も亦不滅不生三世常恒に淨土に住する也（壽量品に我此土安穩天人常充滿と云へるは是也、而も衆生は迷ふが故に大火所燒時等と見る也）此一句は衆生法妙に約して衆生界の常住を明す也。「此即已心三千具足三種世間也」とは已心とは法界周遍の小心也迷情所取の小心に非ず、吾等が法界周遍の小心中には三災を離れ四劫を出でたる常住の淨土世界に安住する不滅不生の一大圓佛と之と同體なる一切衆生を具足して一も缺減なく、又如十界三千の身土依正悉く已心の體現せるものなりと觀するを云ふ、此一句は即ち心法妙に約して、生佛一如・依正不二・已心具足・十界同體・三千常住の妙旨を自己の色心上に活現することを明せる文也。嗚呼巧哉妙哉本宗事觀の大要を唯四十五字を以て顯し給ふ。而して次下の文に「此本門肝心南無妙法蓮華經」等とて直に此四十五字を以て僅に五字の要法に結歸し給へり。本宗所觀の對境たる本門本尊は即ち之を信仰的に一幅の紙上に圖顯せるもの、又能觀の行相たる本門の題目は亦之を宗教的に心に信じ口に唱へ身に行はしむるもの、又所期の本門戒壇は亦之を現實的に國家的に地上に建設すべき宗教的中央政府也。

生を具足して一も缺減なく、又如十界三千の身土依正悉く已心の體現せるものなりと觀するを云ふ、此一句は即ち心法妙に約して、生佛一如・依正不二・已心具足・十界同體・三千常住の妙旨を自己の色心上に活現することを明せる文也。嗚呼巧哉妙哉本宗事觀の大要を唯四十五字を以て顯し給ふ。而して次下の文に「此本門肝心南無妙法蓮華經」等とて直に此四十五字を以て僅に五字の要法に結歸し給へり。本宗所觀の對境たる本門本尊は即ち之を信仰的に一幅の紙上に圖顯せるもの、又能觀の行相たる本門の題目は亦之を宗教的に心に信じ口に唱へ身に行はしむるもの、又所期の本門戒壇は亦之を現實的に國家的に地上に建設すべき宗教的中央政府也。

(四)無作三身觀

『授職灌頂抄』に云く「此品(壽量品)肝要者明釋尊無作三身(欲令増進弟子三身(乃至)此三身者雖無始本覺三身且立五百塵點劫成佛三身即三世常住今弟子始覺三身亦如我顯可成三世常住無作也、次此品觀心者妙法一心之如來壽量品故我等凡夫一念一念即如來久遠本壽本地無作三身本極法身本因果如來也、所居士常在靈山四土具足本國土妙也」(二〇二八)此文は主ら佛身觀に約して事觀を明されたる也。先づ教門上無作三身の名義を釋せば、無作とは有作に對す則ち無造無爲の義也、三身とは法身報身應身是也、一往之を言はゞ法身は本來法爾三世常住なるが故に正しく無作と云ふべきも、報身は修因感果の身にして有始無終の佛、應身は應同生滅の身にして有始有終の佛なれば此二身は有作にして無作と云ふべからず、斯くて三身の全體俱に無作の

如我顯可成三世常住無作也、次此品觀心者妙法一心之如來壽量品故我等凡夫一念一念即如來久遠本壽本地無作三身本極法身本因果如來也、所居士常在靈山四土具足本國土妙也」(二〇二八)此文は主ら佛身觀に約して事觀を明されたる也。先づ教門上無作三身の名義を釋せば、無作とは有作に對す則ち無造無爲の義也、三身とは法身報身應身是也、一往之を言はゞ法身は本來法爾三世常住なるが故に正しく無作と云ふべきも、報身は修因感果の身にして有始無終の佛、應身は應同生滅の身にして有始有終の佛なれば此二身は有作にして無作と云ふべからず、斯くて三身の全體俱に無作の

義を成ぜずと雖も、再往之を言はゞ圓妙の教義に於ては此三身は各別に非ずして即一の身也、されば報身も且く五百塵劫の最初爲本を立つと雖も實には本來法爾三世常恒無量五百塵劫無始修因感果の報身也、又應身も一往世番番八相成道の應迹出沒を示すと雖も實には亦本來法爾三世常恒非生現生非滅現滅の應身也、斯くて三身俱に無作三身と云はるゝ也、如此の三身は全體不思議の三身なるが故に又は妙法蓮華經の總佛とも云也。以上は且く釋迦一佛に約して説く、然るに諸佛同道本迹不二の義に約せば、釋尊が無作三身三世常住なると俱に三世十方の諸佛も亦無作三身三世常住也、又十界互具生佛一體の原則より言はゞ釋尊及び諸佛の如く九界の一切衆生も亦無作三身三世常住也以上は尙教相の所談也。次に正しく觀心を言はゞ、吾等が一念の己心即ち本來法爾三世常恒無作三身の一大活佛にして、釋迦多寶十方分身の諸佛等皆悉く吾等が己心本佛の顯現にあらざるることなし、但し吾等は迷ふが故に未だ其妙體妙用を認むることなし、而して其の迷心を掃ひ其の醜身を轉じ本有無作の佛身を實現するの要術は他無し、己心の無作三身の寶號たる南無妙法蓮華經の大本尊を最勝の摸範として、無作三身の名號たる題目の妙行を勵行するにあるのみ。略して無作三身觀に約して事觀の妙解を明しぬ。

(五)一體三法觀

『授職灌頂抄』に云く「次此品觀心者(乃至)又釋尊與我等二者本地一體不二身也、釋尊と法華經と我等との三者全體不思議の「法全無三差別」也、されば日蓮等之類並弟子檀

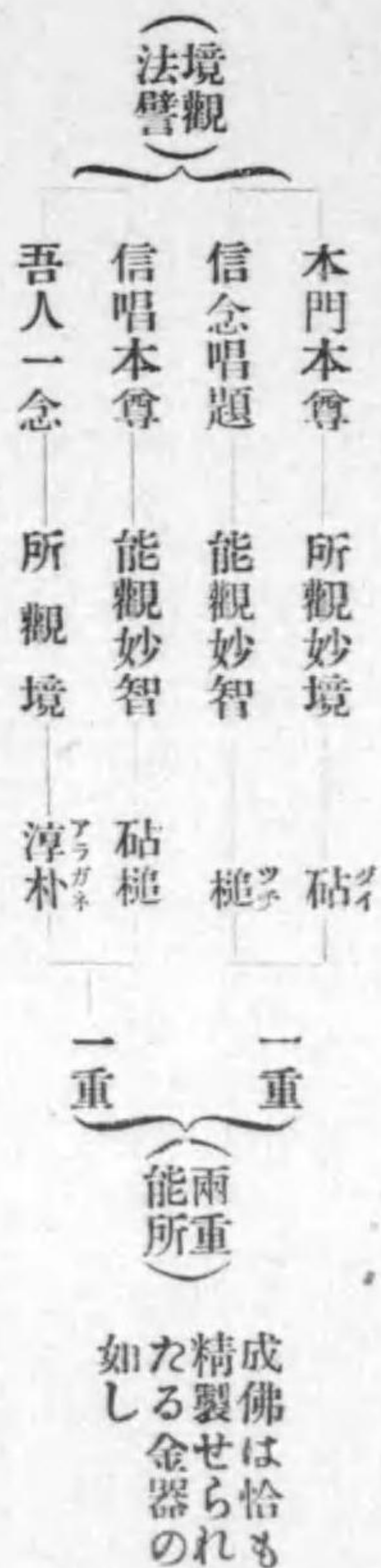
那南無妙法蓮華經と唱る程の者は久遠實成の本眷屬妙也此人所居士は久遠實成本國土妙也(一〇二九)等と、此文正しく一體三法觀の依文也(生死一大事血脈抄七四二)一體三寶とは則ち久遠實成の釋尊と皆成佛道の法華經と我等衆生との三全く一體にして異なるなきを云ふ、是法華經本門壽量品の觀心たる事の一念三千の法門に基く也。抑釋尊と法華經とは一體不二なることは知り易し、何となれば釋尊は能説の人法華經は所説の法にして只是能所人法の異りなるが故也。然るに衆生は迷苦の境界にあり佛法は悟樂の境界にあり、如何が此兩者一體不二なるやと云ふに、法界の全體は本來一如平等にして二もなく亦三もなし、但人に修用の異なるが故に、其善業を修して昇て樂境の極致に達する者を且く佛陀と稱し、其惡業を修して沈んで苦境に彷徨する者を且く人間等と名くるのみ、斯く人の作用の上には且く苦樂昇沈善惡迷悟の相違ありと雖も其本體は無始無終三世常恒に無作三身の活佛也譬へば太陽に晝夜出沒の異ありと雖も其本體は常住不變なるが如く、水と氷と其用異なりと雖も其本質は一體不二なるが如し、されば佛も未だ成道し給はざりし已前は且く凡夫也凡夫も將に成道せし後は佛也、而して此關係は無始無終三世常住也、斯くて九界も無始の佛界に具し佛界も無始の九界に備はりて眞の十界互具一念三千の原則は成立する也(開目抄七六五必見)。要之生佛の異は但當分一往作用の上の異にして再往本體の上は無二無別也、如此一體三法不思議一の妙旨を稱して妙法蓮華經と云ふ也。然るに若し此三法一體の妙旨無くば、釋尊の救濟力如何に無限なるも、法華經の教訓

力如何に幽玄なるも、吾等が信仰力如何に強盛なるも、吾等行者は實に成佛得脱すること永久に不可能なるべし。然るに此の三法一體の妙旨あるが故に、題目の一唱は能く本佛釋尊の智徳を感じ、本來本有の佛身を顯現し以て即身成佛の大果を得る也。されば一體三法の哲學的觀心は實に宗教的信念成佛の基礎的法門を爲すものと云ふべし。而して彼の三祕の如き亦全く一體三法の意匠に基くも、何となれば本門の本尊は即ち無作本佛の總體を中央に顯し其別體を傍列に出せるものに外ならず、又本門の題目は即ち法華經の肝心を修行化せるものに外ならず、本門の戒壇は此の本尊と此の題目とを結付くる法律的戒法政治的中央樞府たるに外ならざるが故也。而して我等此本門の本尊に無二の信仰を捧げ、本門の題目を絶唱して、直に成佛の大果を得るは、實に亦一體三法の原則に基くものにして即ち是事の一念三千の觀心也。

第四項 事觀立行

事觀の理論的妙解に於ては、前述の如く法界觀あり佛身觀あり人身觀あり一體三法觀等あり、苟も吾等が見聞覺知する十界三千の萬境に對して隨意に妙觀を凝すべしと雖も、實際的の修行に於ては、衆生界は散漫として捕へ難く佛陀界は幽高にして知覺しがたし、故に此等の境に向て直に觀を爲すは不便也、されば吾等が日夜起りつゝある一念の心を描へて無作三身の如來なりと觀ずる也、

而も末代の初心鈍根にして尙己心の如來捕へ難し、則ち己心の本尊を建立し之を無二の觀境として無作三身の事觀を修し以て同體の三徳を斷じて一身の三徳を光顯すべし、而も是尙末代の智者に就て立言するのみ、若夫一般の愚者に至りては、唯三千圓具十界羅列無作三身の大曼荼羅を最勝無二の妙境と渴仰して、但之に向て以信代惠無二の信仰を捧げ、以て如意満足現安後善の大願を成就するにあり、之を當家事觀の常格とす。然るに其觀境の關係に就ては亦兩重の能所あるが如し、謂く三千三諦無作三身の不思議境を事顯せる本門本尊は之を觀ずる觀智即ち以信代惠の唱題の信智に望むれば其義所觀の境となる、乃ち本尊は所觀の境信仰は能觀の智にして茲に一重の能所が立つべし、又吾等が一念の己心は信念唱題の智に依て本有尊形の無作三身の如來と顯はるゝものなれば信唱と本尊は己心に對望すれば並に能觀の智となり茲に二重の能所が立つべし、尙理觀に準じて法譬境觀兩重の義を圖示せば左の如し。



然るに本門の本尊は但に三千三諦の妙境を顯すのみに非ず吾人の一念をも顯す也、先づ三千三諦

の妙境を顯すことを明さば、中央の題目は十界三千の總體たる無作三身の本佛を顯し、傍列の釋迦多寶本化四大菩薩乃至鬼子母神提婆等は十界三千の諸尊を代表的に示し本佛果海の迹佛を顯す也、而して此の十界三千の本尊が即圓融三諦の妙境なることを明さば、謂く十界羅列の諸尊は即ち三千宛然の別體假諦法界の方面を顯し、中央の題目は三千平等の總體空諦法界の方面を顯し、宛然假諦の十界尊と平等空諦の中央尊と相互照應する所自ら十界三千の空假不離總別不二の中諦法界の方面を顯す也、斯て大曼荼羅は十界三千圓融三諦の相狀を事顯せるものと云はる、也。次に吾人の一念を顯すことを辨せば、中央の題目七字は己心の總體を顯し傍列の十界諸尊は己心の別用を顯す、即ち佛陀心を顯すに釋迦佛多寶等を以し、菩薩心を顯すに文殊普賢等を以し、二乗心を顯すに舍利弗大迦葉等を以し、天上心を顯すに梵釋四天等を以し、人間心を顯すに轉輪聖王阿闍世王等を以てし、修羅心を顯すに四阿修羅王等を以し、畜生心を顯すに八大龍王等を以し、餓鬼心を顯すに鬼子母神等を以し、地獄心を顯すに提婆達多等を以す。但し此本尊は總じて向上解脫の摸範を示すの意義なるが故に、九界心を顯すに通途の九界者を以てせずして特に佛陀化し妙法化せる九界尊を選出す。然るに當家の一念は一往は陰妄の一念なれども再往は佛智所見の法界周徧の一大靈心にして天台のそれと同じからざる也。

更に正しく本尊觀を明さば之に多種あり、所謂哲學的・宗教的・倫理的・教育的・政治的・美術的等は

也。今且く修行的（又は修養的）觀念を述べれば大に分て二とす、一には首題總尊觀二には十界別尊觀なり、初に首題總尊觀とは歸命し奉る妙法蓮華經總尊は、是本門別頭事行の妙境・無作三身久成釋尊の寶號・五玄具足の「大本法・一念三千の大和合聚也、故に能く此の妙法總尊に南無し奉る者は總じては三寶一體の妙境と一如し、別しては三徳圓滿の如來を感得し圓融三諦の妙法と一致し本化大聖の靈格と合體し、而して頓に元品の無明を斷じ即ち生死の長夜を滅し、身は是金剛不壞の妙體を成じ心は是最自在の妙用を顯し、自他共に安く同じく常樂の都に遊ばん。次に十界別尊觀とは、佛陀化せる地獄界を觀じては瞋恚謗法の心行を治して提婆に即する天王如來等を希ふ、是地獄觀也、又佛陀化せる餓鬼界を觀じては貪欲無慙の心行を治して通途の餓鬼に即する鬼子母神等を希ふ、是餓鬼觀也、又佛陀化せる畜生界を觀じては愚痴蒙昧の心行を治して通途の畜生に即する八大龍王等を希ふ、是畜生觀也、又佛陀化せる修羅界を觀じては鬪諍猜忌の心行を治して通途の修羅に即する四阿修羅王等を希ふ、是修羅觀也、又佛陀化せる人間界を觀じては人倫道德の重んずべきを體解し更に向上して天照八幡等の神格を養成せんことを希ふ、是人間觀也、又佛陀化せる天上界を觀じては十善修定の貴きことを悉知し更に向上して梵天帝釋日月衆星と其光明を同じうせんことを希ふ、是天上觀也、又佛陀化せる二乘界を觀じては四諦十二因縁の勝義を知見して更に向上して舍利弗に即する華光如來大迦葉に即する光明如來たらんことを希ふ、是二乘觀也、又佛陀化せる菩薩界を觀じては

四弘誓願三學六度の大道を履行し上求菩提下化衆生の大心を實現し以て文殊の智慧普賢の慈悲を修得せんことを希ふ、是菩薩觀也、又正しく佛陀なる釋迦牟尼佛等を觀ては自覺覺他覺行圓滿大慈大悲の一大靈格を渴仰し以て正しく我等の即身成佛の最高摸範者なりと信ず、是佛陀觀なり、乃至本尊圖顯の本主宗祖大士を觀じては誠には本化上行の再誕閻浮第一法華經の行者末法有緣の大導師なることを信じ、我等も亦宗祖の如く法華經を修行して本化の大人格を成就し立正安國の大業觀心本尊の妙事を貫轅せんことを誓ふ、是別して宗祖觀也。然るに如是十界別觀は本より首題總尊觀の中に具足す今は且く別開して一々に辨ずるのみ。斯くて總別二觀相照し相依り以て本尊修行觀の善美を盡す。願くは有智の行者須く總別並べ觀じ正信をして増進堅固ならしめんことを要す。若夫初心鈍根の如きは如此の觀尙堪ふる所に非ず、所詮單信無解に本尊を恭敬尊重し一向に唱題修行するを以て即ち本尊觀に代へんのみ。南無妙法蓮華經。

第五項 台當相違

台當理事二觀の相違を辨ずるに大に分て二あり、(一)法體上(二)行相上なり。(一)に法體に約せば台家の理觀は迹門の教理に依り底下の凡夫妄心所具の理性の三千を觀じ、當家の事觀は本門の教理に依り大覺世尊久遠所證の事相の三千を觀ずる也。二に行相に約せば、台家の理觀は亦迹門の教

意に依り十乘觀法攝心修觀三千三諦の境を緣し、當家の事觀は亦本門の教意に依り觀心本尊眼見口唱七字祕要の境を緣する也。彼は未顯眞實此は已顯眞實、彼は法行難修此は信行易修、彼は像法過時此は末法應時、其勝劣淺深取捨去就自ら知るべき也。(然るに彼天台の理觀は我本化の事觀の先序を爲せるものなれば、我祖も佐前台家附順の時之を依用し給ひしこと前所に述べる) 尙台當觀行の相違を細檢せば異點頗る多し、輝師は其著『一念三千論』(第六卷)に十條を數へたり、一に所依教理の異、二に所觀依境の異、三に能觀行法の異、四に修心定散の異、五に道具用否の異、六に三學開合の異、七に所期通別の異、八に逗緣不同の異、九に觀境因果の異、十に境界單復の異是也、但し文中議すべき點無きに非ず、然れども往て之を精研すべし。

第二節 修行

第一項 總說

本宗の修行は法華經本門壽量品の三大祕法に依り、事の一念三千の觀心に基きて立つる所の妙行也。我宗の妙行若し絶對に之を言はゞ但受持の一行を以て妙行とす。受持とは龍樹の『大論』に「信力故受念力故持」とありて信念の事をば受持と云ふ、信念とは本門の本尊を無上の對境と確信して最勝の妙法たる本門の題目を唱導すれば任運に佛意佛行に冥合して頓に即身成佛娑婆即寂光の大果報を成就すべしと起信立行するを云ふ。一行とは四種乃至三學六度等の諸行を統一して但受持の信

念唱題の一行を立つる事也、則ち南無妙法蓮華經の一行を以て萬善萬行を統一する義也。偕我等一切衆生は此受持の一行によりて、即身成佛の大果娑婆即寂光の大事を満足することを得る也。『觀心本尊抄』に「釋尊の因行果徳の二法は妙法蓮華經の五字に具足す、我等此五字を受持すれば自然に彼の因果の功徳を讓與し給ふ」(九三八)等と云ひ、『日女御書』に「法華經を受持して南無妙法蓮華經と唱る即ち五種の修行を具足するなり」(一六二七)等と云ひ、『御義』に「此妙法五字を末法白法隱没の時上行菩薩御出世あつて五種修行の中には四種を略して但受持の一行にして成佛すべしと經文に親り之あり、其とは神力品に曰く於我滅度後應受持此經是人於佛道決定無有疑云云此文明白也」(下卷四二)等と云ひ、又「此經文空假中の三諦戒定慧の三學なり色(定)香(戒)美味(慧)の良藥也、擣は空諦、籊は假諦也、和合は中道也、與とは授與也、子とは法華の行者也、服するとは受持の義也、是を此大良藥色香美味皆悉具足と説れたり、皆悉の二字萬行萬善諸波羅密を具足したる大良藥たる南無妙法蓮華經也(中略)されば題目の五字に一法として具足せずと云事なし、若し服する者は速除苦惱也、されば妙法の大良藥を服する者は貪瞋痴の三毒の煩惱を除く也」(下卷一三)等と云へるは竝に受持信唱の一行を主張せられたる文也、又「法要書」に「今末法に入ぬれば餘經も法華經も詮なし但南無妙法蓮華經なるべし」(二七二七)等と云ひ、「日向記」に「今末法は南無妙法蓮華經の七字を弘めて利生得益あるべき也、されば此題目に餘事を交へば僻事なるべし」(四)等と云へるは、所行の法體に約して五

字七字の題目の一法を主張せられたる文也。要之所行の法體が唯一絶對の妙法なるが故に(三秘の)亦能行の行法も自ら唯一行なるべく亦能行の人も任運に最勝の大果報を得る也。如此妙法受持の信念は我等の私に起せるものに非ずして、本師釋迦牟尼佛毎自の悲願に依り本化大士を通して我等に授與せられたる他宗不共の妙道也。然るに受持一行の一行と云ふは、統一的に行にして單一的に行にあらず、機は上中下の三根を攝し、法は本迹内外の諸法を統す、されば若し之を相對的に開すれば受持正行四種助行等と分別せらるゝ也、宗徒必ず一行の言葉に執して單一單本の邪徑に陥り讀誦謗法三學無用等の横議を爲す勿れ。今絶對的受持一行と相對的正助二行との關係を圖示せば左の如し。



第二項 五種修行

第一 總述

絶對に約して妙行を論ずれば、但受持の一行なりと雖も、今相對に約して之を論ずれば正助の二行あり、而して今五種の修行は其主要なるもの也、本經には『法師品』『神力品』等に通じて受持讀誦解説書寫等と明し給ふ是也、御書には『法蓮抄』に「五種法師の中には書寫は最下の功德なり何に況んや讀誦など申すは無量無邊の功德あり」(一一六三)等と云ひ、『御義』に「五種妙行を修すれば悟の道に入て嶮路に入らざる也」(下四九)等と云へるは是也。此中受持の一種は正行にして讀と誦と解説と書寫との四種は助行也、蓋し正行とは正意の修行にして得果の正因となる行を云ひ、助行とは傍意の修行にして得果の助縁となる行を云ふ。受持に多義あり、我宗の受持は即ち信念唱題なる事前述の如し、讀とは讀經にして則ち看讀開解の行を云ふ、誦とは誦經にして則ち暗誦修福の行を云ふ、解説とは解釋演說にして則ち言文傳道の行を云ふ、書寫とは文書轉寫にして、則ち寫傳資福の行を云ふ。然るに正行の法體は即ち體の題目にして、助行の法體は即ち用の二十八品等也、而して此正助二行は並行するに非ずして正行を以て能攝とし助行を以て所攝とする也、『御義』に「今日蓮等の弘通の南無妙法蓮華經は體なり心なり二十八品は用なり二十八品は助行なり題目は正行なり正行に助行を攝すべき也」(下五〇)等と云へるは是也、蓋し受持正行四種助行と云ふは能行の法用に約し、題目正行(本体)一部助行(作用)と云ふは、所行の法體に約する義也。今末法の時は機の上下を論せず一般に受持の正行に依て成佛すべしと雖も、若し堪へたらんものは傍ら讀誦等の助行を以てせば

恰も順流に櫂棹を加ふるが如く彼岸に達し果上を莊嚴すること最も速ならん。されば本經には別しては受持の一行を奨勵し給ふと雖も通じては五種を勸進し、祖判には多分末法の通機に對して大に受持信心を唱導し力説し給ふと雖も『土籠御書』(六九五)『下山抄』(一五五六)『讀誦法華用心抄』(續二〇)等には讀誦の行を讚美し、『受職法門抄』(八四五)『諸法實相抄』(九六四)『松野御書』(一五三二)等には解説の行を奨勵し、『法蓮抄』(一一六〇)『四條御書』(一五二八)等には書寫の行を賞歎し給へり。されば一般の初心鈍根の徒は、専ら受持信念正行のみにて足れりと雖も、若し苟も後心利根の輩に於ては、分に應じて四種等の助行を兼修して受持の正行をして益發達せしめ以て自他成佛の大事を圓成せしむべき也。若夫『如說修行抄』(九七〇)等の一節に破棄し給へる五種修行の如きは、是全く天台過時のそれにして我家のそれにはあらざる也、行者必ず誤解する勿れ。



第二 受持正行

證得佛果の正因は實に受持信念の唱題修行にあり、求道者最も注意せずんばあるべからず。先づ受持の二字を分別せば、受は即ち信にして持は即ち念なり、然るに成佛の要道は受くるよりも持つにあり、『四條御書』に「受るはやすく持はかたしさる間成佛は持つにあり」(一〇九四)等とは是也、尙『上野殿御書』(二七一〇)、『日向記』(五〇)等には火の信者水の信者とて消え易き一時の薄信を警めて澁みなき不斷の強信を奨勵し、念持相續の肝要なる事を示し給へり。次に受持に單持受持と具足受持とあり『陀羅尼品』の所説に據る、單持受持とは單に總體の題目のみを信持するにて初心鈍根の單信無解の受持を云ふ、文に「受持法華名者福不可量」等とは是也、具足受持とは體の題目に更に用の一部を具足して受持するにて、後心利根の有信有解の受持を云ふ、文に「何況具足受持」等とは是也、尙『法師品』『唱法華題目抄』(三三二)「本尊供養御書」(一五三三)等を拜せよ。又次に三業受持と云ふことあり、信念は即ち意業受持、唱題は即ち口業受持、合掌禮拜・如說修行・不惜身命は即ち身業受持也、若し三祕に配せば意業以て本尊を念じ、口業以て題目を唱へ、身業以て戒壇を成ずる也、三業相應色法不二に妙法を受持するを以て眞の法華經の行者信徒と云はるゝ也、『最蓮坊御書』に「忝も諸佛出世の本懷たる南無妙法蓮華經を口に唱へ心に信じ身に持ち手に翫ぶ事は偏に過去の宿習な

る歟」(八三七)等と云ひ、『日向記』に「今末法は(乃至)此妙法の大曼荼羅を身に持ち心に念じ口に唱へ奉るべき時也」(四)等と云へるは是也。然るに三業の難易を論せば口業の唱題は易く意業の信念は稍難く身業の實行は最も困難也、行に難易あり功德の優劣亦準知すべし、而して三業一如色心不二の行者を以て最上乘とす、『阿佛房御書』に「法華經を持ち信ずれども誠に色心相應の信者能持此經の行者はまれなり」(一三三四)等と云へるは是也、(七龍御書六)大聖人及び諸先哲は即ち三業相應の行者也、仰いで以て龜鑑とすべし。然るに『總在一念抄』に「問て云く一文不通の愚人南無妙法蓮華經と唱へば何の益か有んや、答文旨にして一字を覺悟せざる人も信をいたして唱へたてまつれば身口業の三業の中には先づ口業の功德を成就せり、若し功德成就すれば佛の種子ひねの中に收り必ず出離の人となる也」(二二七)等と云ひ、『報恩抄』に「一閻浮提に人ごとに有智無智をさらはず一同に他事をすて、南無妙法蓮華經と唱ふべし」(一五〇九)等と云ひ、『四信五品抄』に「問其義を知らざる人唯南無妙法蓮華經と唱て解義の功德を具するや否や答(乃至)初心の行者其心を知らざれども而も之を行ずるに自然に意に當る也」(二五四)等と云ひ、其他大多數の御書に我祖専ら唱題に約して受持を主張し奨勵し給ひし所以は、實に末法澆季心念治し難く身行制し難し、故に且く比較的修し易き口業に托して妙行を勸奨し給へるものか、蓋し初心鈍根誘引調熟の善巧のみ、妙道の極致佛祖の本意には非ざる也。宗徒須く口業唱題の小成に甘じて三業相應如說修行の大利を失ふこと勿れ。

第三 信念 唱題

信念と唱題とは受持正行の二方面にして宗徒の大目的たる即身成佛の二大要素なれば最も注意せざるべからず。

(一)信念 信念とは受持の意業的方面也、先づ通じて信念の名義を明さば略して四あり、一には無疑を以て名とす、『文句』(九七七)に「無疑曰信明了曰解」と云ふが如き是也。二には隨順を以て義とす、『大四教儀』(九六)に「信心者隨順爲義」と云ふが如き是也。三には決定を以て相とす、『成實論』に「必定是信相」と云ふが如き是也。四には清淨を以て性とす、『唯識論』(六初)に「云何爲信(乃至)心淨爲性」と云ふが如き是也。次に別して本宗の義を言はゞ、偏に本佛本化に歸命し本經祖判に隨順するは是信の義也、妙法力に於て毫も疑を生ぜざるは是れ信の名也、心謗法邪見の雜染無きは是れ信の性也、決定清淨にして偏に佛果を期するは是れ信の相也。祖文の本據は逐うて之を尋ねべし。

次に以信代惠の義を辨せば之に二義あり、一義に云く、一言の妙法は本佛極果の境界にして迹佛等覺の量る所にあらず、況んや其以下をや、されば佛は在世上根の舍利弗に對して尙「以信得入非己智分」(譬喻品)等と誡め給へり、如何に況んや末代下機の我等に於てをや、言語道斷心行所滅の妙法唯信得すべし識得すべからずとの義也、是は法體の難知に約す、『立正觀抄』(一〇六九)等に台當迹本相對して可思議不可思議を論辨せらるゝが如き是也。一義に云く、縱令妙法不可思議也と雖も上代の時は機根猶利なるが故に一向に信仰に限るべからず所謂一心三觀等の智的修行を以て進むべしと雖も、今や末法澆季初心鈍根を以て充たさるゝが故に、宜しく信を以て惠に代用すべしと也、是は機根の難堪に約す、『四信五品抄』(二五三九)等に正しく時機の下劣に約して單信無解の唱題を勧め給ふが如き是也。如斯以信代惠に二義ありと雖も徒に信仰に執して智惠を嫌ふにあらず、堪へたらん利根は、分に學問工夫等を修し進んで信根を培養すべき也、『持法華問答抄』に「一切衆生皆成佛道の教なれば上根上機は觀念觀法も然るべし下根下機は唯信心肝要なり」(四七〇)と云ひ、『諸法實相抄』に「行學の二道を勵み候べし行學たへなば佛法はあるべからず」(九六三)等と云へるは是也。然るに以信代惠の法門を以て他の定戒に類對すれば以信代定以信代戒等とも言はるべき也、『神力品』偈文に「於受持此經(乃至)決定無有疑」等と云ひ、『寶塔品』偈文に「此經難持若暫持者(乃至)是名持戒」等と云へるは是也。

次に正信迷信の義を辨せば、正信即ち正當の信仰は唯一也、謂く正境に對して正信を爲すを云ふ即ち本門の本尊に對して本門の題目を唱ふる是也。次に迷信即ち迷妄なる信仰は雜多也大に分て三とす、一には正境に對して不正の信仰を爲すは迷信也即ち本門の本尊に對して本門の題目ならざる

信仰を爲す是也、二には不正の境に對して正信を爲すは迷信也即ち本門ならざる本尊に對して本門の題目を唱ふる是也、三には不正の境に對して不正の信を爲すは迷信也即ち本門ならざる本尊に對して本門の題目ならざる信仰を爲す是也、中にも第三は迷信の甚しきもの也、他宗外道の信仰即ち是也。

次に自力他力の義を辨ぜば、本宗の信力は定めて自力にも非ず、何となれば我宗の信力は單に私に發起したるにあらず又自己獨力の所作にもあらず、實に本佛本化の指導教訓に開かれ其大智大慈に南無し其大救濟力に攝取せらるゝものなるが故也。又定めて他力にも非ず、何となれば我宗の信力は十界互具一念三千自己即佛自己即法自己即僧の大自覺を基礎とせる所作にして單に他佛の愛感を欲求し一向に他法の神力を依頼するのみの信力ならざるが故也、斯くて本宗の信力は畢竟自他不二の妙力也と云ふべき也。御書は『一代聖教大意』(一九四)等を参照すべし。然るに若し機の利鈍に約して強て其傍正を論ぜば比較的鈍根者は他力を以て正意とし利根者は自力を以て正意とするの傾向あるが如し。

次に佛力・法力・信力の三力を辨ぜば、佛力とは「唯我一人能爲救護」の本師釋尊の他力也、法力とは以信得入の教訓を垂れ給へる「唯一乘法無二亦無三」の妙法蓮華經の他力也、信力とは「決定無有疑無一不成佛」の我等宗徒の唱題の修行にして自他不二の妙力也、我祖譬喩を以て此の三力

の關係を明して曰く「譬ば高き岸の下(三界)に人(衆生)ありて登る事能はざらん、又岸の上に人(佛)ありて繩(法)をおろして、此繩にとりつかば(信)我れ岸の上に引登さん(即身成佛)と云はん、引人の力(佛力)を疑ひ、繩の弱からん事をあやぶみて、手(信力)を納めて是をとらざらんが如し、争か岸の上に登る事をうべき、若其(佛)詞(法)に隨ひて手をのべ是をとらへば(信)即登る事をうべし(即身成佛)唯我一人能爲救護の佛の御力を疑ひ(信ぜず)以信得入の法華經の教への繩をあやぶみて(法力を)決定無有疑の妙法を唱へ奉らざらん(起さず)は力及ばず、菩提の岸に登る事難かるべし(即身成佛)不信の者は墮在泥梨の根元也、されば經に生疑不信者則當墮惡道と説れたり(持法華問答)抄四七〇)等と誠に巧妙の譬喩と云ふべし、然るに此三力中更に其要を取れば信力を以て最要とす、何となれば佛力法力の下には必ず信力無しと雖も信力の處には必ず佛力法力あるが故也『守護國家論』に「法華經は釋迦牟尼佛也、法華經を信せざる人の前には釋迦牟尼佛入滅を取り此經を信する者の前には滅後たりと雖佛の在世也」(二五八)等と云ひ、『法華初心成佛抄』に「一度妙法蓮華經と唱れば一切の佛一切の法一切の菩薩一切の聲聞一切の梵王帝釋閻魔法王日月衆星天神地神乃至地獄餓鬼畜生脩羅人天衆生の心中の佛性を唯一音に喚び顯し奉る功德無量無邊也」(二六九)等と云ひ、其他大多數の經文祖判専ら信力に約して成佛を勸奨し給ふは是也。されば本宗の成佛は通じては三力冥合の成佛なりと雖も、別しては信力爲本の成佛なりと云ふべき也。

次に別して信念と智慧との關係を辨せば、『御義』に云く「信は價の如く解は實の如し三世諸佛の智慧を沾ふは信の一字なり智慧とは南無妙法蓮華經なり信の外に解なく解の外に信なし今日蓮等南無妙法蓮華經と信受領納する故に無上寶聚不求自得の大寶珠を得るなり信は智慧の種なり」(上二八)と當に知るべし本化の所談は信念の價を以て諸佛の智慧を沾ふ、此故に妙法五字を信受念持する即ち佛の智慧にして方に事の能觀を成ずる也。然るに今の信價智實の智は果智にして前の以信代慧の慧は因智也、混亂する勿れ、而して信念と果智と、信念と因慧との關係、亦自ら相違することを知るべし。

要之妙法の信念は、誠に一切行學の根本にして成佛得脱の基礎也、『諸法實相抄』に「行學の二道をはげみ候べし行學たへなば佛法はあるべからず(乃至)行學は信心よりをこるべく候」(九六四)と云ひ、『御義』に「此本法受持するは信の一字なり元品の無明を對治する利劍は信の一字也、無疑曰信の釋之を思ふべし」(上五六)と云ひ、又「此無作三身一字を以て得所謂信の一字なり」(下一〇)等と云ふは是也。然るに一概に信念成佛と云ふも、尙純雜厚薄等の別ありて自ら成佛に優劣進退等の差あり、其純と厚との如きは成佛疑ひなしと雖も其雜と薄とに至りては未以て成佛するに足らず、反て不信隨獄に同ずべし、『顯立正意』に「今日蓮が弟子(乃至)但名のみ之を假て心中に染みざる信心薄き者は(乃至)臨終の時阿鼻獄の相を現すべし其時我を恨むべからず」(一〇七五)と云ひ、『波木井御書』

に「心に二つましまして信心だに弱く候はば峯の石の谷へころび空の雨の大地へ落ると思食せ大阿鼻地獄疑あるべからず」(二二一四)等と云ひ、又『秋元御書』(一九二九)には筒御器の覆漏汗雜の四失に悉して欠陥的信心を誡め給へるは是也。祖書無慮五百全篇殆ど信心成佛論・薄信不成論・不信墮獄論を以て充さる、されば假令智解なく道徳なく勇氣なきものも尙も堅實なる信念だにあれば即身成佛疑なく、而して假令智解等あるも信念なく又是れあるも雜漢薄弱等の失あるものは、遂に墮獄苦沈疑なかるべし、經に云く「淨信心敬不生疑惑者不墮地獄餓鬼畜生三十方佛前」(提婆品)等、又云く「若有於此經生疑不信者即當墮惡道」(涌出品)等と、寔に惟れば本化大慈大悲末法の我等を愍念し、長へに三類を忍び數々王難に罹り、忝くも易修易行の信行を教へ給ふ、而るに遲疑し受けずんば出離生死何の期かあらん、淨心に信せよ至心に念せよ。

(二)唱題 次に唱題とは受持の口業的方面にして即ち題目の内在的信念を口舌を以て表現する所作是也、略言せば信念の言表之を唱題と名く、我祖専ら唱題に約して信念を勸奨し給ふに略して七義あるべし。(一)には唱題は末代の下根に精神的信念を惹起さしめん爲の現實的作法也、則ち末代の通機は下根にして心根制し難く理義通するに由なし、故に修し易き口業の唱題に托して任運に信根を培養し成佛を期する也、所謂形式より反應する實質の擴充なるもの是也、此義は要するに専ら下根を導くの方法也。(二)には唱題は内容の信念を言表して、更に其信念を堅固にし増進せし

むる様式也、則ち事相の言表は理想の志氣を一層堅實發展せしむるもの、内既に強盛純潔の信念を有し更に之を外部に高唱し、内外相依りて以て受持成佛の大事を速成せしむる意匠也、此義は敢て機根の上下を論ぜず智慧の有無を問はざる也。(二)には意業の信念の上更に口業の唱題を要する所には、題目受持の功德をして單に自行に止めず進んで化他に及さんが爲也、則ち有智無智を論せず題目を高唱すれば、已信の者には益其信根を培養せしめ、求信の者には入信の動機を與ふる因縁也、不信の者には法音毛口より入りて遂に菩提の縁となり、謗法の者にも尙毒鼓逆縁の遠因を結ばしむる妙益あるが故也、此義は専ら化他利物の方法也。(四)には唱題は聲塵立行耳根得道の意匠に基く也、凡そ六塵(色聲香味觸)中聲塵は人生に於て最も顯著なる關係を有し又此娑婆世界は六根中にも耳根得道の國なるが故也、蓋し聲は能く吾人の理想と現實とを調和し又結付くる大能あるが故也。(五)には教主釋尊法華經涌出品の時末法有縁の大導師本化上行等の大士を呼び給ふに特に唱導師の名を以てし給ふ、我祖唱題の化導は豈に之に因めるものにあらずや、然るに若し末法の立行が但内心の信念に限らるれば唱導師の名目は不相應なるべし。(六)には宗教の一要素たる法要儀式を執行するに當り、我が宗教的中樞信仰を何等かの形式によりて表現すべき必要あり、唱題は此の要件を充すべく恰當の様式なりとす。(七)には末代に於て有勢の宗門たる念佛教徒盛に口稱の念佛に約して彌陀の信仰を鼓吹しつゝあり、我祖彼れに敵對して口業の唱題を創作し給へるか。斯くて唱題は

實に末法應時の正行にして我祖一代の心血を凝ぎて唱導し給へる所也、されば其題目竝に唱題の功德を明しては「四信五品抄」に「問汝何ぞ一念三千の觀門を勸進せずして唯題目を唱へしむるや、答曰く日本の二字に六十六國の人畜財を攝盡して一も残さず月氏の兩字に豈に七十箇國無からんや妙樂云く略して經題を擧ぐるに玄に一部を收む」(二五四)等と云ひ「十如是事」には「一遍も南無妙法蓮華經と申せば法華經を覺て如法に一部をよみ奉るにてある也、十遍は十部百遍は百部千遍は千部を如法によみ奉るにてあるべき也、かく信ずるを如説修行の人とは申す也」(二〇四)等と云ひ。又其一般に修行すべき事及其自行化他の大功德を稱歎して、「報恩抄」には「三には(本門題目)日本乃至漢土月氏一閻浮提に人ごとに有智無智をさらはず一同に他事をすて、南無妙法蓮華經と唱ふべし(乃至)日本國の一切衆生の盲目を開ける功德あり無間地獄の道を塞ぎぬ、此功德は天台傳教にも超へ龍樹迦葉にも優れたり、極樂百年の修行は穢土一日の功德に及ばず正像二千年の弘通は末法の一時に劣るか」(一五〇九)等と云ひ、又其解行證の功德を具することを示しては、「御義」に「今日蓮等の類南無妙法蓮華經と唱へ奉るは妙解妙行妙證不思議の行不思議の證得也眞實一念三千の開悟也」(上四三)等と云ひ。又單信無解の唱題の行者の勝用を明しては「四信五品抄」に「問其義を知らざる人唯南無妙法蓮華經と唱ふるに解義の功德を具するや否や、答ふ小兒乳を含むに其味を知らざれども自然に身を益す、耆婆が妙藥誰か辨て之を服せん、水心無れども火を消し火心無れども物を焼く

豈に覺あらんや（乃至）妙法蓮華經の五字は經文に非ず其義に非ず唯一部の意のみ、初心の行者其心を知らざれども而も之を行ずるに自然に其意に當る也」（二五四三）等と言へり。尙「弘經要義」には唱題法軌十條を擧ぐ、一に行意、二に句讀、三に音調、四に威儀、五に進退、六に運想、七に種類、八に助行、九に讚述、十に方便是也、就て見よ。

（二）信念と唱題の關係 後に信念と唱題との關係を辨ぜば、三業に約せば信念は意業受持、唱題は口業受持。又内外に約せば信念は内在的唱題、唱題は外現的唱題にして竝に密接の關係あること前述の如し。若し利鈍に約して其傍正を論ぜば、鈍根本位なれば理想の信念よりも現實の唱題を要すべきが故に自ら唱正唱傍の傾向也、利根本位なれば様式の唱題よりも實質の信念を重しどすべきが故に自ら信正唱傍の傾向也。若し縱横通局に約して勝劣を辨ぜば信念は縱（時間的）横（空間的）共に無作なるが故に通じ、唱題は縱横共に有作なるが故に局す、通勝局劣其異知るべし。若し四句分別せば信唱俱有は一向に信者也、信唱俱無は一向に謗者也、信有唱無又は信無唱有は半信半謗の徒也とす、其他の義門具に擧ぐるに違あらず。要之信念と唱題とは受持成佛の二大要素にして相離るべからざる關係を有す、故に眞の信念と眞の唱題とは内外相待て我宗の正行を構成するもの也。而して信念唱題は能持の行法にして其所持の法體は妙法五字也、我等苟も妙法を信念し題目を唱ふれば三學頓に具足し成佛得脫の大果を得んこと決定して疑なし。されば「御義」には「今日蓮

等の類南無妙法蓮華經と唱へ奉り權教は無得道法華經は眞實と是は戒なり防非止惡の義なり、持つ所の行は決定無有疑と佛體を定む是は定なり、三世諸佛の智慧を一返の題目に受持す是は惠なり」（上卷四八）等と云ひ、「日女御書」には「此御本尊も只信心の二字にをさまれり、以信得入とは是也……南無妙法蓮華經とばかり唱へて佛になるべき事尤大切なり……佛法の根本は信を以て源とす……日蓮が弟子檀那の肝要是より外に求る事なかれ」（一六二六）等と云へり。（當体義抄）我等豈に信ぜざるべけんや勵まざるべけんや。

第四 四種助行

五種修行の中受持は正行にして讀と誦と解説と書寫とは助行なること前述の如し、今更に四種助行の義を別釋せん。

初に讀誦助行の義を辨せんに（讀と誦とは大体看讀と暗誦と）抑方便・壽量乃至一部八卷等は總體の題目を義に隨ひ順を追うて説明せられたる別用の法門に外ならざれば、題目體内の妙用を知らんと欲せば宜しく品々の經卷を讀んことを要す、かくて用の經卷を讀むことに由て體の題目の光明益發揮する也。而して品々の法門を一々に題目の五字に歸納し渾て受持成佛に結歸せば信念愈健全にして妙道轉増進する也、例せば迹門の中心たる方便品を讀誦しては開權顯實唯一乘の妙法を信解し本門

の中心たる壽量品を讀誦しては開迹顯本久遠實成の本佛を信解し、又提婆品を讀誦しては惡人成佛女人成佛の妙力は唯是經に限ることを信解し、勸持品を讀誦しては惡世末法の弘經には三類の強敵紛然として競起るべければ、我不愛身命但惜無上道の決心肝要なることを信解し、分別功德品を讀誦しては滅後末法の行位正しく五品弟子にあることを信解し、不輕品を讀誦しては過去の不輕菩薩が折伏逆化の迹を忍びては現代我等弘法の標本となし、神力品を讀誦しては結要付屬上行所傳の妙法を信解し、陀羅尼品を讀誦しては總じては五番神咒別しては鬼子母尊神の行者擁護の誓願を信解し、乃至一部八卷を通讀しては法華一部末法爲正の佛意を信解し以て妙法蓮華經の要法に對する信念を堅固にし妙智を開發するが如し。されば『御義』には「法華經一部は一往は在世の爲也、再往は末法當今の爲也、其故は妙法蓮華經の五字は三世の諸佛共に許して未來滅後の者の爲也、品々の法門は題目の用也、體の妙法末法の用たらば何ぞ用の品々別ならんや」(下二五)等と云ひ、『日向記』には「法華經二十八品は影の如く響の如く題目の五字は體の如く音の如く也」(五丁)等と云ひ、其他土籠御書(六九五)五人土籠御書(六九一)四條御書(一九八六)道場神守護事(一五三三)曾谷御書(一八七二)灌頂抄(二〇三七)法蓮抄(一一六三)身延御書(二一九七)下山抄(一五五六)阿佛房御書(二二二五)轉重輕重法門(六九四)本尊供養御書(二五三三)日女品品供養(一七三五)松野御書(一八五九)本尊問答抄(一八〇一)波木井御書(二一一三)等多分の御書に於て、若は自行若は化他一偈一品一卷三部の讀誦を稱揚せられたり、且つ『讀誦

法華用心抄』(續二〇)には殊に其方規用心等を記し、最蓮坊の爲には特に『祈禱經』を撰んで之が讀誦を奨勵し給へり、況んや向師の記せる『高祖一期行狀記』を見るに我祖は毎日一卷宛御讀誦被遊候事明白なるに於をや。然るに古來不相傳の僻徒あり、『上野抄』の「今末法に入りぬれば餘經も法華經も詮なし但南無妙法蓮華經なるべし」(一七七一)等の文、『四信五品抄』の「專持題目不雜餘文尙不許一經讀誦何況五度」(一五四一)等の文、『御義』の「當品(壽量品)は末法の要法に非る歟、其故は此品は在世の脱益也、題目の五字計り當今の下種なり」(下二〇)等の文を誤解し敢て讀誦無用論又は讀誦謗法論等を主張するものあり、是甚だ不可也、何となれば『上野抄』『御義』等の文は且く下種教を以て脱益教を奪ひたる一義、『五品抄』等の文は且く最下根に約し正行を以て助行を奪ひたる一義にして決して讀誦禁制の聖意にはあらざるが故也、又但限本門讀誦主義、但限八品讀誦主義、但限方壽讀誦主義、但限壽量讀誦主義等の所説の如きは亦皆御書の一部部に囚れたる偏見にして依用するに足らざる也。『兄弟抄』に云く「この法華經は一切の諸佛の眼目教主釋尊の本師なり、一字一點もすつる人あれば千萬の父母を殺する罪にもすぎ十方の佛の身より血を出すにもこへて候」(二一三〇)等と非讀誦法華論者豈に猛省せずして可ならんや。茲に委しく評破しがたし。

然るに讀誦の法軌に略して十條あり。(一)に行意、又十意あり、一信解の讀誦、二單信の讀誦、三開解の讀誦、四祈禱の讀誦、五回向の讀誦、六報恩の讀誦、七代定の讀誦、八代戒の讀誦、九法

樂の讀誦、十修福の讀誦也。(二)に廣略、廣とは三部十卷又は一部八卷の全讀を云ひ、略とは要品の本門十四品・本門八品・方壽二品・壽量一品・自我偈等の選讀を云ふ、更に一法あり『撰法華經』品別傳等の讀誦是也、又更に一法あり、祈禱には陀羅尼品普門品等を加へ、回向には提婆品等を加へ、懺悔には安樂品勸發品等を加へ、法難會には勸持品を加ふるが如き是也。(廣略の進退は機根の勝劣と法要の性質と時間の都合等によるのみ)(三)に威儀、略して五法あり、一に簡擇本尊、二に嚴淨道場、三に供養香花、四に淨身整衣、五に合掌禮拜等也。(四)に運想、略して五意あり、一には十方諸佛影現證鑑し給ふと想へよ、二には滿空諸天聽聞護念すと想へよ、三には一切衆生自然に冥益すと想へよ、四には見聞の各衆をして菩提心を起さしむと想へよ、五には所誦の妙經教高く理深し等と想へよ。(五)に經本、經本文字正しからざれば能修の行亦隨て過つ、故に須く經本を擇ぶべし、艸山の印本字體最も正し、其餘の諸本字畫誤謬多し擇ばざるべからず、而して其訓點本に至りては未だ其可なるものを見ず。(六)に聲韻、謂く漢音吳書・異音同義・同音異義・一字數音・切略・清濁・本濁・新濁・京轉・四聲・等須く其大略を知り音義をして誤り無からしむべし。(七)に句讀、人多く句讀を失ひ濫讀甚多し、艸山の本句讀純正以て訂すべし。(八)に音調、音讀(俗に眞讀)と訓讀と互に長短ありと雖も、音讀は元是支那風の讀方也我國の徒宜しく訓讀を以て常規とすべきか、但し祈禱等の場合は此限りに非ず。(九)に音調、須く一心專念にして音吐適亮に文句分明なるべし、所謂法音を歌誦して音樂とするものか、我宗暴戻の

聲、禪徒卑劣の聲、念佛哀音の聲等最も忌避すべし要するに如來の四辯八音を分修せば可ならんのみ、然るに更に一法あり、木魚(又は本銚)以て音聲を調へ大鼓以て誦音を激勵するが如き是也。(十)に種類、三業讀誦等是也、一に身讀(又は色讀)身を以て行ずる也、二には口讀也知るべし、三には意讀とは妙解正憶念等是也、然るに身意の二業は實は讀誦に非ず、但是類通して名くるのみ、而して三業相應の讀誦を以て最上乘となす、されば『土籠御書』には「法華經を餘人のよみ候は口ばかりとばかりはよめども心はよまず、心はよめども身によまず、色心二法共にあそばされたることを貴く候へ」(六九五)と宣へり。

次に解説助行の義を辨せん、解説とは體の題目の利益及び用の二十八品等の功德を他人に向て解釋演説して、其信念を喚起し又は妙解を開かしむる所作なれば、衆生濟度の功德あるのみならず、化他の功己に歸するの功能あり、斯て解説は亦受持信念が家の助行となる、而して能弘の導師は常に此行を勵むべく有智の在家亦分に修すべき也、されば『受職功德法門抄』には法師品を引て「若是善男子善女人我滅度後能竊爲一人說法華經乃至一句一當知是人則如來使如來所遣行如來事何況於大衆中廣爲人說」(八四五)等と云ひ、『諸法實相抄』には「行學は信心よりをこるべく候、力あらば一文一句なりともかたらせ給べし」(九六四)等と云ひ、『松野殿御書』には「在家の御身は但餘念なく南無妙法蓮華經と御唱ありて僧を供養し給が肝心にて候也、それも經文の如くならば隨力演説

も有るべきが」(二五三)等と云へり。

解説の行を大に分て二種とす、一に口舌解説、二に文書解説也。初に口舌解説とは即ち言説傳道にして辯論を以て大法を宣傳するを云ふ、演説・説教・講義・教授・座談・問答・討論等是也。次に文書解説とは即ち文書傳道にして文筆を以て大法を廣布するを云ふ、著述・雜誌・新聞・繙譯・教信・廣告等是也。然るに他人の著書を轉寫し刊行するが如きは、其相文書解説に似て實は次の書寫行に屬すべき也。解説の得意を明さば、傳道の士縦ひ世界の諸學に通達し八宗の章疏を兼學するも、苟も本化別頭の教義に精通せずんば我が弘教に於て何かあらんや、設ひ辯は富留那を凌ぎ筆は弘法を壓すども、其言文の總てを以て要法五字に結歸することを識らずんば、末法弘通の導師とするに足らざる也、『御義』に云く「品品の初にも五字を以て題し終にも五字を以て結す、前後中間南無妙法蓮華經の七字也末法弘通の要法唯此一段に有之也、此等の心を失て要法に結ばずんば末法弘通の師には足らざる者也、剩さへ日蓮が本意を失ふべし」(下六〇)等とは是也、解説の士最も深重の用意あり須く宗要を得ずんばあるべからず、若夫雄辯術・文章學等の如きは別に之を學ぶべし。

後に書寫助行の義を辨ぜん、書寫の修行とは題目及び品品の經文法義を書き寫して自ら上求菩提の資糧となし且廣く天下に及し永く後世に傳ふるの行にして亦受持正行が家の助行たる也。然るに書寫は四種中に於て比較的最下の行也と雖も、尙尠からざる功德あり、されば本經『勸發品』には

「若但書寫是人命終當生忉利天上是時八萬四千天女作衆伎樂而來迎之、其人即著七寶冠於采女中娛樂快樂、何況受持讀誦正憶念解其義趣如說修行」等と宣ひ、我祖『法蓮抄』(一一六〇)『上野殿尼御書』(二〇七六)等には漢土法華傳に載せられたる書家烏龍遺龍父子の捨邪歸正の因縁談を引きて書寫の功德の偉大なることを證明せられたり。然るに書寫の行たるや、本上古開版無きの時専ら經本の壞失を恐れ之を筆寫して自ら保存し、又他に流傳せんが爲に起因す、然るに後世木版世に行はれ必ずしも傳寫の要を認めず、況んや近時活版等の巧術盛に世に行はれ文字の普及十全にして經典餘りあり、豈亦書寫の勞を待たんや、而も尙今時書寫の行を爲すものは多分は是自行資福の爲又は肉筆尊重の爲等ならん。斯くて今の所謂開版事業は(營利を目的とするものは之を除く)即ち古の書寫の行に相當す。若夫れ所謂文書傳道の如きは、其自作的なるものは前の解説の行に屬し、其他作的なるものに限り今の書寫の行に屬すべき歟。

以上四種修行は總じて受持正行の助行なるが、若し自行化他に配せば、讀と誦とは自行を正意とし、解説は化他を正意とし、書寫は自行化他相半す、而して受持は其全體を總括する根本修行也。然るに若し機に約して其通局を論ぜば、受持の正行は機の上中下に通じ、四種の助行は中根以上一局して下根に通せず、而して能化の僧侶は勿論上乘の在家者亦分に應じて須く五種を修すべき也。

第三項 三學 六度

三學と六度とは但是開合の異のみ、則ち持戒・禪定・智慧の三度は序の如く三學に當り、布施・忍辱・精進の三度は戒に攝屬す。抑三學六度は佛道修行の通則也、之に對する本宗の態度如何、之を辨ずるに二とす一に本門三學、二に分修三學也。

(一)本門三學 『聖密房御書』に云く「宗と申すは戒定慧の三學を備へたるものなり」(一六六四)と『三種菩薩抄』に云く「天台大師弘通本迹始終但本門三學未分明歟」(八九二)と、『御義口傳』に云く「戒定慧の三學壽量品の事の三大祕法是也、日蓮愷に靈山に於て面授口決する也」(下卷十八)と、茲に知んぬ、各宗に三學あり、而して本宗の三學は本門の三學にして爾前述門等の三學にあらず、而して本門の三學とは即ち三大祕法の實行にある事を、則ち本門の本尊に歸依して意を本佛妙法の一境に定むるは本門の禪學也、本門の題目を信唱して妙法本佛の妙智を發揮するは本門の慧學也、本門の戒壇を豫期して持ち難き妙法を持ちて自他の謗法を禁斷するは本門の戒學也。若し六度に就て言はゞ不惜身命の信仰は本門の布施也、國難忍受の信仰は本門の忍辱也、師子奮迅の信仰は本門の精進也、他の三度は知るべし。かくて三祕は即ち本宗の三學也、或は之を根本の三學、別頭の三學、總の三學、絶對的三學等と云ふ、蓋し本門の三學は各宗中最も卓絶せる根本行道にして實に絶對總

統の三學なるが故也。苟も人此の三祕即三學の妙道を受持せば、無量恒沙の三昧・智慧・律法・自ら其中に具備し、設ひ無智下根の衆生と雖も、必ず一生に成佛得道せんこと決定して疑あることなけん。

(二)分修三學 分修三學とは又三學兼修・兼行六度等とも云ふ、凡そ三學に二別あり、曰く別頭三學、曰く普通三學也、前者は即ち本門三學也、後者は即ち開顯的通佛敎の三學也、今分修三學と云ふは則ち後者に屬す、謂く今末法に於ては初心下根は且く措き、苟も能化後心たらんものは根本の三學即ち三祕の信行を正意として實修する上に助行として分に應じて普通の三學をも兼修して化他成佛の上乗を期すべき也。普通三學とは一往内外大小權實に於ける通途一般の三學を總稱す、所謂五倫五常五戒十戒十重禁戒四十八輕戒等乃至一切の倫理・道德・法律・規則等を遵守實踐して一切の惡を作さず一切の善を奉行するは即ち普通の戒學也、結跏趺座又は半跏趺座等の方式によりて一切の散亂を制し一切の三昧を得るは即ち普通の定學也、聽法・思惟・學問・觀念一切の疑問を解決して一切の理智を開くは即ち普通の慧學也。然るに此普通の三學に未開會の三學と開會の三學とあり、未開會の三學とは本門の三學に攝取せられざる外小偏權の三學を云ふ、開會の三學とは本門の三學に攝取せられたる内大圓實の三學を云ふ、蓋し三學其物に二あるに非ず、但開未開によりて其根本意義を異にするのみ。然るに之を祖書に見るに本門の三學は末法應時の行法として敢て機利鈍位の初後を問はず我祖一代の心血を濺いて之が實行を奨勵せられたり依文多々既に引證する所の如し

而して普通の三學に對しては兩向あり、一には未開會他宗の三學に對しては有害無益として一向に之を否定し度外し給ふ、高橋抄(二二七九)下山抄(二五八八)上野抄(二八四二)治病抄(二一〇〇)等に爾前述門等の教行の全部を否定して今末法に於ては無用なりと排斥し給ふが如き是也、二には開會自宗の三學に對しては還て之を有益として採用し給へり、此に亦兩向あり、一には末法の通機たる下根初心に對しては但本門の三學たる三祕の信念のみを勸進して暫く之を遮制し給へり、『四信五品抄』に「問入ニ末法ニ初心行者必具圓三學ニ不、答曰此義大事故勸出經文ニ送付貴邊ニ所謂五品之初二三品佛正制ニ止戒定ニ法ニ一向限ニ慧一分ニ慧又不_レ堪以_レ信代_レ慧信一字爲_レ詮不信一闡提謗法因信慧因名字即位也」(一五三九)等と云ひ、又『祈禱抄』に「行者は必不實なりとも智慧は愚かなりとも身は不淨なりとも戒徳は備へずとも南無妙法蓮華經と申さば必守護し給ふべし(中略)正像既に過ぬれば持戒は市の中の虎の如し智者は鱗角よりも希ならん」(九〇六)等と云へるは是也、蓋是末代の下機を感みて暫く三學六度を度外し、偏に信念成佛を勧め給ふ義也、是蓋し宗教の本旨佛祖の素懷にはあらざるべし。二には設ひ末法の別機たる上根上機ならずと雖も苟も至誠護法の男女が布施の行等を爲すに對しては感謝の辭を陳べ、又比較的後心利根の弟子檀那に對しては分に普通の三學を獎勵せられたり、則ち御書の大半を占むる御消息類の如きは概ね信徒の布施(檀波羅密)の行に酬へられたるもの也。又最蓮坊授與の『祈禱經送狀』には「尤成_二比丘_一權宗人尙可_レ然(普通持戒)况正法行人哉」(九一六)等と云

ひ、『十法界明因果抄』には「二乗戒を嫌ふとは二乗所持の五戒十善戒二百五十戒等を嫌ふにあらず彼の戒は菩薩も持つべし但二乗の心を嫌ふなり」(三一九)等と云ひ、大學三郎妻授與の『月水抄』(四八四)には隨方毘尼の戒を教へ給ふ、此等は概して持戒(二尸羅波羅密)の行を認定し給ふ文也。又四條金吾授與の『崇峻天皇事』に「忍波羅密は即是五常なり上宮此を用て以て其君を教ゆ周公の三握孔子の九思子能く之を聞け所謂佛法とは是なり」(一六四六)等と云へるは即ち忍辱(三層提波羅密)を勧め給ふ文也。又『富木殿御書』に「我門家夜斷_レ眠書止_レ暇案_一之一生空過萬歲勿_レ悔」(一三二〇)等と云へるは即ち精進(四毘梨耶波羅密)を獎勵し給へる所也。又『身延御書』の「觀念の牀の上に夢を結べば妻戀鹿の音に目をさまし我身の内に三諦即一一心三觀の月曇り無く澄けるを」(三〇六)等の文、『春初御消息』の「すでに讀經の聲もたる觀念の心もうすし」(二〇九二)等の文を見れば定(五禪波羅密)を自らも修し給ひしことを知るべし。又『持法華問答抄』に「一切衆生皆成佛道の教なれば上根上機は觀念觀法も然るべし」(四七〇)等と云ひ、『善無畏抄』に「所詮智者は八萬法藏をも習ふべし十二部經をも學すべし」(六四一)等と云ひ、『佐渡御書』に「外典貞觀政要すべて外典の物語八宗の相傳等此等がなくては消息もかゝれ候はぬ」(八三五)等と云ひ、『曾谷御書』に「此大法を弘通せしむるの法には必ず一代の聖教を安置し八宗の章疏を習學すべし(中略)『涅槃經』に云く内有_二弟子_一解_二甚深義_一外有_二清淨檀越_一佛法久住」(一一二二)等と云ひ、『阿佛房御書』に「大智慧の者ならでは日蓮が弘通の法門分別しがたし」(一三二四)